

第二次上田市総合計画
後期まちづくり計画（案）
（中間答申）

令和2年3月13日
上田市総合計画審議会

目 次

重点プロジェクト	1
第1編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】	3
第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現	
1-1-1 参加と協働による自治の推進	4
1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進	6
第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり	
1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	8
1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現	10
1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	12
第3章 地方分権にふさわしい行財政経営	
1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実	15
1-3-2 市民と行政との情報共有の推進	18
第2編 自然・生活環境【安全・安心な快適環境のまちづくり】	23
第1章 豊かな環境を未来につなぐ	
2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用	24
2-1-2 循環型社会形成の推進	26
2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進	29
第2章 良好、快適な生活環境の形成	
2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進	31
2-2-2 「乗って残す」「乗って生かす」を基本とした公共交通の活性化	33
2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備	35
2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出	38
2-2-5 安定した経営による上水道・下水道事業の継続	40
2-2-6 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進	42
2-2-7 地域防災力の向上と災害対応能力の強化	44
第3編 産業・経済【誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり】	49
第1章 次代へつなぐ農林水産業の振興	
3-1-1 地産地消の推進と都市農村交流による活性化	50
3-1-2 農業の安定的な生産体制の整備と産地化の推進	52
3-1-3 森林の適切な経営管理と地域産木材の利用推進	54
第2章 新たな価値を創造する商工・サービス業の振興	
3-2-1 新しい産業の創出と中小企業者の経営力強化	57
3-2-2 地域経済を牽引する工業（ものづくり産業）の振興	59
3-2-3 賑わいと活力ある商業の振興	61
3-2-4 安心して働ける環境づくりと就業支援	63
第3章 魅力ある観光地づくり	
3-3-1 おもてなしで迎える観光の振興	66

第4編 健康・福祉【ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり】	71
第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり	
4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業の推進	72
4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり	75
4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり	77
第2章 支え助け合う地域社会をつくる	
4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実	80
4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化	82
4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進	84
第3章 子どもが健やかに育ち、子育ての喜び・楽しさが感じられるまちづくり	
4-3-1 出産・子育てしやすい環境の実現	86
4-3-2 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実	88
第5編 教育【生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり】	93
第1章 次代を担う人づくり	
5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進	94
5-1-2 高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上	98
第2章 新しい時代を拓く生涯学習環境の整備	
5-2-1 生涯学習の推進と学習環境の整備	100
5-2-2 生涯スポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備	102
第6編 文化・交流・連携【文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり】	105
第1章 多彩な文化芸術の継承と創造	
6-1-1 文化遺産の継承と活用	106
6-1-2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	108
第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり	
6-2-1 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり	110
6-2-2 交流・連携促進による地域の活性化	112

重点プロジェクト

●「重点プロジェクト」の位置付け

時代の潮流や上田市を取り巻く背景や課題・展望を踏まえ、後期まちづくり計画期間中に特に重点的に取り組む5つの視点を「重点プロジェクト」として位置付け、6本の施策大綱ごとにプロジェクトに沿った施策・事業を戦略的に推進していきます。

超高齢化と人口減少が急速に進展する中においても、上田市が未来に向かって持続可能な都市としてさらに発展していくために必要な施策・事業を新たに加え、各分野に位置付けるとともに、横断的に連携させ、実行していくことで施策効果を高めます。

第一編 自治・協働・行政
市民が主役のまちづくり

第二編 自然・生活環境
安全・安心な快適環境のまちづくり

第三編 産業・経済
誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり

第四編 健康・福祉
ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり

第五編 教育
生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

第六編 文化・交流・連携
文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり

◆市民協働推進プロジェクト

市民、地域コミュニティ（自治会、市民活動団体など）、事業者、行政等が役割分担のもとに協働し、まちの魅力と総合力を高めます。

◆人口減少対策プロジェクト

働く場の創出、子育て支援、移住定住促進など、人口減少に歯止めをかける施策を推進し、活力あるまちづくりを進めます。

◆健幸づくりプロジェクト

市民一人ひとりが幸福を感じ、心身ともに健康に暮らすことができるまちを目指します。

◆子育て支援プロジェクト

将来を担う子どもたちがこころもからだも健やかに成長できるまちづくりを進めます。

◆最先端技術活用プロジェクト

人口減少・少子高齢社会に対応したAI・IoTなどの最先端技術を暮らしや教育、産業などに最大限活用し、持続可能なまちづくりを進めます。

第1編 自治・協働・行政

市民が主役のまちづくり

第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現

- 1-1-1 参加と協働による自治の推進
- 1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進

第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり

- 1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現
- 1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現
- 1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

第3章 地方分権にふさわしい行財政経営

- 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実
- 1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

1-1-1 参加と協働による自治の推進

地域住民や自治会、住民自治組織、市など各主体がそれぞれの役割のもとで、連携し、協働することで、自主的・主体的な地域づくりを目指します。

現状と課題

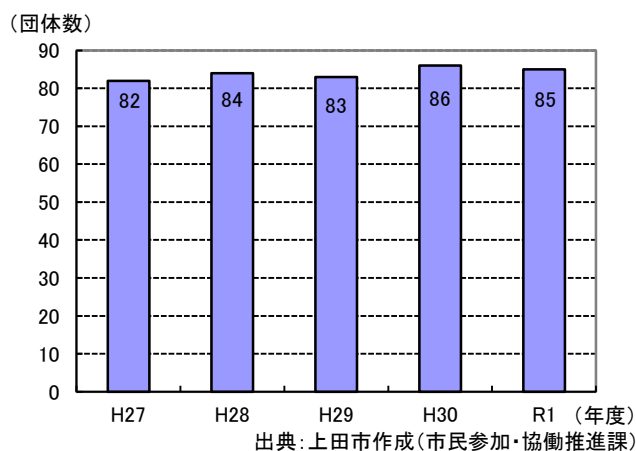
- 地方分権改革が進展し、国と地方自治体がより対等な立場で行政を担い、地方自治の本旨に基づき、自らの判断と責任の下に実情に沿った市政運営が求められているとともに、参加と協働による住民自治の強化が不可欠とされ、より一層、市民の参画により意思決定していくことが求められています。
- 自治会や市民活動団体などさまざまな人や組織により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発化しています。また、地域づくりを担う新たな仕組みとして設立された住民自治組織に多様な主体が参画し、連携・協力しながら、市が協働することで、地域住民の意見に基づくより効果的な地域課題の解決に向けた取組が進められています。
- 地域にはさまざまな分野で活動する団体や人材が存在しています。協働のまちづくりをより活発に進めるためには、こうした人々のリーダーやつなぎ役となる人材が地域活動に参画し、経験やノウハウを生かす環境づくりが必要です。
- 自治会は、自らのコミュニティ活動を通して地域環境の向上や地域住民の福祉の向上に努めており、長い歴史の中で育まれた絆による地縁団体として、まちづくりの重要なパートナーとなっています。一方で、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、コミュニティの希薄化が進み、自治会加入者の減少、活動の担い手不足などが課題となっています。
- 市内には多種多様な歴史的資源、里山や棚田などの豊富な自然環境があります。このような資源を後世に残していくためにも、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする機会の創出が求められています。

【上田市自治会数（合計 241 自治会）】

地区名	自治会数	地区名	自治会数
東部	8	内村	6
南部	9	丸子中央	7
中央	9	依田	5
北部	11	長瀬	3
西部	12	塩川	6
城下	9		
塩尻	3	計	27
川辺・泉田	10	地区名	自治会数
神川	13	長	11
神科	16	傍陽	12
豊殿	16	本原	13
東塩田	9		
中塩田	14	計	36
西塩田	7	地区名	自治会数
別所温泉	4	武石	18
川西	10		
計	160	計	18

出典：上田市作成（市民参加・協働推進課）

【市内NPO認証団体数の推移】



出典：上田市作成（市民参加・協働推進課）

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
地域づくり講座・研修会 開催数	講座 1 回・講演会 1 回/年	講座 1 回・講演会 1 回/年
地域づくりサポーター数	地域づくり人材育成講座 受講者数 59 人（令和元年度）	地域づくり人材育成講座 受講者数 150 人以上
自治会共同集会施設の耐震化率	65% (217 棟中、142 棟実施) (令和元年度)	72% (217 棟中、156 棟実施)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・市政や地域活動、市民活動に参加します。 ・まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。
自治会・活動団体など	・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・他団体と連携し、まちづくりを進めます。 ・まちづくりを担う新たな住民自治の仕組みである住民自治組織の活動を通して、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
行政	・市民・自治会・活動団体等各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。

施策の方向性・展開

基本施策 1 市民参加と協働推進のための環境づくりを進めます

① 協働によるまちづくりの推進

- ・自治基本条例の基本理念である「参加と協働」と「地域内分権」を示しながら、まちづくりのルールについて市民の理解を深め、住民自治の充実を図ります。
- ・協働のまちづくり指針に基づき、市民、地域コミュニティ（自治会や市民活動団体など）、企業、大学などさまざまな主体が、公共的な課題解決に向け、それぞれの役割に応じた連携・協力のもと主体的に活動できる環境づくりを進めます。
- ・市民を対象にした講座の開催や地域づくり活動への支援を通して、若者や女性、外国人をはじめ、地域で暮すまちづくりの担い手となる人材を発掘・育成し、こうした人々がまちづくり活動に参画する仕組みづくりをダイバーシティの視点も取り入れながら進めます。

② 自主的な地域コミュニティ活動の強化

- ・住民主体のコミュニティ活動や NPO 活動に必要な情報を提供するとともに、NPO 活動への理解が進むよう、活動の情報発信を行いながら、中間支援組織と連携し、各種市民活動団体の立ち上げや活動に対する支援を行います。
- ・コミュニティ活動の拠点となる地域自治センターや地域の集会施設の整備・活用を進めます。
- ・まちづくりの重要な担い手である自治会が、その役割を発揮し、各種団体と連携・協力して自立した活動ができるよう支援します。
- ・地区自治会連合会が地域のさまざまな団体との交流、連携を強化しながら地域づくりに取り組むために、住民自治組織との役割分担のもとで、機能的に活動できるよう支援します。

③ 地域資源を生かした地域の魅力アップ

- ・自治会や市民活動団体、新たな地域自治の仕組みである住民自治組織への参画・協働により、地域資源の価値を再発見し、新たな地域の魅力を創出・発信します。
- ・多種多様な歴史的資源、豊富な自然環境などを後世に残していくために、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする取組を市民、各種団体と協働して進めます。

（参考）関連する個別計画

上田市協働のまちづくり指針

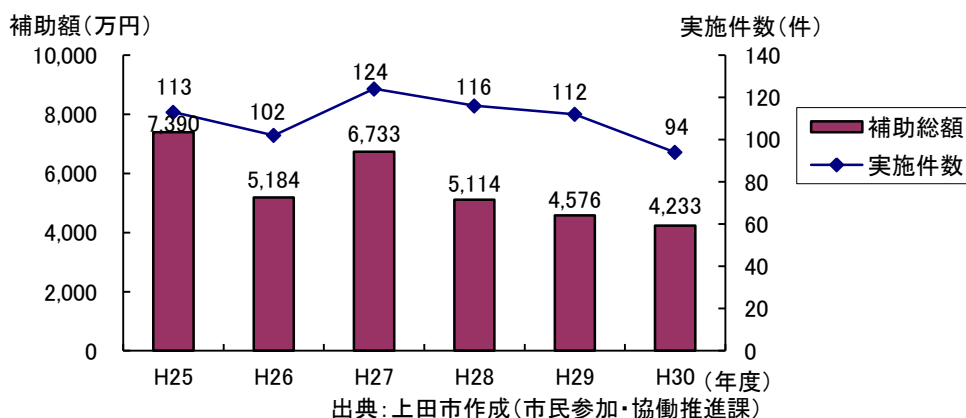
1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進

地域の取組に対する人的・財政的支援を通し、住民自らが地域の抱える課題を解決できる仕組みづくりを進めます。

現状と課題

- 人口減少や高齢化社会、核家族化などが進展する中で、相互扶助機能の低下や地域行事の縮小・廃止など、地域全体の活力の低下が懸念されます。このため、自治会や市民活動団体などの地域コミュニティが連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。
- 合併以降、まちづくりの基本方針として進めてきた地域内分権の取組により、新たな住民自治システムである「住民自治組織」の設立が進められています。今後は、若者や女性、外国人をはじめ地域で暮らす多様な主体が積極的に参画・協働し、住民主体の地域づくりを進める必要があります。
- 地域の声を施策に反映するための地域協議会とまちづくりの実働組織である住民自治組織の活動について、地域課題の解決に向けた調査・研究の取組が重複しないよう、それぞれの役割分担を明確にし、まちづくりを進めていく必要があります。
- 市民の自主的・主体的なまちづくりを支援する「わがまち魅力アップ応援事業」などにより、市民による個性豊かな取組が活発に展開され、市民力や地域力は着実に高まっています。こうした取組を継続・発展させるため、各種助成制度による支援や、住民自治組織の運営を積極的に支援し、魅力ある豊かな地域づくりを進めていく必要があります。
- 単一の自治会では解決が難しい地域課題の解決や、地域の個性・特性を生かしたまちづくりの推進のため、もう一回り大きな「地域」の範囲で、自治会や市民活動団体等の多様な主体が参画し、連携・協力する「住民自治組織」が設立されています。住民自治組織の活動が本格化するに従い、財産の保有、業務の受託、各種契約及び代表者個人のリスク回避などの手段として法人化を検討する必要があります。

【わがまち魅力アップ応援事業の件数及び補助金額の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
自治会や各種団体などで構成される住民自治組織の設立数	0件 (平成26年度)	市内全域で設立 ※最大15組織を想定

各主体に期待される主な役割分担

市民	- 地域活動、市民活動に参加します。 - まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。
自治会・活動団体など	- 若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 - 他団体と連携し、まちづくりを進めます。 - まちづくりを担う新たな住民自治の仕組みである住民自治組織では、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
行政	- 市民・自治会・活動団体など各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 - 人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。

基本施策１ 地域の個性とまとまりを大切にしながら分権型自治の構築を目指します

① 住民による新たな地域自治の推進

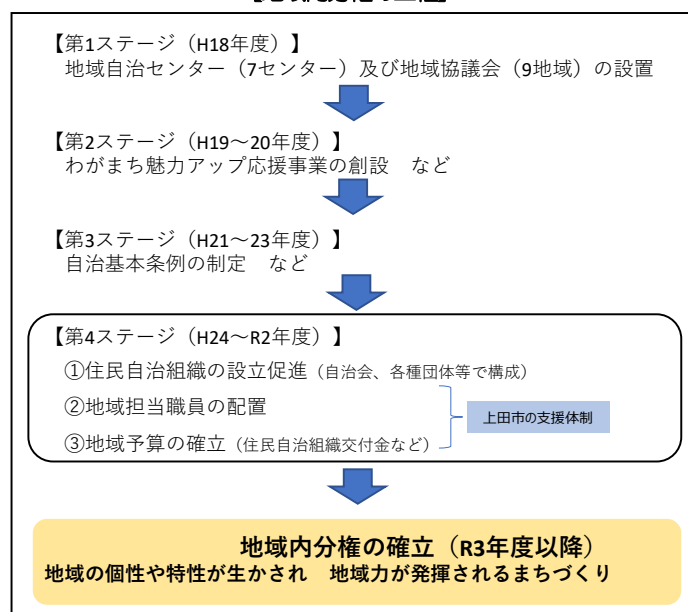
- ・地域協議会などの仕組みを生かして地域住民の意見や要望を施策に反映させるとともに、地域住民と役割分担しながら地域の課題解決に取り組みます。
- ・合併時に設立した地域協議会や住民自治組織の設立趣旨の違いを踏まえ、地域住民の意見を聞きながら、地域協議会のあり方を検討します。
- ・新たな住民自治の仕組みである住民自治組織について、地域住民や各種団体への周知を図り、参画を促すとともに、地域課題の解決やまちづくりの指針となる「地域まちづくり計画」に沿った活動が行えるよう、人的、財政的支援に努めます。

基本施策２ 住民自ら地域の課題を解決する取組を支援します

① 地域内分権の確立に向けた支援制度の充実

- ・地域自治センターや公民館が核となり、住民の意見が反映され、地域の個性が生かされた地域振興に取り組みます。
- ・住民による自主的・自立的なまちづくりが円滑に行われるよう、地域住民からの各種相談や関係部局との調整などを行う「地域担当職員」を住民自治組織単位に配置し、地域の取組が活性化されるよう、積極的に協働します。
- ・課題解決に向けた地域の自主的な取組を尊重し、庁内各課に「協働推進員」を配置することで、地域住民などとの連携・協力体制の充実に努めます。
- ・「わがまち魅力アップ応援事業」などの助成制度の活用により、地域の自主的・主体的な取組を支援し、豊かな地域づくりを進めます。
- ・地域住民が自由に集い、身近な地域の課題や解決策について話し合える地域コミュニティの活動拠点を、地域自治センターなど公共施設に整備するとともに、地域住民が主体となる新たな地域自治の仕組みを推進するために、社会教育施設である公民館のあり方についても検討します。
- ・地域資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を支援し、地域の活性化に取り組みます。
- ・住民自治組織の法人化については、国における新たな法人格の検討状況などを注視しながら、必要な情報の提供など支援に取り組みます。

【地域内分権の工程】

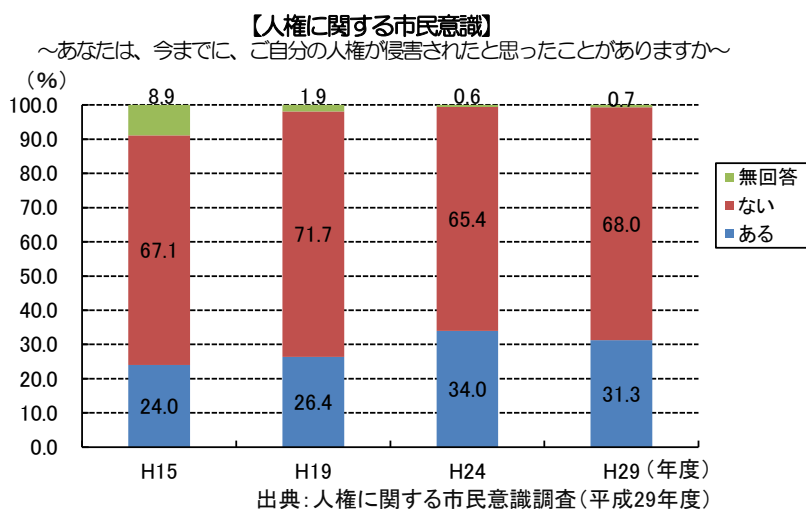


1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

学校、家庭、地域、企業など、さまざまな場で人権教育・啓発を推進することで、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

現状と課題

- 「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「犯罪被害者など」、「インターネットによる人権侵害」のほか、LGBTやハラスメントなどさまざまな分野における人権問題があり、あらゆる差別に対する教育・啓発が必要です。
- 偏見や差別意識は、学校、地域、職場などの積極的な取組や市民の努力などによって解消に向け一定の成果を上げていますが、依然として差別意識が残っているため、引き続き市民の人権意識を高めていく必要があります。
- 「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定した「上田市人権施策基本方針」を踏まえ、人権教育・人権啓発を積極的に推進し、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の開催回数	開催回数 800 回 (平成 30 年度)	開催回数 800 回以上
学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の参加者数	参加者数 36,000 人 (平成 30 年度)	参加者数 35,000 人以上
すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合	30.6% (令和元年度)	35.0%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めます。
事業者	・企業の社会的責任として、人権教育を推進し、差別や偏見のない職場をつくります。
教育関係者など	・教育活動を通し、人権尊重の精神を養います。 ・公民館などの社会教育施設において生涯の各時期に応じた学習機会を提供し、地域の実情に合わせた人権教育を推進します。
行政	・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県及び県内他市などとともに広域的なモニタリングの実施に向け連携していきます。

施策の方向性・展開

基本施策１ 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します

① 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・ 市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立ち施策を推進することで、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。
- ・ 研修などにより職員一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

② 人権意識の高揚

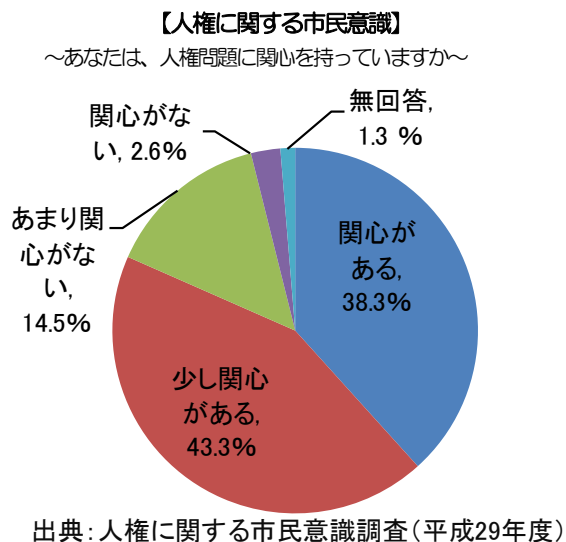
- ・ 学校や家庭、地域、企業・職場などのさまざまな日常の場で、市民の態度や行動において人権尊重の精神が発揮できるよう、人権教育と人権啓発を推進します。

③ 人権擁護と救済のための施策の推進

- ・ 法務局、人権擁護委員、警察などの各機関のほか NPO などの民間団体と連携し、相談支援体制を充実します。
- ・ 関係機関と連携し、必要かつ的確な救済と保護ができるような体制や情報提供を充実します。



うたな人権フェスティバル



（参考）関連する個別計画

上田市人権施策基本方針（第1次改訂）

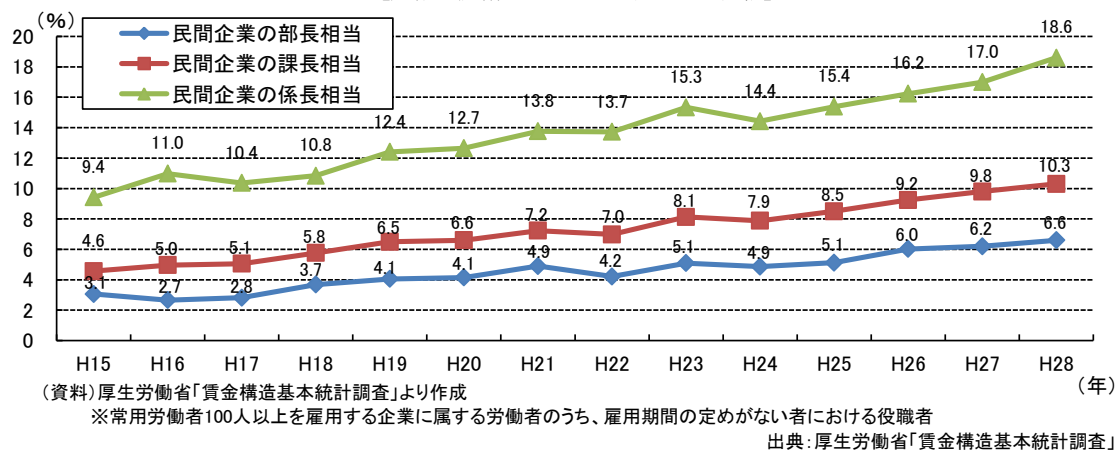
1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現

男女共同参画の意識の啓発や教育の充実を図り、男女が性別にかかわらず、能力を発揮できる社会の形成を促進します。

現状と課題

- 男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」や、働く人が性別にかかわらず能力を発揮することができる環境整備のための「男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画の意識を高め、当社会への実現に対する市民満足度を段階的に引き上げていく必要があります。
- 「男女共同参画社会基本法」に基づき「上田市男女共同参画推進条例」の制定及び「上田市男女共同参画基本計画」の策定を行い、さまざまな施策の取組を進めています。
- 国の男女共同参画データなどによると、固定的性別役割分担意識は解消されてきてはいるものの、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識は根強く、意思決定をする場への女性の参画が不十分な状況にあるなどの課題があり、すべての年代の男女があらゆる分野で活躍できるよう、固定的性別役割分担意識の解消の推進が求められています。
- 国の女性活躍推進の取組では、地域活動や就業分野などにおける女性の参画を進めていますが、2019年ジェンダーギャップ指数は153カ国中121位と過去最低となり、世界基準から見た日本国内のジェンダー格差は深刻であり、女性の管理職の登用、専門職や技術職の数の男女差など、女性の活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。
- 女性の社会参画促進のためには、社会制度や慣行を見直すとともに、男性・女性それぞれの意識改革が重要です。
- 子育てや介護の場面でも、男女が共同して家族としての責任を果たすとともに、地域社会で支えていく体制づくりが求められています。
- 「男女共同参画」は女性と男性が対等であることですが、慣習などに囚われ「対等」を実現できずにいます。そこで、「男女共同参画」を実現していくためには、この慣習などに疑いを持ち、違う方向から物事を見るといった発想の転換ができる、すなわち思考の柔軟性を持ち合せている人たちににより担っていくことが重要です。よって、持続可能な男女共同参画社会実現のためには、行政や市民及び民間事業者などが一体となって継続的に推進していく官民連携体制を基本として、男女共同参画事業の管理運営主体を市民や民間事業者へも広げて行くことを検討する必要があります。

【階級別役職者に占める女性割合の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
審議会など委員に占める女性の割合	38.3% (平成30年度)	40%以上
男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	18.8% (令和元年度)	25%以上
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合	65.8% (平成27年度)	80%以上

各主体に期待される主な役割分担

市民	男女共同参画の意識を高めます。
事業者	- セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止の意識を啓発します。 - 男女が働きやすい環境を整備します。 - 積極的に女性役職者を登用できる環境を整備します。 - 仕事と子育てを両立できる労働環境を整備します。
教育関係者など	男女共同参画の理念を踏まえた教育を行います。
行政	- 男女共同参画意識の啓発や教育の充実を図ります。 - 審議会や政策方針決定の場への女性参画を促進します。 - 自らが事業者として役割を果たし、男女の性別にかかわらず個性と能力が発揮できる環境や、仕事と子育てを両立できる環境などを率先して整備し、女性の管理職の登用に努めます。 - あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者、教育関係者と協力し、改善措置を講じるよう努めます。

施策の方向性・展開

基本施策 1 女性と男性が互いに人権を尊重しあい、能力を発揮できる社会を目指します

① 男女共同参画計画の推進

- 男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画計画を推進します。

② 男女の人権が尊重される社会の形成

- 男女の性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮できるようにするための意識の啓発や教育、学習の充実を図ります。
- 社会における制度や慣行が自由な選択を妨げることがないように、男女共同参画の視点に立った見直しに関する啓発に取り組みます。
- 男女間のあらゆる暴力を根絶し、生涯を通じた健康支援の取組を進めます。
- 関係機関との連携を強化し、相談体制を充実します。

③ 女性の社会参画の推進

- 性別にとらわれず個性と能力を充分発揮できるよう、行政における審議会、政策決定の場や各種団体における協議の場への女性の参画促進を図ります。
- 仕事と子育てを両立し、男女がともに職場で能力を充分発揮できるよう相談支援を行うなど、就業を支援します。
- さまざまな分野で女性がより一層活動できるよう情報提供や支援を進めます。

④ 家庭生活とそのほかの活動が両立できる環境づくり

- 男女が仕事、家庭及び地域などの活動に参画できるように、働きやすい環境の整備や雇用・労働条件における男女平等の啓発に努めます。
- 仕事と子育て、仕事と介護を両立できる環境づくりのため、関係機関との連携を進めます。

(参考) 関連する個別計画

第3次上田市男女共同参画計画

1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

外国籍市民と共に、市民同士の相互理解を深めるとともに、外国籍市民の自立と社会参加を促し、「ダイバーシティ」という、多様な文化背景をもつ市民・多様な価値観・多様な意見を受容した多文化共生のまちづくりを目指します。

現状と課題

- ・外国籍市民数は、国の法改正により平成31年4月から外国人労働者としての受入れが拡大されたため増加することが予想されます。永住者が増え定住化が進む中で、医療保険や年金、防災など生活上のさまざまな課題が生じています。それらの課題を解決するため、まずは多言語相談窓口を一元化するなど、速やかに関係機関へつなげることが必要です。
- ・国籍や文化の違いを理解し、すべての住民が尊重しあって暮らせる多文化共生社会を形成するため、市民ボランティアなどで構成される上田市多文化共生推進協会（以下、「AMU」という）をはじめ、自治会や日本語学校とも連携を図って活動を推進するとともに、多文化共生推進体制を見直す中で、AMUの役割分担や活動内容も再検討していく必要があります。
- ・共生社会の実現に向けて、より一層の日本語教育体制の充実化が求められます。同時に地域住民に対し、地域で生活する外国籍市民の文化への理解を促します。
- ・外国籍市民が長く地域に住み続けていくためには、市民として自立し、さらには社会参加を促していく必要があります。また、外国籍の子どもたちの教育問題は、特に重要な課題となっています。
- ・こうした課題解決のためには、行政だけでなく、市民や活動団体などと連携した取組が求められると同時に、制度や法律の整備が必要な場合も多いことから、ほかの自治体とも連携しながら、国への要望や組織的な運動を進めていく必要があります。

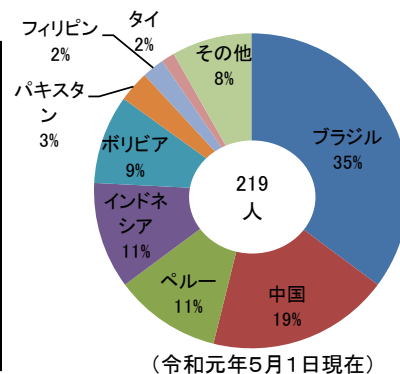
【外国籍市民数の推移】

国籍	年	平成2	平成12	平成17	平成22	平成27	平成28	平成29	平成30	(単位:人) 平成30 国籍別割合
中 国		94	610	1,019	1,143	902	968	965	979	23.8%
ブラジル		306	2,849	3,249	1,220	608	600	654	810	19.7%
韓国・朝鮮		320	321	364	388	326	306	302	298	7.2%
そ の 他		168	1,266	1,711	1,315	1,399	1,613	1,782	2,024	49.2%
合 計		888	5,046	6,343	4,066	3,235	3,487	3,703	4,111	100%

(平成27年のみ3月末現在、他の年は12月末の数値)

出典: 上田市作成(市民課)

【外国籍児童生徒の現状】



(令和元年5月1日現在)

出典: 上田市作成(市民課)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
外国人と日本人の相互理解につながるイベント開催回数	交流イベント 2回 (平成26年度)	交流イベント 2回
外国籍の子どもの育成に携わる市民ボランティア養成講座数	市民ボランティア 養成講座 1講座 (平成26年度)	市民ボランティア 養成講座 1講座
外国籍市民のための初級日本語教室(新しい学びの場)	日本語教室 1講座 (令和元年)	日本語教室 1講座
相談員研修会への参加	研修会 1回 (令和元年)	研修会 3回

各主体に期待される主な役割分担

市民	・関連するイベントなどに積極的に参加し、多文化共生に関する理解を深めます。
活動団体など	・国籍が異なる市民同士の交流を深めます。 ・外国籍の子どもたちの育成に取り組みます。 ・外国籍市民の社会参加につながる事業を進めます。
行政	・外国籍市民の生活相談に迅速に応じるため、多言語相談窓口を一元化していく体制をとります。 ・外国籍市民に必要な情報を多言語で提供します。 ・外国人集住都市会議に参加し、国などへ現場の声を伝えるとともに、制度の改善について提言します。 ・AMUと協働して事業を実施するとともに、多文化共生推進体制を見直し、その中でAMUの活動内容も検討していきます。 ・日本語教育体制の充実を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策１ 外国籍市民への支援と市民同士の相互理解につながる取組を進めます

① AMU を核とした共生のまちづくりの推進

- ・AMUとの連携により、外国籍市民の意見を取り入れながら、イベントを開催します。さらに多文化共生推進体制や活動の一層の充実を図ります。
- ・医療保険、年金、防災、教育、福祉などの外国籍市民の生活上の課題に対し、関係機関との連携を深めながら総合的に支援します。
- ・特に防災の観点から、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手や初期対応などの防災知識の啓発活動に取り組みます。

② 外国籍市民への相談体制や広報活動の充実

- ・多言語相談窓口を一元化した多言語相談ワンストップセンターを充実するため、そこへ対応可能な職員を配置し、医療保険や年金、税金などの生活相談にあたります。このため、対応できる職員のレベルアップとして、研修の機会を充実させます。
- ・日本語が十分に理解できない外国籍市民のために、上田市ホームページや外国語版の広報紙を通し、必要な情報を多言語で提供します。

③ 交流イベントや講演会などの開催による相互理解の推進

- ・地域に在住する外国人と日本人が交流できるイベントを開催し、多文化共生の理解を深めます。
- ・AMU による自治会への出前講座などを通して地域で生活する外国人や日本人の双方で異文化に対する市民の理解をさらに深めます。

基本施策２ 外国籍市民の自立と社会参加を促進します

① 外国籍市民の自立と社会参加促進

- ・日本語能力の向上と日本社会に対する理解促進に向け、日本語教室での市民ボランティアの育成や、日本語教室の場と教える人材を確保し充実を図ります。
- ・外国籍市民同士の助け合い活動（情報伝達、生活相談など）や地域貢献を担う「外国人キーパーソン」の発掘に取り組みます。
- ・外国籍市民が地域社会に溶け込み、自ら積極的に社会参加できる仕組みづくりに取り組みます。

② 外国籍の子どもたちの育成と学力向上

- ・外国籍の子どもたちが、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会や市民ボランティアと連携し、日本語の基礎を学べる体制づくりの検討など日本語教育体制の充実を図ると同時に、親の教育に対する協力を促す仕組みを検討します。あわせて、すべての年齢の日本語を学びたい者と、日本語を指導する有資格者や学習を支援する市民ボランティアをつなぎ、育てていくコーディネーター体制の整備を検討します。

③ 外国人集住都市会議への参加と外国人の多様性を生かしたまちづくり

- 外国人集住都市会議に参加し、外国籍市民にかかわる施策や活動に関する情報交換を行うとともに、各都市単独では解決困難な制度などの課題について、国に対する組織的運動を展開します。
- 外国籍市民が持つ多様性を、都市の活力として積極的に生かすまちづくりに取り組みます。

(参考) 関連する個別計画

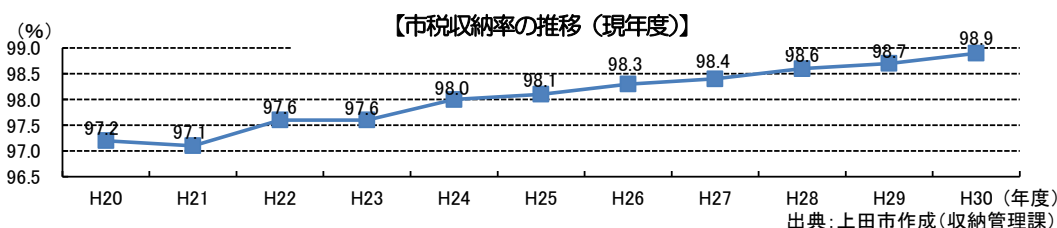
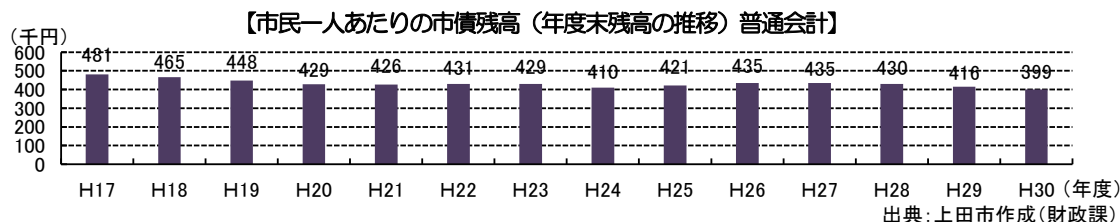
上田市多文化共生のまちづくり推進指針、上田市多文化共生のまちづくり推進計画

1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

地域の主体性・自律性を高める地方分権の実現及び新たな時代への挑戦「Society5.0」の実現に向け、次世代型行政サービスへの転換などによる行財政改革を推進し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するとともに、民間活力の導入をはじめ多様な主体が市政に参加する持続的な行政経営を目指します。

現状と課題

- ・地域の主体性・自律性を発揮し、将来にわたり持続可能な行政経営を確立するためには、健全な財政基盤の確保はもとより、事務事業の効率化や行政サービスの最適化に向けた不断の取組を重ねるとともに、多様な主体が市政に参加・参画し連携する「新しい公共」の創出に向けた取組が必要です。
- ・マイナンバー制度導入による業務の効率化や市民サービスの向上に、今後も取り組む必要があります。また、他自治体とのシステム共同化や業務の標準化による経費節減にも取り組む必要があります。
- ・将来的な労働力人口の不足が懸念される中、AI・RPA など新たな ICT を導入するとともに、民間の高い技術力を活用して、業務の効率化を図り、より良い市民サービスを提供することが求められています。
- ・適切な行政サービスを提供するため、社会情勢の変化に柔軟に対応する人材と組織が必要となります。
- ・合併特例債を最大限活用する中で、ほかの起債事業の精査により市債残高は、合併以降着実に減少してきましたが、一方で臨時財政対策債の残高は増加しており、市庁舎建設や教育施設整備の影響も含め、起債残高は、暫くは横ばい又は増加が続きます。
- ・地方交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了することから、行政サービスの再点検と見直しを進め、受益者負担原則の徹底や減免制度の見直しなど公平・公正な市民サービスの充実、全市統一に向けたさまざまな制度などの終期の設定を検討していくことが重要です。
- ・市税などの滞納者数及び滞納繰越額は減少傾向にありますが、より効果的、効率的な収納対策を実施し、さらに縮減を図る必要があります。
- ・固定資産台帳を活用して、資産の正確な把握に努め、未利用財産の処分や利活用を図り財源を確保することが重要です。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
マイナンバー制度導入によるコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	コンビニ交付 4.5% （平成30年度）	コンビニ交付 40.0%
実質公債費比率*	5.4% （平成30年度決算）	5.8%未満 （令和7年度決算）
将来負担比率*	26.7% （平成30年度決算）	40.3%未満 （令和7年度決算）
市税収納率〔現年度〕	98.9% （平成30年度決算）	99.3% （令和7年度決算）

各主体に期待される主な役割分担

市民	・公共施設のあり方について、ともに考えていきます。 ・市政への関心を高め、積極的に市政に参加・参画します。 ・期限内の適正な申告、納付に努めます。
各種団体・事業者など	・公益的事業へ積極的に参加します。
行政	・行政サービスの最適水準を維持するための行財政改革を推進します。 ・ICTの利活用による効率的で質の高い行政サービスを提供します。 ・民間事業者や関係団体と連携することにより、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策 1 地方分権の実現に向け、行財政改革の取組を進めます

① 行政サービスの最適化に向けた改革の推進

- ・行財政改革大綱の策定とこれに基づくアクションプログラムの着実な実行により、事務事業の効率化と行政サービスの最適化を図ります。
- ・公共施設の適正配置と財政面の負担平準化を図るため、公共施設白書及び公共施設マネジメント基本方針に基づく個別施設計画策定を進める中で公共施設の長寿命化や再配置などを検討し、効果的・効率的な施設経営を目指します。

② 民間活力の導入拡大による改革の推進

- ・民間活力導入指針を踏まえ、行政サービスの効率化に向け、行財政改革大綱に基づく民間活力導入の検討と促進を図ります。
- ・補助金などのあり方を見直し、公募型又は提案公募型補助金の拡充を図ることにより、多様な事業主体による公益的事業への参加を促します。

③ 多様な主体の市政参加・参画と連携の促進

- ・制度化したパブリックコメントの活用を図るとともに、審議会等附属機関のあり方や市民アンケートなど市民意見の反映に係る広聴体制の見直しを進め、市政に対する多様な主体の参加機会の拡充を図ります。

基本施策 2 ICT利活用による質の高い行政サービスと業務システムの最適化を進めます

① ICT利活用による業務改善・効率化

- ・電子申請、コンビニ交付、統合型GISなど従来のシステムに加えて、AI・IoTなど、新たなICTの利活用による市民サービスの向上を図ります。
- ・将来的な労働力人口不足に伴い、AI・RPAなど、新たなICTの利活用による、業務の効率化を図ります。
- ・マイナンバーカードの利活用を推進し、業務の効率化や市民サービスの拡充を図ります。
- ・他自治体とのシステム共同化や業務標準化による経費節減に取り組みます。

基本施策 3 人材育成と組織の適正化を進めます

① 人材育成と組織の適正化

- ・人材育成基本計画に掲げる、『自ら考え行動しそのために自ら成長を目指す職員』、『「おもてなしの心」と「明るいあいさつ」で快適な市民サービスを提供する職員』を職員の基本姿勢とし、人事制度、研修制度、職場づくりの3つを柱に計画的な人材育成に取り組み、市民サービスの向上を図ります。
- ・適正な職員数の確保と管理を図るとともに、さまざまな課題に迅速かつ効果的・効率的に対応できる組織づくりを進めます。

基本施策4 健全財政を堅持し、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります

① 健全財政の堅持と安定的な財政基盤の構築

- ・国では、地方を含めたプライマリーバランスの将来目標値を掲げ財政の健全化に取り組んでいることから、地方財政への影響を的確にとらえるとともに、中・長期的な財政推計に基づき、安定的な財政基盤の構築を図ります。
- ・合併以降、継続していた普通交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了し、令和3年度から新市による一本算定*となることを受け、合併以降の統一されていない制度や交付金等の見直しの検討を加速し、持続可能で全市一体の上田市を目指すとともに、事務事業の選択と集中や基金の有効活用により、健全な財政運営を推進してまいります。
- ・市政の重要な事業を着実に推進する一方で、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率などの「財政健全化指標」に留意した財政運営を行います。
- ・新たな基準による地方公会計制度財務書類の作成を通して、財政状況の分析、把握を行うとともに、財務状況全般について、わかりやすく公表していきます。
- ・ふるさと納税を積極的にPRし、財源確保とともに上田市の知名度アップと産業振興を図ります。

基本施策5 公平・適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度を向上させます

① 公平・適正な課税の推進

- ・課税の公平・適正を期するため、国や県をはじめとする関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握していきます。
- ・税の仕組みや税制改正などについてわかりやすく市民に周知し、納税についての啓発を進めます。

基本施策6 市税などの収納率向上を図り、自主財源確保と税負担の公平性を確保します

① 市税などの収納率の向上

- ・市税など納付案内センターの効果的な活用を図るなど、新規滞納者を発生させないための取組を進めます。
- ・滞納者に対しては法に基づく滞納処分を実施することで、滞納繰越額の縮減を図るとともに、税負担の公平性を確保します。
- ・長野県地方税滞納整理機構と連携し、高額・困難案件の解消に取り組めます。

基本施策7 市有財産の把握と適正な管理を行い、積極的な利活用や処分を進めます

① 市有財産の把握と適正な管理及び利活用

- ・未利用財産の洗い出しを行い、売却処分や貸付などの活用方法を検討します。
- ・ネーミングライツなどの市有財産を活用した広告掲載事業を実施し、新たな自主財源の確保を図ります。
- ・市民ニーズに合わせた土地の分割や計画的なインフラ整備により、遊休地の処分を進めます。

(参考) 関連する個別計画

第四次上田市行財政改革大綱、上田市公共施設白書、上田市公共施設マネジメント基本方針、上田市民間活力導入指針、上田市補助金交付基準及び見直し基準、審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

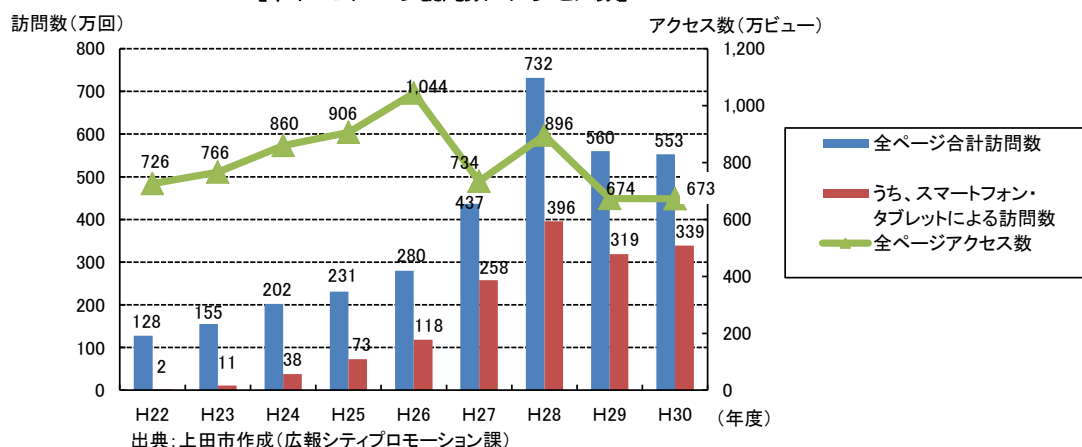
1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

市民との情報共有のため、重要な公文書などの保存や閲覧、ICT ツール*や通信設備などを整備し、デジタル化・オープンデータ化により行政が保有する情報（公共データ）の利用促進を図るとともに、行政の情報発信力や広聴機能を強化することにより、市民と行政との双方向コミュニケーションの推進を図ります。

現状と課題

- ・市職員が広報パーソンである意識を持ち、若者、高齢者、子育て世代、観光客、移住者、企業などに対して、求められている情報を、受け手や伝達手段を選択しながら発信していく必要があります。
- ・必要な情報を必要としている人に届けるために、利用ニーズのある多様な情報媒体を的確に利活用し、効果的・効率的に情報を発信していく必要があります。
- ・多様な主体の市政への参加・参画や連携を促進するためには、通信によるコミュニケーションは重要かつ有効であり、ネットワーク通信を利用し、市民と行政、団体間などそれぞれが持つ情報や知識の共有が図れる仕組みづくりが必要です。
- ・ケーブルテレビ、有線放送など民間事業者と連携し地域の情報発信を行うことは、市民参加・協働が促進されるとともに、災害時における情報発信の多重化につながることから、積極的に取り組む必要があります。
- ・情報の受発信のためインターネットなどへのアクセス環境が求められています。特に公衆無線 LAN は、災害時においては避難者の情報収集・伝達手段として、また、平時においては公民館での利用者団体活動、図書館での学習、観光施設での PR などに必要とされています。
- ・行政が保有する公共データを民間でも利用しやすく環境整備することは、官民連携、市民参加・協働につながることから、公文書の管理と活用及び民間利用可能な公共データのオープンデータ化が必要です。
- ・AI、5G など新たな ICT が導入されるなど今後ますます情報通信機器の利活用が必要とされることから、情報格差が生じないよう情報通信機器が不得手な市民に対する支援が必要です。

【市ホームページ訪問数・アクセス数】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
ホームページアクセス数	673 万アクセス (平成 30 年度)	900 万アクセス

各主体に期待される主な役割分担

市民	・市政への参加・参画や連携を促進し、通信によるコミュニケーションを図ります。 ・地域への愛着と誇りを持ち、まちの情報発信にかかわります。
事業者など	・通信設備を整備するとともに、地域情報の受発信や、行政情報発信の支援を行います。 ・行政と連携し、情報通信機器の利活用を支援します。 ・オープンデータの活用を図ります。

行政	・広報広聴力の強化及びシティプロモーションの強化を図ります。 ・誰もがわかりやすい情報発信に加え、求められている情報を情報の受け手や伝達手段を選択し発信していきます。 ・情報弱者対策や新たな情報通信手段の普及促進のため、情報通信機器の利活用支援に取り組めます。 ・公共データを保存しデジタル化するとともに、公開できるものについてはオープンデータ化を進めます。 ・歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。
----	--

施策の方向性・展開

基本施策１ 市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴を目指します

① 効果的な広報に向けた職員の意識改革

- ・誰もがわかりやすい情報発信に努め、効果的な PR 活動に取り組み、職員一人ひとりの情報発信力の向上を図ります。
- ・各課に広報情報リーダーを設置し、広報活動の手引きやシティプロモーション推進指針を活用しながら、広報研修も継続し、職員の広報マインドのスキルアップを図ります。

② 情報発信力の強化・充実

- ・広報うえだやホームページ、上田市メール、SNS などの多様な手段を活用し、アクセシビリティ*対応に配慮しつつ、多様な情報通信機器からの閲覧や災害時において迅速かつわかりやすい情報提供に取り組めます。
- ・各種情報発信媒体の特性に応じて配信内容やタイミングを工夫し、情報へのアクセス性を高めるとともに、多様な手段を組み合わせる効果的・効率的な情報発信に取り組めます。
- ・記者会見や報道機関、タウン誌などへの情報提供・PR 活動を通して、情報発信の強化に取り組めます。
- ・AI、5G など新たな ICT が導入されるなど今後ますます情報通信機器の利活用が必要とされることから、情報格差が生じないよう情報通信機器が不得手な市民に対する支援に取り組めます。
- ・ケーブルテレビや有線放送など市内の各種メディアと連携し、地域密着の情報発信に取り組むとともに、地域情報の収集に取り組めます。

③ 双方向コミュニケーションの強化

- ・行政からの一方的な情報提供にならないよう、市民と行政がつながる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組めます。
- ・多様な視点での情報発信とシビックプライドの醸成を図り、市民リポーターや高い情報の受発信力をもつ市民や団体（キーパーソン）などと連携して、求められている情報の把握と発信に取り組めます。
- ・市民などからの頻度が高い問い合わせなどについて情報提供を充実させるとともに、意見、要望などに対して、迅速に対応できる仕組みづくりに取り組めます。
- ・広聴においては、市民や各種団体、事業者などの多様な主体から、手紙・電子メール、懇談会やサテライト市長室などさまざまな媒体・方法により市民意見をお聴きし、市政に反映するよう取り組めます。
- ・個々で所持し、普及している ICT ツールを活用し、市民と行政、団体間などそれぞれが持つ情報や知識の共有が図れる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組めます。

基本施策２ 情報提供の環境整備を図り、市民や来訪者向けサービスの向上を図ります

① 公文書館の利用促進

- ・歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。

② 情報通信手段の整備

- ・公共施設などに公衆無線 LAN を整備するとともに地域の通信事業者などと連携し通信手段を整備することにより、災害時における通信手段の確保及び平時における通信回線の利用についてサービスの充実を図ります。

③ オープンデータの推進

- ・各種統計や地図情報などの公共データをオープンデータ化し、公開することにより、公共データの利活用を促進します。

○ 指標・目標値一覧 第1編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
1-1-1 参加と協働による自治の推進	地域づくり講座・研修会 開催数	講座 1 回・講演会 1 回/年	講座 1 回・講演会 1 回/年
	地域づくりサポーター数	地域づくり人材育成講座 受講者数 59 人（令和元年度）	地域づくり人材育成講座 受講者数 150 人以上
	自治会共同集会施設の耐震化率	65% (217 棟中、142 棟実施) (令和元年度)	72% (217 棟中、156 棟実施)
1-1-2 地域内分権による地域の自治の推進	【戦略】自治会や各種団体などで構成される住民自治組織の設立数	0 件 (平成 26 年度)	市内全域で設立 ※最大 15 組織を想定
1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の開催回数	開催回数 800 回 (平成 30 年度)	開催回数 800 回以上
	学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の参加者数	参加者数 36,000 人 (平成 30 年度)	参加者数 35,000 人以上
	すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合	30.6% (令和元年度)	35.0%
1-2-2 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を充分発揮できる社会の実現	審議会など委員に占める女性の割合	38.3% (平成 30 年度)	40%以上
	男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	18.8% (令和元年度)	25%以上
	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないとする人の割合	65.8% (平成 27 年度)	80%以上
1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	外国人と日本人の相互理解につながるイベント開催回数	交流イベント 2 回 (平成 26 年度)	交流イベント 2 回
	外国籍の子どもの育成に携わる市民ボランティア養成講座数	市民ボランティア 養成講座 1 講座 (平成 26 年度)	市民ボランティア 養成講座 1 講座
	外国籍市民のための初級日本語教室（新しい学びの場）	日本語教室 1 講座 (令和元年)	日本語教室 1 講座
	相談員研修会への参加	研修会 1 回 (令和元年)	研修会 3 回
1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実	マイナンバー制度導入によるコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	コンビニ交付 4.5% (平成 30 年度)	コンビニ交付 40.0%
	実質公債費比率*	5.4% (平成 30 年度決算)	5.8%未満 (令和 7 年度決算)
	将来負担比率*	26.7% (平成 30 年度決算)	40.3%未満 (令和 7 年度決算)
	市税収納率〔現年度〕	98.9% (平成 30 年度決算)	99.3% (令和 7 年度決算)
1-3-2 市民と行政との情報共有の推進	ホームページアクセス数	673 万アクセス (平成 30 年度)	900 万アクセス

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

■ 第 1 編と関連性の高い「上田市総合戦略」の重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く

上田市総合戦略 における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
4-④ 地域主体 のまちづくりを 進める地域内分 権推進	地域おこし協力隊員の定着率	100% (令和元年度)	100%

第2編 自然・生活環境

安全・安心な快適環境のまちづくり

第1章 豊かな環境を未来につなぐ

- 2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用
- 2-1-2 循環型社会形成の推進
- 2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進

第2章 良好、快適な生活環境の形成

- 2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進
- 2-2-2 「乗って残す」「乗って生かす」を基本とした公共交通の活性化
- 2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備
- 2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出
- 2-2-5 安定した経営による上水道・下水道事業の継続
- 2-2-6 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進
- 2-2-7 地域防災力の向上と災害対応能力の強化



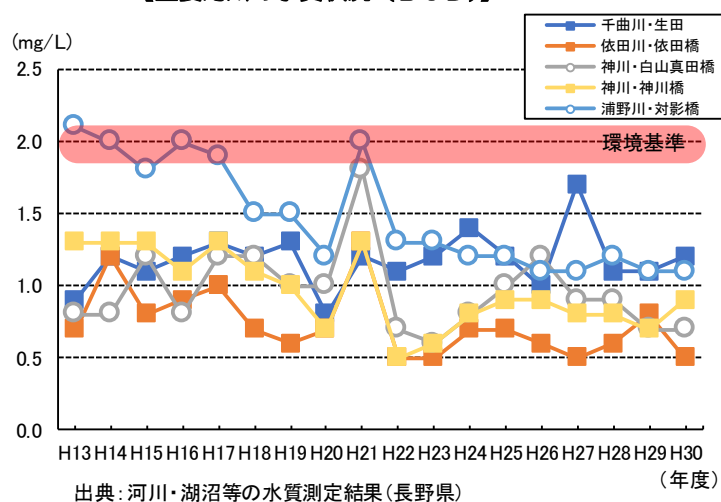
2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用

森林・里山の整備や森林資源の活用を通し、良好な自然環境の維持・創出を図ります。また、環境保全活動を推進し、豊かな自然環境との共存を目指します。

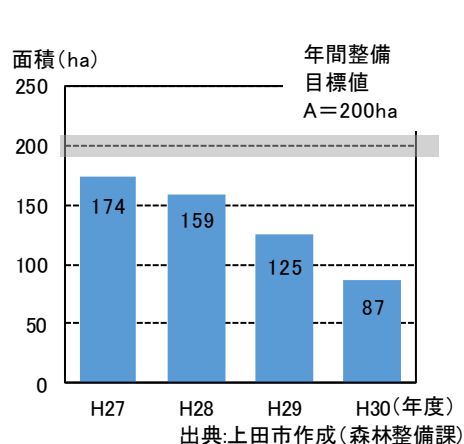
現状と課題

- ・上田地域における固有の在来種を保全するため、自治会と協働して特定外来生物に指定されているアレチウリの駆除活動を行っています。
- ・市内を流れる千曲川、神川、依田川、浦野川などの主要河川の水は、農業や水道、養殖などさまざまな用途に利用されています。各河川の水質状況は、概ね環境基準を満たしていますが、引き続き水質の監視が必要です。
- ・森林所有者の森林への関心が薄れ、管理が適切に行われていない森林が増加しています。自然環境の保全、土砂災害防止などの公益的機能の維持増進のため、積極的な森林整備が必要です。

【主要河川の水質状況（BOD）】



【年度別の森林整備（間伐）面積状況】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
主要河川のBOD 環境基準値達成率（35地点）	100% (平成30年度)	100%
一般大気中ダイオキシン類 環境基準達成率（5地点）	100% (平成30年度)	100%
森林整備面積（市有林及び私有林の間伐などの施策実施面積）	87.4ha (平成30年度)	1,000ha [※目標値 200ha/年]
木質バイオマスエネルギー利用製品導入支援件数	24台 (平成30年度)	100台 [※目標値 20台/年]

各主体に期待される主な役割分担

市民	・一斉アレチウリ駆除を一層活発な活動とします。 ・一層の水洗化の促進、合併処理浄化槽の維持管理、生活排水処理の適正化を図ります。 ・学校や地域の環境保全活動や環境学習活動に積極的に参加します。 ・木質バイオマスエネルギー利用製品を積極的に利用します。 ・里山の整備を行います。
学校	・児童・生徒への環境学習を行います。
事業者	・水質汚濁防止のための施設を設置します。 ・環境活動を進めている市民活動団体へ積極的に協力します。 ・社会貢献活動として里山整備に協力します。

行政	・森林・里山の整備や、森林資源の活用を行います。 ・環境保全活動を推進します。 ・環境保全を推進する団体の支援を行います。 ・効果的な取組となるよう、周知・啓発に努めます。
----	---

施策の方向性・展開

基本施策１ 恵まれた自然との共生、良好な自然環境の創出を進めます

① 環境保全活動の推進

- ・多様な動植物がみられる自然環境を次の世代へ引き継いでいくために、自治会との協働事業として定着してきた、市内一斉アレチウリ駆除活動を一層活発な活動とし、駆除方法を周知することにより、より効果的に実施します。
- ・各自治会などで取り組む「ごみゼロ運動」や環境美化清掃の活動を支援し、地域の環境美化を推進します。
- ・市内河川愛護会の活動を支援するとともに、関係団体や行政機関との協働により、県下一斉河川不法投棄パトロールを実施し、きれいな水辺環境を守ります。また、世界的な課題である海洋プラスチック汚染防止を進めます。

② 水・空気（大気）環境保全の推進

- ・河川の水質汚濁防止を進めるとともに、市内主要２７河川の定期的な監視・測定を行い、結果を広く公表します。また、測定結果を踏まえながら、引き続き水洗化の促進、合併処理浄化槽の維持管理、生活排水処理の適正化の指導、啓発を図ります。
- ・東日本大震災による原子力発電所の事故を契機に開始した、空間放射線量の定期的な測定を、市民生活の安心を支えるため、継続して行います。
- ・市内の環境騒音を測定するほか、自動車騒音の常時監視、新幹線騒音の測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。また、測定結果を踏まえ関係機関などとの調整を図ります。
- ・大気・河川・土壌などのダイオキシン類や特定化学物質などの定期的な測定を行い、環境把握に努めるとともに結果を公表します。また、測定結果を踏まえ、関係機関などとの調整を図ります。

③ 森林・里山の整備と森林資源の活用

- ・間伐、除伐などの森林整備事業を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能の持続的な維持を図ります。
- ・守るべき松林を中心に樹幹注入や被害木の伐倒駆除、樹種転換などに取り組み、松くい虫被害の拡大防止と松林の健全化を図ります。
- ・松くい虫被害木は木質バイオマスエネルギーとしての利用を推進し、森林資源の有効活用を図ります。
- ・ペレットストーブ、薪ストーブ、チップボイラーなどバイオマスエネルギー利用製品の導入を支援します。

④ 市民の環境学習・実践の場の創出

- ・環境保全にかかわる各種市民団体に対する支援や団体の紹介などを行い、新たな視点を加えながら、市民や事業者が環境保全活動に携わる機会の創出と情報発信の充実を図ります。
- ・植樹祭など環境保全活動を推進します。また、木の温もりやその利用の意義を学ぶ「木育」事業を推進します。
- ・森林体験教室を開催し、子どもたちが森林の役割や大切さについて学べる機会を設けます。

（参考）関連する個別計画

第二次上田市環境基本計画、上田市森林整備計画

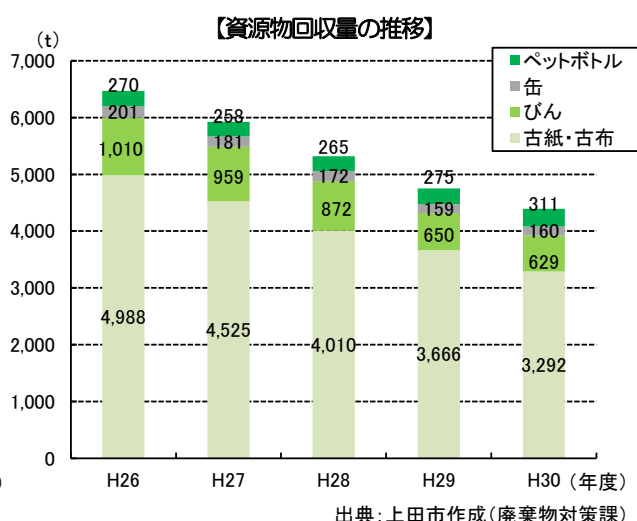
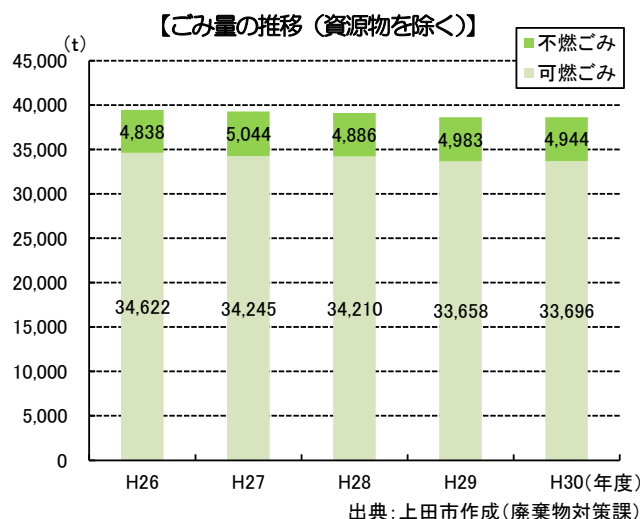


2-1-2 循環型社会形成の推進

安全・安心な資源循環型施設の建設と、施設建設を契機としたまちづくりのための施策を推進します。また、ごみの減量・再資源化に向けた取組を推進し、持続的な発展が可能となる、循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- ごみ処理については、有害物質の排出抑制、ごみの焼却熱エネルギーとしての循環利用、財政負担の軽減などの観点から、高度な処理設備を有する施設に集約し、安定的に処理することが求められています。
- 上田地域広域連合内の3クリーンセンター（上田、丸子、東部）は、施設の老朽化が進んでおり、現在、3クリーンセンターなどを統合した「資源循環型施設（統合クリーンセンター）」の建設が広域連合により計画されています。
- 資源循環型施設の建設候補地の地元自治会や関係団体と広域連合及び市の間で、安全・安心な施設のあり方について協議を行っています。今後も十分に協議を行い、地域との合意形成に取り組む必要があります。
- 現焼却施設の老朽化、最終処分場の容量も残り少ない状況であることから、家庭系、事業系ごみともにさらなる減量が求められており、「上田市ごみ処理基本計画」に示す減量目標値を達成する積極的な取組が必要です。
- 3R（発生抑制、再使用、再生利用）によるごみの減量・再資源化を基本としつつ、再生時にエネルギーを多く消費するリサイクルに先立って、2Rを優先した取組を周知・啓発する必要があります。
- 設備の老朽化が進む広域連合し尿処理施設「清浄園」に代わり、公共下水道の南部終末処理場内に「し尿前処理下水道投入施設」を整備する計画として地域との合意形成に取り組んでいます。
- 市民と事業者は、食べられるのに廃棄されている「食品ロス」を削減するために、生活や事業活動を見直す必要があります。
- 生ごみの自己処理に市を挙げて取り組むとともに、自己処理が困難な地域には生ごみの分別収集などによる資源化を推進して焼却処理量を減らし、資源循環型施設のコンパクト化や搬入車両の削減など、施設周辺の環境負荷をできるだけ低減する必要があります。
- 海洋に流出するプラスチックごみを少なくするためにも、川上に暮らす私たちから、マイバッグやマイボトルを積極的に利用して、少しでも脱プラスチックに向けて意識醸成を図り、実践する必要があります。また、ポイ捨てを「しない、させない」環境づくりを進める必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
ごみ焼却量 (上田市ごみ処理基本計画における減量目標数値)	33,696 トン (平成30年度)	29,540 トン

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ 3Rを実践し、なるべくごみを出さないライフスタイルに転換します。 ・ 環境負荷の低減や適正処理推進のため正しく分別します。 ・ 生ごみの自己処理に取り組み、ごみの発生抑制に努めます。 ・ 計画的な買い物により、食品ロスの削減を推進します。 ・ 食品ロス削減を目指し「残さず食べよう！30・10運動」を推進します。
事業者	・ 事業者自らの責任において、適正な分別によるごみの減量・再資源化に努めます。 ・ 食品ロスの削減に向けて、ビジネススタイルの転換に努めます。 ・ 生ごみはなるべく燃やさないように、許可業者と連携し資源化ルートの確立に努めます。 ・ 商慣行や、適正発注、最新包装技術の導入などを進め食品ロスの削減を図ります。 ・ 食品ロス削減を目指し「残さず食べよう！30・10運動」を推進します。
行政	・ 資源循環型施設の建設と、施設を拠点とした周辺環境の整備を推進します。 ・ 減量目標値の達成に向けて、ごみの減量・再資源化施策を推進します。 ・ 市の特性を生かした、生ごみリサイクルシステムの確立を目指します。

施策の方向性・展開

基本施策1 安全・安心な資源循環型施設の建設を推進します

① 資源循環型施設の早期建設

- ・ 循環型社会の形成に向け、上田地域広域連合と連携し、環境に配慮した安全・安心な資源循環型施設（統合クリーンセンター）の早期建設を目指します。

② 資源循環型施設の建設を契機としたまちづくりの推進

- ・ 資源循環施設の焼却で発生したエネルギーの循環利用による防災拠点や環境教育の拠点などの新たな機能の整備を目指します。
- ・ 資源循環型施設の建設地周辺地域の振興や市民生活の向上につながる基盤整備など、まちづくりのための施策を推進していきます。

基本施策2 循環型社会形成に向け、ごみの減量・再資源化を推進します

① 環境負荷低減への持続可能な体制づくり

- ・ 3Rの実践によるごみの発生抑制や適正処理の意義を広く市民や事業者伝え、ごみの減量・再資源化の取組を自分事として理解を深め実践へと導く啓発活動を、ごみ減量アドバイザーとともに推進します。
- ・ ボランティア団体が取り組むごみの減量やリサイクルの情報は、市民にとって身近な話題として受け入れられやすいため、市はボランティア団体と連携した啓発を進めます。
- ・ 循環型社会の形成に向け、ごみの減量による焼却灰の発生を少なくした上で、可能な限り埋め立てずにリサイクルして下室質最終処分場の延命化を図ります。

② 家庭における環境負荷低減への取組の推進

- ・ 家庭における生ごみの自己処理を推進し、市を挙げて発生抑制を図るとともに、生ごみの自己処理が困難な地域でも、コストと効果に留意し事業の持続性を見極め、分別収集などにより資源化できるような仕組みづくりを進めます。
- ・ ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルへの転換を促すとともに、適正な分別を徹底し、より一層の減量・再資源化を推進します。
- ・ 燃やせるごみに含まれる枝木類を、資源化処理により有効活用するための仕組みづくりを検討します。
- ・ プラスチックごみの適正分別による資源化を推進します。
- ・ プラスチックごみが川から海に流出しないように、ごみのポイ捨てを「しない、させない」環境づくりを進めます。
- ・ マイバッグやマイボトルを積極的に利用して、脱プラスチックに向けた機運醸成を図ります。

③ 事業所における環境負荷低減への取組の推進

- ・事業所への訪問などにより、事業系ごみの処理実態の把握に努め、適正な分別による減量・再資源化の取組を推進します。
- ・食品ロス削減の取組や、クリーンセンター搬入により焼却処理されている生ごみを、できるだけ燃やさないための資源化ルートの確立を進めます。
- ・事業系ごみ減量推進のため、収集業者の内容物点検を継続実施し、適正な分別指導を行います。

④ 食品ロスの削減を推進

- ・食品ロス削減を目指して、家庭や食品関連事業者への啓発を推進します。
- ・宴会時の食べ残しを削減するため「残さず食べよう！30・10運動」を推進します。

基本施策3 し尿などの安定的かつ効率的な処理体制の確立を目指します

① 新し尿処理施設の建設と効率的な管理運営

- ・し尿など（し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、家庭雑排水汚泥）については、構成割合の変化や処理量の減少に対応し効率的な処理を行うため、下水道施設での一体的な処理を行います。
- ・公共下水道の南部終末処理場内に、「清浄園」に代わる「し尿前処理下水道投入施設」の建設を進めます。

（参考）関連する個別計画

上田地域広域連合ごみ処理広域化計画、上田市ごみ処理基本計画、上田市生活排水処理基本計画

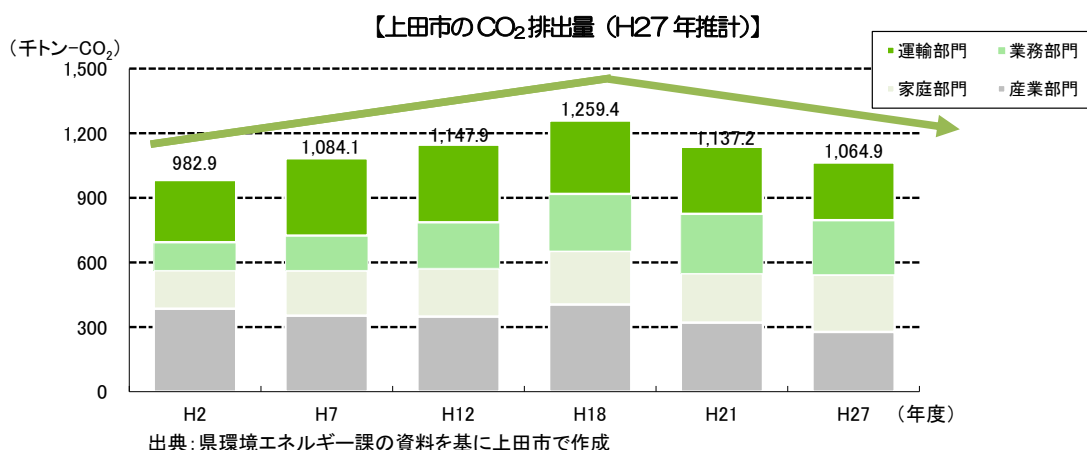


2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進

市民、事業者、市などが温室効果ガスの排出抑制に取り組み、地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動の影響へ対応するための適応策についても推進します。また、再生可能エネルギーについて情報発信、導入支援を行い、市民や事業者への普及を促進します。

現状と課題

- 豊かな自然環境を後世に残すため、地球温暖化対策や気候変動適応への取組は喫緊の課題であり、その原因とされている温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。
- 我が国は、石油、石炭、天然ガスなどの燃料のほとんどを輸入に頼っており、燃料調達において根本的な脆弱性を有しています。また、頻発、激甚化する災害への対応力を高める観点から、自立・分散型エネルギーへの関心が高まっており、これまで以上に再生可能エネルギーの導入が求められています。
- 再生可能エネルギーは、地域の風土・状況に応じた導入が求められます。上田市は全国有数の日射量があることから、「第二次上田市環境基本計画」に基づき、太陽光や太陽熱の利活用を中心とした取組を進めています。
- 温室効果ガスの排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの利用だけではなく、省エネルギーの取組についても積極的に実践していく必要があります。
- 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するとともに、各地域が自立・分散型の社会を形成し、再生可能エネルギーをはじめとする地域資源などを補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりが求められています。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
上田市の温室効果ガス排出量	2013年度 (平成25年度) 上田市環境基本計画の 見直しに伴う基準値	2030年度 (令和12年度) 26%削減 上田市環境基本計画の 見直しに伴う目標値
家庭用の太陽光発電設備出力累計	上田市環境基本計画の 見直しに伴う基準値	上田市環境基本計画の 見直しに伴う目標値

各主体に期待される主な役割分担

市民	- 家庭での省エネ行動に取り組むほか、公共交通やエコカー、自転車を活用します。 - 学校や地域の環境保全活動や学習活動に参加します。 - 住居などへの太陽光発電、太陽熱利用などの再生可能エネルギー活用設備導入や、断熱（改修）に努めます。
学校	- 施設への太陽光発電、太陽熱利用などの再生可能エネルギー活用設備導入や、断熱（改修）に努めます。 - 公共交通やエコカー、自転車を活用します。 - 市民や環境保全団体との協働などにより、環境教育を推進します。 - 省エネルギー活動の取組を推進します。

事業者	- 施設への太陽光発電、太陽熱利用などの再生可能エネルギー活用設備導入や、断熱（改修）に努めます。 - 省エネ行動に取り組むほか、公共交通やエコカー、自転車を活用します。 - 温室効果ガス排出抑制につながる情報を収集し、その活用に努めます。 「COOL CHOICE」へ賛同するなど、事業所における温暖化対策に取り組みます。 - 上田市環境基本計画を推進します。
行政	- 施設への太陽光発電、太陽熱利用などの再生可能エネルギー活用設備導入や、断熱（改修）に努めます。 - 省エネ行動に取り組むほか、公共交通やエコカー、自転車を活用します。 「エコオフィスうえだ」の取組を推進します。 - 補助事業による再生可能エネルギー活用施設の導入を支援します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止対策を推進します

① 温室効果ガスの排出抑制

- 温室効果ガスの排出抑制や低炭素社会*の実現に有効な技術について、情報収集するとともに研究し、市民へ情報提供していきます。
- 温室効果ガスの排出を減らす家庭や事業所での取組を推進します。
- エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）に基づき地球温暖化防止対策を推進します。

② 環境負荷低減への取組

- 公共交通の利用やハイブリッドカーなどエコカーの導入、自転車の活用など、環境負荷低減の取組について啓発します。
- 環境保全団体やNPOなどとの協働による市民への環境啓発活動や、児童・生徒への環境教育を推進します。
- 市域全体で地球温暖化対策に取り組むとともに、気候変動の影響への適応策についても推進します。

③ 省エネルギーへの取組

- 環境省が進める「COOL CHOICE」への賛同など、省エネルギー行動を率先的に行うように市民、事業者などへの普及活動に取り組みます。
- 市民、事業者などの省エネルギー活動を支援するほか、断熱や省エネルギー性能に優れた省エネ建築の推進や、省エネ建築の導入推進を図ります。

基本施策２ 太陽光など再生可能エネルギーなどの利活用を進めます

① 再生可能エネルギーの利活用

- 第二次上田市環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの利活用を推進します。
- 再生可能エネルギーの普及にあたっては、市民、事業者、行政が一体となった、多方面からの展開となるよう、市民や事業者との協働、事業化に向けた情報提供、住宅への再生可能エネルギー導入に係る啓発などに取り組みます。
- 太陽光発電、太陽熱利用などについて、市民や事業者などへの導入支援に取り組みます。
- バイオマス利活用の普及について研究を行うとともに、ペレット・薪ストーブやバイオマスボイラーなどのバイオマスエネルギー利用製品の導入を支援します。
- 公共施設などへの再生可能エネルギー導入を推進します。
- 河川、農業用水などへの中小水力発電の導入について推進していきます。

② 新たなクリーンエネルギーの導入

- 国の計画に基づき、水素など新たなエネルギーの地域社会への導入について研究します。

（参考）関連する個別計画

第二次上田市環境基本計画、エコオフィスうえだ（第四次上田市役所地球温暖化防止実行計画）

2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進

地域間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備・促進を通し、日常生活の利便性の向上や地域間の交流を推進します。

現状と課題

- ・市の道路網は、依然として慢性的な交通渋滞がみられることから、上田地域30分（サンマル）交通圏*の確立に向け、幹線道路網の整備を早急に進める必要があります。
- ・道路幅員が狭いなどの危険な道路が多く、交通の安全確保を図るため、バイパス化を含めた道路整備を進める必要があります。
- ・日常生活の利便性を高めるため、生活道路の整備が必要です。
- ・広域的な交流を促進するため、上信自動車道などの地域高規格道路の事業化や幹線道路の整備に向け、取り組む必要があります。

【市道の整備状況】

（各年度4月1日現在）

		平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度
市道改良	延長	940km	955km	962km	970km	979km	983km
	改良率	51.90%	52.50%	52.80%	53.10%	53.50%	53.60%
市道舗装	延長	1,457km	1,480km	1,490km	1,515km	1,534km	1,540km
	舗装率※	80.50%	81.40%	81.80%	83.00%	83.80%	84.00%

※国、県等で一般的に用いている指標として市道舗装済延長（簡易舗装含む）÷市道実延長で算出。
平成29年の全国の一般道路の舗装率は82.0%となっている。

出典：平成30年度市町村道路現況調査

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 （令和7年度）
市道改良延長	983km （平成30年度）	1,010km
市道舗装延長	1,540km （平成30年度）	1,575km

各主体に期待される主な役割分担

市民	・国、県道の整備促進について、期成同盟会や対策委員会などを通して参加・協力します。 ・生活道路の整備について、自治会要望などを行うとともに、清掃や除雪などに参加・協力します。
行政	・地域間を結ぶ幹線道路は、国、県に協力し整備・促進を図ります。 ・生活道路は、要望などに基づき整備を進めます。

基本施策１ 市内外の交流円滑化のため、道路整備を進めます

① 上田地域３０分（サンマル）交通圏構想の実現

- ・ 高速交通軸や地域間を結ぶ幹線道路の整備・促進に向けた取組を進めます。
- ・ 骨格道路となる環状道路やこれを補完するための道路整備を進めます。

■主な路線

国道１８号上田バイパス第二期工区、国道１４３号、国道１４４号上野バイパス、国道１５２号バイパス、（主）丸子東部インター線、（主）小諸上田線中吉田バイパス、北天神町古吉町線（主・長野上田線）、（主）小諸上田線、都市環状道路鈴子バイパス、上田南地区連絡道路、県道大屋停車場田沢線、踏入大屋線、上田橋下堀線、依田川左岸道路

② 渋滞緩和などに向けた広域幹線道路網の整備

- ・ 交通量の増加に対応するため、国道１８号上田バイパス第二期工区、国道１４４号上野バイパス、国道１５２号バイパス、国道２５４号荻窪・平井バイパスなどの早期整備に向けた取組を積極的に行い、渋滞解消や安全確保などを図ります。
- ・ 県道は、市街地と郊外を接続する幹線道路の役割を果たすため、未整備区間の整備を促進するとともに、バイパス化による渋滞の解消を図ります。

③ 日常生活の利便性を高めるための生活道路の整備

- ・ 中心市街地へのアクセス向上を図るため、市道整備を進めます。
- ・ 環状道路や公共施設、観光施設などへのアクセス道路の整備を進めます。
- ・ 生活基盤の向上を目指し、市民に身近な生活道路の整備を進めます。

④ 地域外との交流を促進する道路などの充実

- ・ 地域経済の発展や文化の交流を促進するため、上信自動車道などの地域高規格道路や国道１４３号青木峠バイパスなど中信地域との間を結ぶ幹線道路の早期整備に向けた取組を進めます。
- ・ 三才山トンネルの無料化に伴い交通量の増加が見込まれる国道２５４号の現道改良とミニバイパスの整備に向けた取組を進めます。

⑤ 集落間を結ぶ農林道の整備

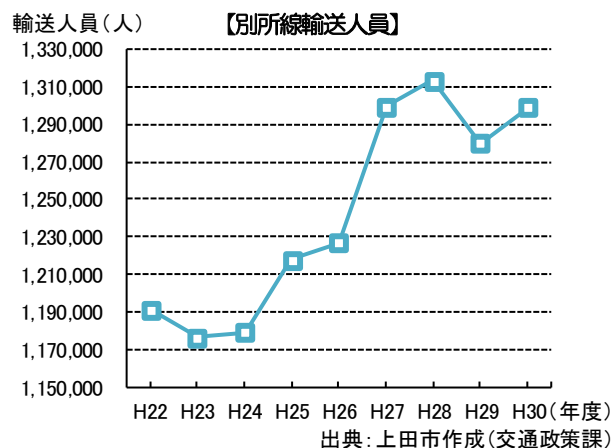
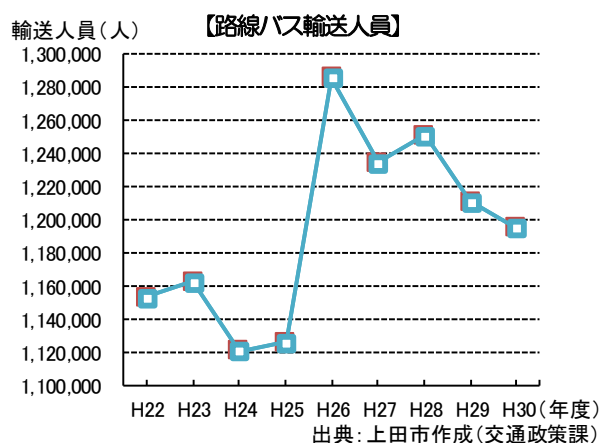
- ・ 農林業の振興のため、その基盤となる幹線道路や集落間道路及び生活道路の整備を推進します。

2-2-2 「乗って残す」「乗って生かす」を基本とした公共交通の活性化

公共交通の確保・維持や市民による積極的な利用の促進を通し、将来にわたり市民が快適に必要な移動ができるよう、公共交通の活性化を図ります。

現状と課題

- ・将来にわたり持続可能な公共交通網の構築に向けて、日常生活に必要な移動手段であるバス路線などの確保・維持を図る必要があります。
- ・バス路線の確保・維持を目指し、平成 25 年 10 月から実証運行を開始した運賃低減バスは、運行開始後の輸送人員が増えつつあり、一定の効果が現れてきていますが、さらなる輸送人員増加に向けて、利便性の向上などに取り組む必要があります。
- ・上田電鉄別所線は、橋梁災害の早期復旧を図るとともに、しなの鉄道線及び別所線の安定的な運行確保のための安全対策事業及び利用促進事業を今後も継続して実施する必要があります。
- ・高齢化の進展とともに、日常生活の足として公共交通に対するニーズがますます高まっていくことが予想され、環境負荷の軽減にも大きく寄与する鉄道やバスなど地域の重要な公共交通機関に対し、「乗って残す」「乗って生かす」という住民意識の高揚を図る必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
市内路線バス輸送人員数	119.0万人 (平成30年度)	120.0万人
別所線輸送人員数	129.9万人 (平成30年度)	130.0万人

各主体に期待される主な役割分担

市民	・環境に負荷の少ない公共交通を積極的に利用します。
地域・事業者	・公共交通の利用促進に協力します。 ・地域主体による交通体系の確保を図ります。 ・エコ通勤の実践や車利用の抑制に努めます。
公共交通事業者	・サービスの向上による利用促進を図ります。 ・経営の効率化を図り、公共交通を維持します。
行政	・公共交通の確保・維持を図ります。 ・公共交通の利用促進策を推進します。

基本施策１ 公共交通の活性化を図ります

① 将来にわたり持続可能な公共交通網の確保・維持

- ・市民が快適に、通勤・通学や日常生活に必要な移動ができるよう、既存のバス路線や鉄道を確保・維持するとともに、既存の交通体系を活用し、バス相互やバスと鉄道の連携など、公共交通機関のネットワーク化を図ります。また、公共交通を利用するエコ通勤についてもさらに推進します。
- ・運賃低減バスについては、実証運行前の 20 万人増の輸送人員を目指し、利便性の向上や定住自立圏形成の取組を推進します。
- ・国内外から訪れる観光客が利用しやすい、ルート設定や周遊促進を図るためのあり方を検討します。

② 住民一人ひとりの利用促進策の実施

- ・地域にとって大切な移動手段として公共交通機関が利用されるよう、「乗って残す」「乗って生かす」を基本とした利用促進策を市民や交通事業者の参画のもと推進し、また、事業者間の情報共有の場を設けます。
- ・バスに関しては、上田市公共交通活性化協議会を中心に、関係機関と連携しながら、路線バス、循環バスや、地域ごとの特性に基づいたデマンド交通、地域自主運行バスなどの利用促進を図ります。
- ・上田電鉄別所線及びしなの鉄道線に関しては、「別所線再生支援協議会」「しなの鉄道活性化協議会」を中心に、沿線の市民の積極的な参画を求め、関係団体と連携しながら、各種利用促進を図ります。

③ 健幸都市の実現に向けた公共交通機関の活用

- ・健幸都市の実現に向け、公共交通機関を利用し、駅やバス停まで歩くことで健康増進を図るなど、健康面からのアプローチを図ります。

（参考）関連する個別計画

上田市地域公共交通網形成計画



2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備

人口減少、少子高齢化などの変化の中で、都市基盤の集約と安全・安心な住環境整備により、災害に強く、コンパクトなまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本市の土地利用にあたっては、それぞれの地域特性を踏まえながら、利便性が高く、永続的に住み続けることができる都市づくりを目指すとともに、地域間格差が生じることがないように配慮しながら快適な都市づくりを進める必要があります。
- 市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積や充実を図り、利便性の高い拠点集約型都市*を形成するとともに、山林や農地を保全した持続可能な都市づくりが必要です。
- 商業系、工業系用途地域に集合住宅などの混在が進行しているため、用途地域を見直すとともに、無秩序な開発を抑制し、良好な住環境を目指した土地利用の規制・誘導が必要です。
- 土砂災害や風水害、震災などの災害に備え、被害をできる限り少なくする都市づくりを進める必要があります。
- 浸水被害の軽減を図るため、地域ぐるみでの雨水貯留施設設置のさらなる促進を図る必要があります。
- 道路ネットワークを効果的に整備するため、選択と集中の観点からより必要な部分を検証し、集中投資していく必要があります。また、高齢化の進行や環境保全の観点から、歩行者や自転車が安全快適に通行できる交通環境の整備が必要です。
- 老朽化が進んだ市内の多くの橋梁について、引き続き長寿命化に向けた維持補修などを行う必要があります。
- 大地震により倒壊の恐れがある既存建築物などの耐震化を進める必要があります。さらに、老朽化した危険な空き家などから人命や周辺の生活環境などを守る対応策が求められています。
- 住宅に困窮している人に安定して住まいを提供するために、市営住宅などの整備と適切な管理運営が必要です。

【歩道の整備延長の推移】

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度
歩道延長	148.8km	159.0km	162.2km	165.8km	170.5km	173.7km

出典：平成30年度市町村道路現況調査

【橋梁の経過年数（平成30年度）】

	30年未満	30年以上40年未満	40年以上50年未満	50年以上	合 計
橋梁数	69橋	57橋	90橋	85橋	301橋

出典：橋梁調査

上田市内の全橋梁 1,056 橋のうち、橋長が 15m 以上の橋梁 176 橋、平成 26 年度から平成 30 年度までに実施した法定点検により損傷が確認された橋梁 109 橋、その他緊急輸送路に位置する橋梁 7 橋、通行止めにより孤立集落の発生が予想される橋梁 9 橋、合計 301 橋の状況です。

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
都市計画道路の用途地域内整備率	49.58% (平成30年度)	52.1%
歩道の整備延長	173km (平成30年度)	190km
橋梁長寿命化修繕工事の橋梁数	8橋 (平成30年度)	69橋
市営住宅の統合建替え	-	1団地

各主体に期待される主な役割分担

市民	- 道路のユニバーサルデザインをともに考え、事業の推進に協力します。 - 公共交通を積極的に利用します。 - 既存住宅などの耐震化と適正な維持管理に努めます。 - まちづくりについてともに考え、事業推進に協力します。
事業者	- 既存事務所などの耐震化と適正な維持管理に努めます。 - 開発事業条例に基づき、開発事業を行います。 - まちづくりについてともに考え、事業推進に協力します。
行政	- 上田市立地適正化計画に基づき、都市基盤の集約を目指します。 - 歩行者や自転車が安全で快適な道路環境の整備を進めます。 - 安全・安心な住環境整備を行います。

施策の方向性・展開

基本施策 1 計画的な土地利用を推進します

① 国土利用計画の推進

- 地域が持つ個性や資源を尊重した「国土利用計画 第二次上田市計画」に基づき、都市、農村、森林の各地域区分における秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

② 都市計画マスタープランの推進

- 「上田市都市計画マスタープラン」に基づき、将来の都市構造に合わせた市街地の設定を行い、周辺の環境と調和した土地利用を図ります。

③ 地籍調査の推進

- 地籍調査の結果については、各種公共事業のほか、地図情報システム（GIS）や災害復旧の迅速化など、さまざまな行政活動での活用を図ります。

基本施策 2 拠点集約型都市構造による持続可能な都市づくりを進めます

① コンパクトなまちづくりの推進

- 上田市都市計画マスタープラン及び「上田市立地適正化計画」などに基づき、中心市街地や各地域自治センターを中心とした拠点集約型の都市づくりを推進します。
- 歩いて暮らせる健康都市づくりのため、各拠点を公共交通などで連携したネットワークの充実を図ります。

② 都市計画道路の整備

- 防災・減災の必要性や「上田都市計画道路整備プログラム」に基づき、優先度の高い都市計画道路の整備を進めます。

③ 開発事業への適切な指導

- 宅地開発や太陽光発電事業者に対し、各条例などに即した指導を行い、上田市立地適正化計画に基づき、適切な居住エリアでの宅地開発を誘導します。

基本施策 3 安全で快適な交通環境と災害に強い都市環境の整備を推進します

① 安全で快適な歩行空間の整備

- 歩道や自転車道の整備を推進し、用地取得が困難な箇所は、グリーンベルト*の整備を進めます。都市計画道路の整備に合わせて歩道や自転車道の整備を推進します。
- 道路の無電柱化を進め、災害時の電柱倒壊などのリスクを低減し、ライフラインや緊急輸送路の確保を図ります。

基本施策 4 安全・安心な住環境整備などを推進します

① 道路などの長寿命化の推進

- 「橋梁の長寿命化修繕計画」に基づき、既存橋梁の架替・維持補修事業を進めるとともに舗装や各施設の修繕事業を進めます。

② 災害に強いまちづくりの推進

- ・豪雨対策のため、市街地及び周辺住宅地を流下する矢出沢川、神科台排水路などの河川・排水路の整備を進めます。
- ・令和元年東日本台風の被災を受け、千曲川の早期整備に向けた取組を積極的に行い、安全確保を図ります。
- ・土砂災害警戒区域などの指定を進め、砂防えん堤などの整備を促進します。

③ 既存建築物などの耐震化の促進

- ・地震災害から市民の生命、財産を守るため、「上田市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が確保されていない既存建築物などの耐震化を進めます。

④ 老朽化した危険な空き家などの適正管理

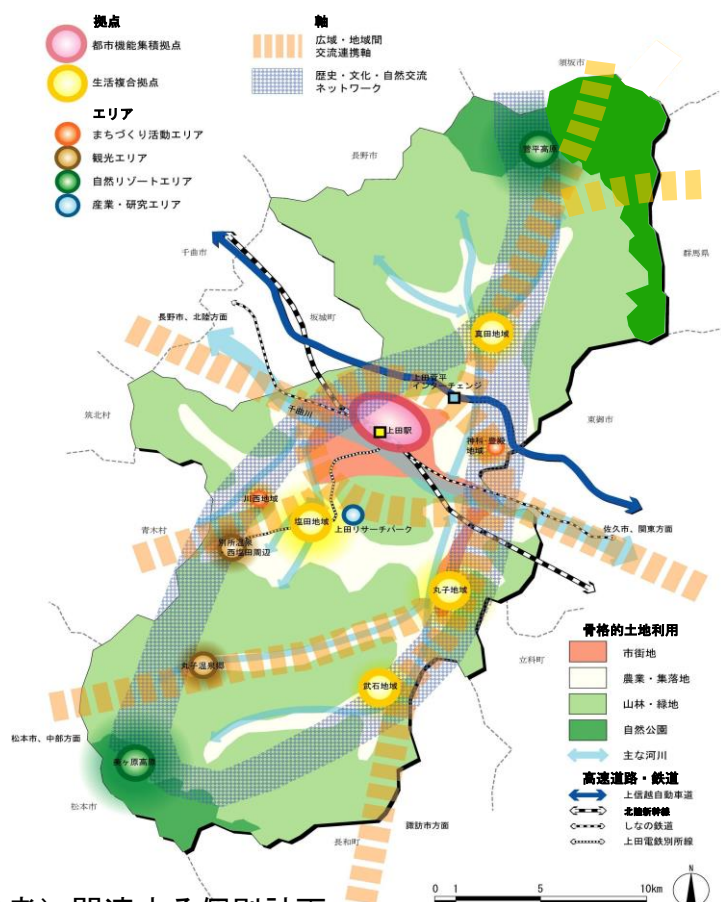
- ・人命や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある老朽化した空き家などの所有者に対して、適正な維持管理に努めるよう、助言・指導や情報発信などを行います。
- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「上田市空家等対策計画」などにより、市内に点在する老朽化した危険な空き家などの対策を推進します。

基本施策5 誰もが安定した居住ができる住まいづくりを推進します

① 安定した居住ができる公営住宅の整備と適切な管理運営

- ・「上田市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な管理運営を推進します。
- ・市営住宅などの計画的改善や経常的な修繕を実施し、施設の長寿命化を推進します。
- ・地域的、社会的ニーズに応じた市営住宅などの整備と安定した供給を図り、住宅困窮者を支える住まいづくりを推進します。

【参考：上田市の将来都市構造】



拠点集約型都市構造

都市機能の既存ストックを生かした暮らしやすい複数の拠点の形成を進め、これらの拠点の周辺に居住を誘導することで人口密度を維持し、公共交通などのネットワークで連携させた一体的かつ持続可能な都市構造

出典：平成 27 年 3 月上田市都市計画マスタープラン

(参考) 関連する個別計画

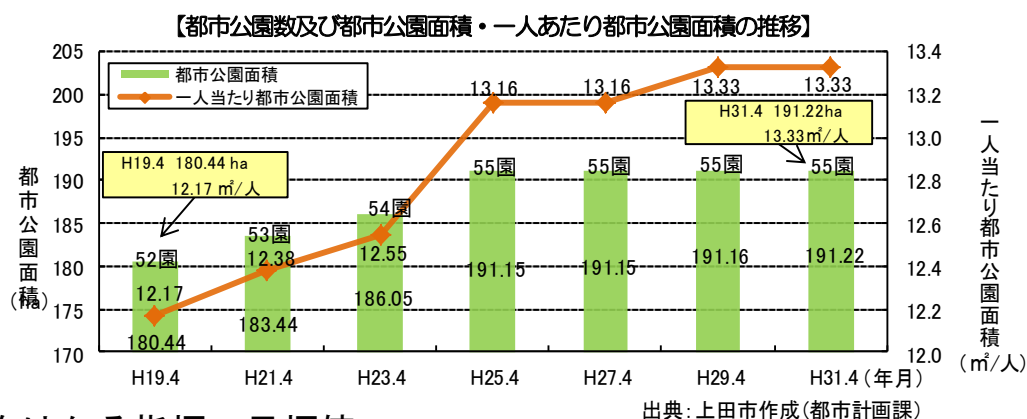
国土利用計画 第二次上田市計画、上田市都市計画マスタープラン、上田市立地適正化計画、上田都市計画道路整備プログラム、上田市市営住宅等長寿命化計画

2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出

景観に関する市民意識の高揚と地域の個性を生かした良好な景観形成を図ります。また、地域のニーズや特性を生かした魅力ある公園や広場の整備を進めます。

現状と課題

- ・各地域の特色を生かした新たな景観を創出し、美しく魅力あるまちづくりを進め、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- ・緑の多面的な機能を生かした快適な都市環境を形成していくために、身近な緑を増やす取組をはじめ、魅力ある公園や憩いの場を創出していくことが求められています。
- ・少子高齢化が急速に進む社会情勢の中、地域ニーズに合った特色ある公園緑地の整備を推進する必要があります。また、老朽化が進行している遊具、あずまや、トイレなどの公園施設について、利用者への安全対策が課題となっています。
- ・市街地近郊の斜面樹林は、生活環境の変化により手入れがされなくなったため、荒廃が進み、良質な緑が年々減少しています。自然環境、景観の保全及び土砂災害防止などの面から継続的な保全対策が必要となっています。
- ・老木化した街路樹は、倒木の危険や歩道の根上り、街灯・標識の視認性の低下、病害虫の発生など、安全や景観、維持管理面でさまざまな支障となっています。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
景観づくり協定及び景観づくり市民団体の認定件数	11件 (平成30年度)	14件
都市公園数	55箇所 (平成30年度)	56箇所
公園施設を改築・更新する都市公園数	15箇所 (平成30年度)	20箇所
公園・緑地の整備に対する市民満足度	36.5% (令和元年度)	50%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・公園整備にあたり、計画段階のワークショップなどに参加します。 ・景観に対する意識を高めます。 ・公園、街路樹、緑地の維持保全活動に参加します。 ・花と緑あふれるまちづくりに参加します。
事業者	・景観形成基準を遵守し、緑地の創出に努めるなど良好な景観形成に取り組みます。 ・秩序ある屋外広告物を掲出します。
行政	・景観への意識啓発や、景観向上に向けた取組への支援などを行います。 ・魅力ある公園緑地を整備します。 ・秩序ある屋外広告物の誘導を行います。

基本施策１ 地域の個性を生かした良好な景観形成を促進します

① 景観に関する意識啓発

- ・優れた景観形成に寄与している個人又は団体への表彰や、景観ウォッチングなどの実施を通して、市民の景観意識の高揚を図ります。
- ・小中学校などの学校教育のほか、市民や事業者を対象とした生涯学習や景観に関する講演会、シンポジウムの開催を通し、多様な世代における景観学習を推進します。

② 市民による景観づくりの促進

- ・「景観づくり協定」などの自主的なルールづくりやその運用を支援し、地域主導の景観まちづくりの取組を推進します。
- ・景観づくり市民団体など良好な景観形成に資する市民のさまざまな活動に対して、景観アドバイザーの派遣や生垣の設置助成など住環境の景観向上を図ります。
- ・「信州ふるさと道ふれあい事業（アダプトシステム）」に対する支援を進め、道路愛護意識の高揚、道路景観の向上及び地域住民の交流促進を図ります。
- ・歴史的な街並みの保全につながる住宅などの修理修景に対し、指導、助言のほか、補助などを検討し、市民による景観づくりを推進します。

③ 上田市景観計画の充実

- ・良好な自然環境や歴史的景観を有している地区など、対象地区の住民などと協議を重ねて将来像を共有した上で「景観形成重点地区」の指定を目指します。
- ・歴史的景観を維持するため、教育委員会とともに保存活用すべき文化財などを整理し、計画的に歴史的な街並みの維持向上を図ります。
- ・「上田市景観デザインガイドライン」を活用し、良好な景観の形成を推進します。

基本施策２ 秩序ある屋外広告物の掲出に向けた誘導を図ります

① 上田市屋外広告物条例の制定

- ・「長野県屋外広告物条例」を運用し、良好な景観形成に資する方針に基づき、屋外広告物の適切な誘導を行います。
- ・秩序ある屋外広告物の掲出の誘導を図るため、「上田市屋外広告物条例」の制定を目指します。

基本施策３ 公園緑地の整備を推進します

① 都市緑化の推進

- ・「上田市緑の基本計画」に基づき、市民、事業者との役割分担・連携のもとで、公共施設や民有地の都市緑化を推進します。
- ・市街地近郊の貴重な斜面樹林について、市民協働で保全を図ります。
- ・街路樹の緑化機能を保全しながら都市緑化の充実を図ります。
- ・まちなかに地域住民が主体となった、花と緑あふれる環境整備を推進します。

② 安全で良好な公園緑地の整備

- ・多数の利用者がある都市公園のバリアフリー化と子育て中の親子が安心して遊べる身近な公園など、多様な市民のニーズに対応した安全で魅力ある公園の整備を進めます。
- ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進行している公園施設の計画的な改築・更新を進めます。

（参考）関連する個別計画

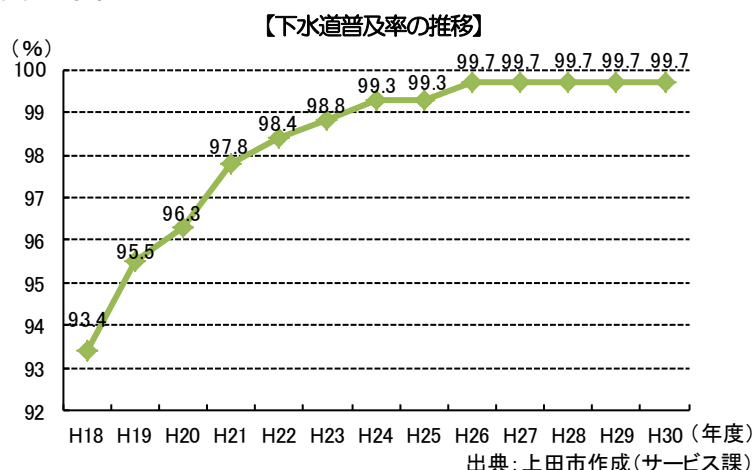
上田市緑の基本計画、公園施設長寿命化計画

2-2-5 安定した経営による上水道・下水道事業の継続

上下水道事業の効率的な運営を図り、持続可能な事業経営を行います。上下水道技術を継承し、災害発生時の応急活動体制を整え、今後も安定した上下水道サービスの提供に努めます。

現状と課題

- 給水人口の減少や大口需要の低迷及び節水機器の普及などにより料金収入が減少する一方で、上下水道施設の更新・修繕による投資額の増加が見込まれることから、適正な料金による収支バランスのとれた健全な事業経営を行う必要があります。
- 上下水道施設の更新などに際しては、中期的な財政推計と「上田市水道ビジョン」、「上田市下水道ビジョン」及び「長寿命化計画」などを踏まえて事業を推進していく必要があります。
- 熟練者の退職などで、技術力の確保が難しくなっており、上下水道技術者の育成及び技術の継承が課題となっています。
- 大規模地震災害などに備え、緊急時の生活用水の確保や防災拠点、二次救急に対応する医療機関への給水が可能となるよう水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時の応急活動体制の整備など、ソフト面での対応も必要です。
- 水道原水中の病原生物や汚染物質に対する水質監視の強化や、昨今の突発的な豪雨や渇水などに対応した、安定的な水道水源の保全が必要です。
- 大規模地震が頻発する昨今において、耐震対策が未実施の下水道施設について、早急に耐震診断を行い、緊急度・影響度に応じた取組が必要となっています。
- 下水道施設から発生する汚泥や消化ガスなどの有効利用を継続し、環境負荷の少ない施設の運転管理を行っていく必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
上水道有収率*	83.54% (平成30年度)	90%
下水道処理場耐震化率	62% (平成30年度)	86%

各主体に期待される主な役割分担

事業者	- 料金徴収業務など受託事業者は、滞納を未然に防ぐ対策と滞納整理を徹底します。 - 災害応援協定に基づく事業者は、災害時の復旧活動を積極的に支援します。
行政	- 上下水道事業の効率的な運営を図り、持続可能な事業経営を目指します。 - 上下水道技術の継承や災害発生時の応急活動体制の整備などを図ります。

施策の方向性・展開

基本施策 1 健全経営による持続可能な事業運営を推進します

① 事業の効率化と民間との連携

- ・上下水道事業の効率的な経営や民間との連携により経費の節減に努めるとともに、収納率の向上を図り、収入を確保します。

② 財政推計を踏まえた計画的な事業運営の推進

- ・上田市水道ビジョン、上田市下水道ビジョンや経営戦略に基づいて事業を運営するとともに、支出に見合った収入を確保できるよう適正な料金設定を行います。

基本施策 2 上下水道技術の継承と危機管理体制の充実を図ります

① 上下水道技術の継承

- ・熟練職員から若手職員への技術指導により技術継承を確実に行うとともに、職員の資格取得や外部研修などの受講を奨励して、人材の育成を図ります。

② 危機管理体制の充実

- ・各種の災害に備え、危機管理マニュアルを適時に点検するとともに、災害対応訓練を定期的に実施して職員の危機管理対応能力の向上を図ります。
- ・大規模地震の発生時などに備えて、基幹施設や主要管路の耐震化事業を引き続き進めます。
- ・BCP*を策定し、大規模災害発生時における上下水道施設の早期復旧を図ります。また、市内関係事業者や関係機関との災害時における協力体制を充実します。

基本施策 3 きれいで安全な水を供給する上水道事業をより一層推進します

① 安全・安心な水供給の確保

- ・水質監視体制の強化など浄水施設の適正な維持管理に努めます。
- ・上水道事業・簡易水道事業の統合や給水区域の見直し、各給水区域からのバックアップ体制を含めた上田市水道ビジョンに基づき、水源及び給配水施設の整備、老朽施設の更新を計画的に進めます。

基本施策 4 良好な生活環境と河川などの水質を保全します

① 下水道施設の適切な維持管理と更新

- ・人口減少や節水型社会への移行に伴い、汚水量が減少し、処理能力に余裕が生じていることから、農業集落排水と公共下水道又は農業集落排水同士を統合して、処理能力の活用を図ります。
- ・統合が困難な農業集落排水施設については、長寿命化計画を策定し、適切な施設管理を行います。
- ・地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、汚泥処理過程で発生する消化ガスの有効利用や、汚泥の再資源化など下水道資源の利活用を継続して進めます。

(参考) 関連する個別計画

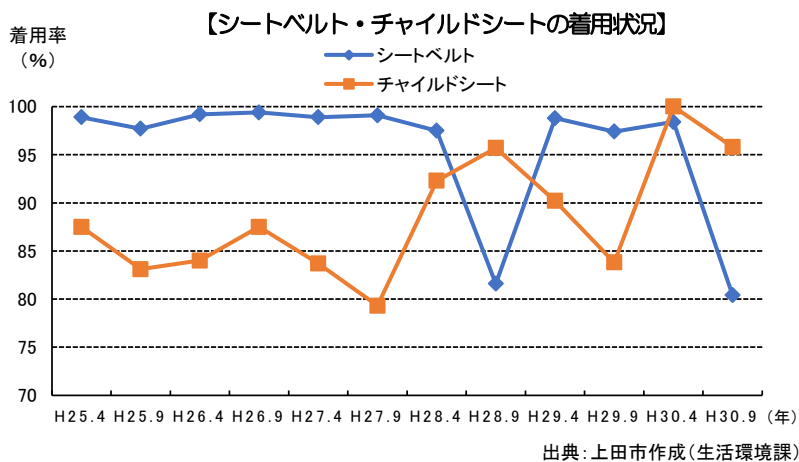
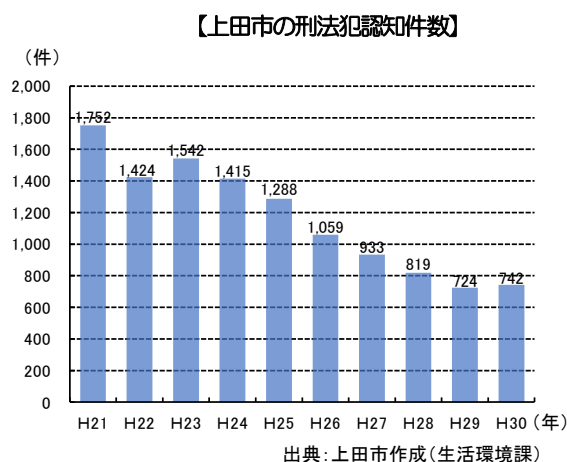
上田市上下水道事業経営戦略(改訂版)、上田市水道ビジョン、上田市下水道ビジョン、上田市「水循環・資源循環のみち 2015」構想

2-2-6 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進

関係機関団体と情報を共有して、広報啓発活動などを行い、地域の安全意識の高揚を図り、犯罪や交通事故の無いまちづくりを推進します。新たな犯罪手口が出現し巧妙化する特殊詐欺被害防止に取り組み、安全な消費生活の実現に努めます。

現状と課題

- ・誰もが住み良い、安全・安心なまちをつくるために、各地区・自治会ごとの防犯活動の強化とともに、防犯指導員活動の活性化を図る必要があります。
- ・新たな手口や巧妙化する特殊詐欺や悪質商法から市民を守るため、警察や関係団体と情報共有を図りタイムリーな情報提供を行い、地域をあげた継続的な啓発活動が必要です。
- ・交通事故を防止するため、警察や関係団体との情報共有を図り、タイムリーな情報提供を行い、運転者、歩行者ともに交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- ・交通事故でのシートベルト非着用者の致死率が高いことから、全席シートベルト着用を図るほか、交通事故防止のための安全装置の搭載を推進する必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
地区防犯協会を設立している地区数	7 地区 (平成 30 年度)	10 地区
シートベルト着用率	99.1% (平成 30 年度)	100%

各主体に期待される主な役割分担

市民・保護者	・交通安全、防犯の研修などに参加し、安全意識の高揚に努めます。
交通指導員・防犯指導員	・季別に行われる安全運動のほか、犯罪発生情報に基づく街頭活動を行い、地域の安全対策に努めます。
自治会	・危険箇所に防犯灯を設置し、適切に維持管理します。 ・地域ぐるみでの犯罪防止、犯罪抑止を進めます。
学校	・児童生徒への交通安全教育、防犯教育を行います。
行政	・広報啓発活動などを通し、防犯や交通安全意識の高揚を図ります。 ・巧妙化する特殊詐欺などの被害防止に取り組み、安全な消費生活の実現に努めます。 ・関係機関団体と情報共有を図り、タイムリーな情報配信など広報啓発活動を推進します。

基本施策１ 防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを推進します

① 防犯意識の高揚と注意喚起の迅速化

- ・関係機関、団体と連携した防犯パトロールと街頭啓発活動を実施するとともに、地区防犯指導員などの防犯ボランティアへの支援を通し、防犯活動を展開します。
- ・関係機関団体と情報共有を図り、タイムリーな情報提供により、効果のある防犯活動を行います。

② 地域における安全活動の推進

- ・防犯診断・防犯パトロール活動、防犯研修会などの活動を支援し、地区（地域）の防犯意識の高揚を図ります。
- ・地域の安全確保と犯罪防止を図るため、自治会の防犯灯設置を支援します。
- ・関係機関団体と情報共有を図り、安全で安心な地域社会の実現を図るため、パトロールなど各種防犯活動を行います。

基本施策２ 特殊詐欺や悪質商法などによる消費者の被害防止に取り組みます

① 消費者被害防止に向けた消費者の意識啓発の推進

- ・新たな特殊犯罪手口などの情報提供をタイムリーに行い、街頭啓発活動や防犯研修会などを開催して、消費者の被害防止に取り組みます。
- ・市民を特殊詐欺や悪質商法などから守るために、関係機関団体と情報共有を図り、連携した活動により被害防止を図ります。

② 相談体制の充実

- ・巧妙化する特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害を防ぎ、安全な消費生活を実現するため、上田市消費生活センターの相談業務などの充実を進めます。

基本施策３ 交通安全対策を推進し、交通事故のない安全な社会を目指します

① 子どもと高齢者の交通安全対策の推進

- ・交通事故の原因について警察と情報共有を図り、交通安全教室や出前講座などを開催して、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通事故防止のための、安全装置の搭載を推進します。
- ・高齢者が関係する交通事故の発生が多い地区を「高齢者交通安全モデル地区」に指定して交通安全活動を行います。

② 関係機関との連携による効果的な交通安全運動の推進

- ・シートベルト及びチャイルドシートの着用率向上のため、交通指導員などによる継続的な街頭指導活動を行うとともに、親子交通安全教室を通し保護者などへの啓発を行います。
- ・県、警察など関係機関団体と連携した全席シートベルト着用の広報啓発活動を行います。自治会からの交通規制設置の要望や交通事故発生状況を確認し、有効な交通安全施設の整備を進めます。
- ・重大な交通事故が発生した際には、交通安全に関係する団体や発生場所付近の自治会関係者と現地診断を行い、再発防止と交通安全対策に反映します。

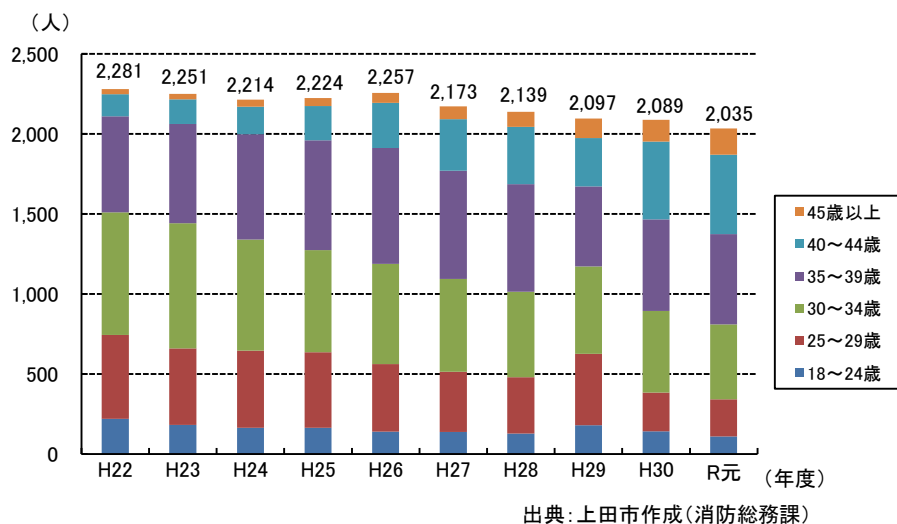
2-2-7 地域防災力の向上と災害対応能力の強化

地域防災力の向上を図るため、地域防災の中核である消防団の強化を図ります。また、災害に強いまちづくりに向けて、市民や自主防災組織、行政、関係機関が「自助・共助・公助」の役割を果たし、連携を深めることで地域防災力の向上を図ります。

現状と課題

- ・少子高齢化の進展に伴い、消防団員の確保・維持が今後さらに困難になると予想されます。消防団員の被雇用者割合は8割以上になり、消防団の活動に対する事業主の理解と協力が不可欠です。また、居住地と勤務地が遠く離れ、昼間の出勤人員の確保に支障をきたすことが考えられます。
- ・大規模災害時の消防水利や被災住民の生活用水を確保するための耐震性防火水槽を、消防水利の基準に基づき計画的に整備する必要があります。
- ・上田地域広域連合との連携を強化し、地域の防災拠点としての機能が十分に発揮されるよう、老朽化した消防庁舎の改築などの検討と諸課題への対応を進める必要があります。
- ・地球温暖化による気候変動により局地的なゲリラ豪雨や暴風雨など、災害が多発化、激甚化しています。市民が主体的かつ的確に避難できるように、自らの命は自らが守るという「自助」の意識の向上を図ることが必要です。
- ・地域における防災・減災力を向上するためには、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」が重要です。共助の担い手である自主防災組織のリーダーに対する継続的な育成や、災害に備えた活動を支援することが必要です。
- ・災害が広域化、多様化する中、「公助」を担う行政は防災体制の強化と多様な主体との連携による防災・減災の取組が重要です。災害時に備えた関係機関や民間企業との連携強化や、国や県などからの広域的な支援に対する受援体制の構築が必要です。

【上田市消防団の年齢別団員数の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
消防団員の充足率（実員数/条例定数）	92% (平成30年度)	99%
自主防災組織の防災訓練などの実施率	63% (平成30年度)	70%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・自分や家族の命を守る「自助」の行動につなげるために、防災に対する知識を深めるとともに、避難場所や経路の確認、災害に備えた食料の備蓄など日頃からの備えを進めます。
自主防災組織	・地域防災力の向上に向けて、災害に備えた防災用資器材の充実を図るとともに、避難訓練や避難所開設運営訓練の実施など主体的な防災活動に取り組みます。
自治会・事業者・店舗など	・消防団員を地域ぐるみで応援し、消防団への入団や活動に積極的な協力をするとともに、災害時の復旧活動を支援します。
学校	・災害時に主体的な行動ができるように、防災教育や防災備蓄倉庫の見学などを通して防災に関する理解を深めます。
行政	・災害対応力の強化を図るために、国・県などとの連携体制や関係機関との協力体制を推進します。

施策の方向性・展開

基本施策 1 地域防災の中核である消防団の強化に取り組み、地域防災力の向上を図ります

① 消防団員の定数確保に向けた普及・啓発

- ・広報紙などにより住民に消防団活動への理解を促し、消防団協力事業所の拡大や事業主に対する協力依頼を継続的に行い、消防団に加入しやすい環境整備をさらに強化します。また、「時代に即した消防団組織の在り方」を協議・検討し、将来の上田市の万全な消防体制の確立を推進します。
- ・自治会、事業所などでの防火・救急講習などにおいて、「自らの地域は自ら守る」という意識啓発を図り、消防団員を確保します。
- ・消防団サポート事業*を進め、団員を地域ぐるみで応援し、士気を高め、新規入団の確保につなげます。

② 消防団装備などの充実

- ・各地域の実情に即した計画的な車両の再配置を行うとともに、更新計画に沿った整備を行い、消防団の災害出動体制と災害対応能力の強化を図ります。
- ・国で定める消防団の装備の基準を踏まえ、装備を充実し消防団員の安全確保を図るとともに教育訓練を充実します。

基本施策 2 消防水利の充実と常備消防力の強化を図ります

① 耐震性防火水槽の整備

- ・老朽化した 40m³ 防火水槽の耐震性防火水槽への更新又は必要に応じた新たな設置により、消防水利の充実強化を図ります。

② 常備消防の充実強化

- ・増加傾向にある救急需要への対応を盤石にすることにより、地域住民の健康的な生活を確保し、大規模化する自然災害による被害の軽減を図るため、常備消防力の充実強化を図ります。また、常備消防力の地域間のバランスを図り、説明責任と透明性を担保しながら消防責任を果たします。

基本施策 3 市民の防災意識の高揚と関係機関との連携を推進し、防災体制の強化を図ります

① 「自助」「共助」を主体とした地域防災力の向上

- ・災害時に主体的かつ的確に避難できるよう、災害への備えや避難行動など、防災知識の普及と意識の向上を図ります。また、地域の防災・減災力の向上に向けて、近隣住民の助け合いや要配慮者の避難に対する支援など自主防災の意識の醸成を図ります。
- ・地域防災の中核である自主防災組織のリーダーの継続的な育成や女性の参画に向けて、消防団や自治会、防災アドバイザーなどと連携して取り組みます。また、自主防災組織が災害時に円滑に救出救護や避難所運営などができるように地域における防災訓練などの実施を支援します。

- 地域の防災・減災力の向上に向けて、自主防災組織による防災用資器材の整備を支援します。また、地域ごとの特性を踏まえた地区防災マップや地区防災計画の策定などの主体的な取組を支援します。
- 災害対応能力の向上を図るため、自主防災組織や関係団体など、多様な主体との連携により、実効性の高い防災訓練を実施します。また、高齢者や障がい者などの要配慮者や男女共同参画など多様な視点に配慮した防災訓練を実施します。

② 災害対応能力の向上と危機管理体制の強化

- 計画的な防災・災害対応を行うために、国・県の動向や最新の災害事例などを踏まえた地域防災計画の見直し・充実を図ります。また、災害時に国などからの広域的な支援をスムーズに受け入れるために、受援体制の整備を進めます。
- 災害発生時に迅速な初動対応や応急対応に取り組むために、実効性のあるマニュアルの整備や見直し、危機管理体制の強化を図ります。
- 大規模災害などに備えて、災害時応援協定に基づくほかの自治体との相互応援体制のさらなる強化に取り組みます。また、災害時の物資の調達などの協力体制を強化するために、事業者との応援協定の締結を進めます。
- 住民避難の判断を的確に行うために、ICT を活用した災害情報の収集や分析、伝達体制に取り組みます。また、避難勧告などの防災情報を迅速かつ確実に伝えるために、災害情報伝達手段の多様化・多重化を図ります。
- 避難者などの支援のために、必要な食料や水などの備蓄を計画的に進めます。また、避難生活に必要な毛布や発電機などの資器材の整備を進めます。
- 災害発生時において、ボランティアニーズを迅速かつ的確に把握し、全国各地から集まるボランティアの受入れ窓口を速やかに確保できるよう、ボランティアセンターの設置主体である社会福祉協議会との連携体制を強化します。

(参考) 関連する個別計画

上田市地域防災計画

○ 指標・目標値一覧 第2編 自然・生活環境【安全・安心な快適環境のまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用	主要河川のBOD 環境基準値達成率(35地点)	100% (平成30年度)	100%
	一般大気中ダイオキシン類 環境基準達成率(5地点)	100% (平成30年度)	100%
	森林整備面積(市有林及び私有林の間伐などの施業実施面積)	87.4ha (平成30年度)	1,000ha [※目標値 200ha/年]
	木質バイオマスエネルギー利用製品導入支援件数	24台 (平成30年度)	100台 [※目標値 20台/年]
2-1-2 循環型社会形成の推進	ごみ焼却量 (上田市ごみ処理基本計画における減量目標数値)	33,696トン (平成30年度)	29,540トン
2-1-3 地球温暖化防止対策と再生可能エネルギーの利活用の推進	上田市の温室効果ガス排出量	2013年度 (平成25年度) 上田市環境基本計画の見直しに伴う基準値	2030年度 (令和12年度) 26%削減 上田市環境基本計画の見直しに伴う目標値
	家庭用の太陽光発電設備出力累計	上田市環境基本計画の見直しに伴う基準値	上田市環境基本計画の見直しに伴う目標値
2-2-1 賑わいと交流のまちづくりに向けた道路網の整備・促進	市道改良延長	983km (平成30年度)	1,010km
	市道舗装延長	1,540km (平成30年度)	1,575km
2-2-2 「乗って残す」「乗って生かす」を基本とした公共交通の活性化	【戦略】市内路線バス輸送人員数	119.0万人 (平成30年度)	120.0万人
	【戦略】別所線輸送人員数	129.9万人 (平成30年度)	130.0万人
2-2-3 安全・安心に暮らせる環境の整備	都市計画道路の用途地域内整備率	49.58% (平成30年度)	52.1%
	歩道の整備延長	173km (平成30年度)	190km
	橋梁長寿命化修繕工事の橋梁数	8橋 (平成30年度)	69橋
	市営住宅の統合建替え	-	1団地
2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出	景観づくり協定及び景観づくり市民団体の認定件数	11件 (平成30年度)	14件
	都市公園数	55箇所 (平成30年度)	56箇所
	公園施設を改築・更新する都市公園数	15箇所 (平成30年度)	20箇所
	公園・緑地の整備に対する市民満足度	36.5% (令和元年度)	50%
2-2-5 安定した経営による上	上水道有収率*	83.54% (平成30年度)	90%

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
水道・下水道事業 の継続	下水道処理場耐震化率	62% (平成30年度)	86%
2-2-6 犯罪や 交通事故のない まちづくりと消 費者被害防止の 推進	地区防犯協会を設立している地区数	7 地区 (平成30年度)	10 地区
	シートベルト着用率	99.1% (平成30年度)	100%
2-2-7 地域防 災力の向上と災 害対応能力の強 化	消防団員の充足率(実員数/条例定数)	92% (平成30年度)	99%
	自主防災組織の防災訓練などの実施率	63% (平成30年度)	70%

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

■ 第2編と関連性の高い「上田市総合戦略」の重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く

上田市総合戦略 における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
4-③ 暮らし や観光に資する 交通システムの 維持・拡充	道路や交通機関などの交通網が 利用しやすいと感じる市民の割合	24.5% (令和元年)	35%

第3編 産業・経済

誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり

第1章 次代へつなぐ農林水産業の振興

- 3-1-1 地産地消の推進と都市農村交流による活性化
- 3-1-2 農業の安定的な生産体制の整備と産地化の推進
- 3-1-3 森林の適切な経営管理と地域産木材の利用推進

第2章 新たな価値を創造する商工・サービス業の振興

- 3-2-1 新しい産業の創出と中小企業者の経営力強化
- 3-2-2 地域経済を牽引する工業（ものづくり産業）の振興
- 3-2-3 賑わいと活力ある商業の振興
- 3-2-4 安心して働ける環境づくりと就業支援

第3章 魅力ある観光地づくり

- 3-3-1 おもてなしで迎える観光の振興



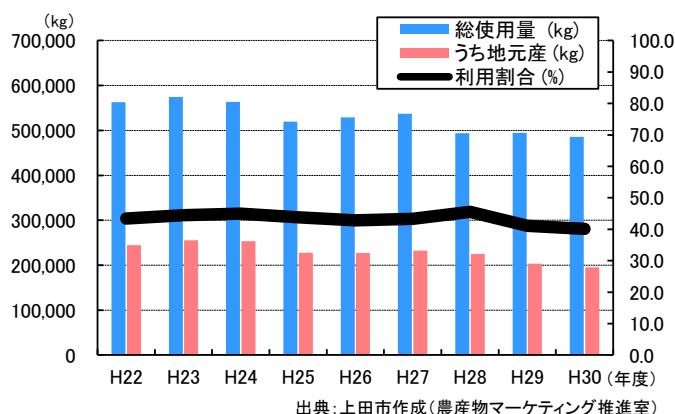
3-1-1 地産地消の推進と都市農村交流による活性化

市民・事業者・学校及び行政などがそれぞれの立場で地産地消を推進し、食材の地域内循環を進めるとともに、地元産農産物の地産外消も図ります。また、都市農村交流の拡大を図り、農村地域の活性化を目指します。

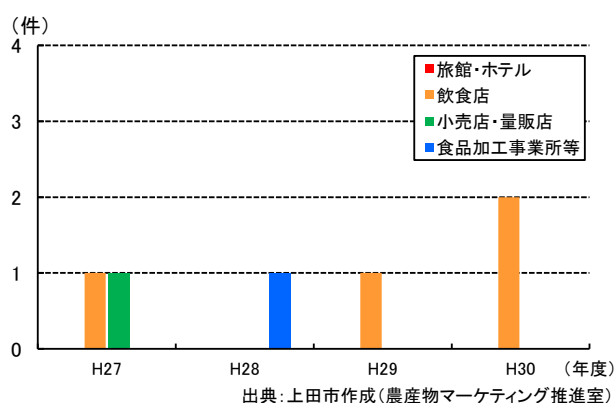
現状と課題

- ・農産物及びその加工品の輸入額が増加傾向の中、食の安全と農業生産者の経営安定の両面から、地元農産物の地元消費を拡大することが求められています。
- ・農業は「食」を生み出し、食生活の安全・安心を支える基礎であることから、農作業を体験し、食について学ぶ機会を作ることが求められています。
- ・持続可能な農業の構築のために、首都圏をはじめとして需要や購買力があるところへの、地元産農産物のプロモーションと付加価値を付けた販路開拓・販路拡大が求められています。
- ・農村地域は、観光誘客や体験学習に活用できる多くの資源を有することから、これらを活用した都市農村交流につなげ、地域の活性化と都市からの移住・定住につなげていくことが求められています。

【学校給食における地元（上小地域）農産物使用状況】



【上田市地産地消推進の店 認定店集計表（年度別認定数）】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
学校給食での地元（上小地域）農産物の使用量の割合（重量ベース）	40.1% (平成30年度)	41.0%
上田市地産地消推進の店 認定件数（累計）	75件 (平成30年度)	80件

各主体に期待される主な役割分担

市民	・地元農産物を提供する直売所などの店舗を積極的に利用します。 ・農業体験事業への参加を通して、地域の食や農への理解を深めます。 ・SNS などにより地元産農産物の魅力などを発信します。
農業者・NPOなど	・地域の直売所や学校給食用に農産物を供給します。 ・農業体験事業の取組に協力します。 ・販路開拓・販路拡大に係る市外への農産物のマーケティングを積極的に進めます。
事業者	・地元農産物の仕入・活用を増やします。
学校・大学など	・食農教育や食による健康づくりを進めます。 ・気象データの解析、農畜産物の成分分析など農業分野における高度な研究、分析など専門性を活用した産学連携を図ります。
行政	・市民・関係者が地産地消の取組を理解し、参画できる仕組みを構築します。 ・都市農村交流、移住・定住にかかわる事業者との連携・調整を進めます。 ・生産者・事業者などのつなぎ役としての支援や物産展などの販路開拓・販路拡大の機会を提供するなどマーケティングを推進します。

施策の方向性・展開

基本施策 1 市民・事業者の一体的な取組により、農産物の地産地消を推進します

① 生産者及び販売者による地産地消の推進

- ・地元産農産物及びその加工品の認定制度を設け、消費者に地産地消の重要性を喚起します。
- ・地産地消の啓発により地域内の消費を拡大するとともに、ブランド化を推進します。
- ・市内農産物直売所の事業を拡充し、直売所相互の連携を支援します。

② 地元農産物の消費拡大

- ・農業関係団体に学校給食などへの地元農産物の供給拡大を働きかけ、子どもたちの食農教育につなげます。
- ・米や伝統野菜など地域特有の農産物の地元消費拡大を図るとともに、品種固定と保護に取り組みます。
- ・姉妹都市などとの縁と絆による地産外消を関係機関、団体との協力・連携のもと推進します。
- ・地元産農産物の販路開拓・販路拡大の機会を創出し、事業者などへ提供します。

基本施策 2 農村の多面的価値の活用による都市農村交流の拡充と農村地域の活性化を図ります

① 農業体験・食農教育の充実

- ・市民農園の規模拡大など、農地を持たない市民が気軽に家庭菜園に親しめる環境を整え、農業生産や食農教育への関心を高めます。
- ・学校や保育園においては、「教育ファーム*」に取り組むなど、子どもたちが農業に触れることができる場を増やします。

② 農業・農村地域の資源を生かした交流促進と移住・定住の促進

- ・「果実のもぎ取り体験」や「りんごオーナー制度」「棚田オーナー制度」などといった農業観光や都市農村交流事業に取り組む農業者を支援します。
- ・農業・農村体験など、地域ぐるみで進める滞在型交流事業を支援します。
- ・農地付き空き家物件の紹介、就農相談の充実、クラインガルテン*の整備などにより、農業や田舎暮らしに関心がある都市住民の移住・定住につなげます。

③ 魅力的な農村・田園風景の保全

- ・地域住民による農村・田園風景の保全活動を支援し、農業基盤を維持するとともに魅力的な景観形成を図ります。

(参考) 関連する個別計画

上田市地産地消推進基本計画

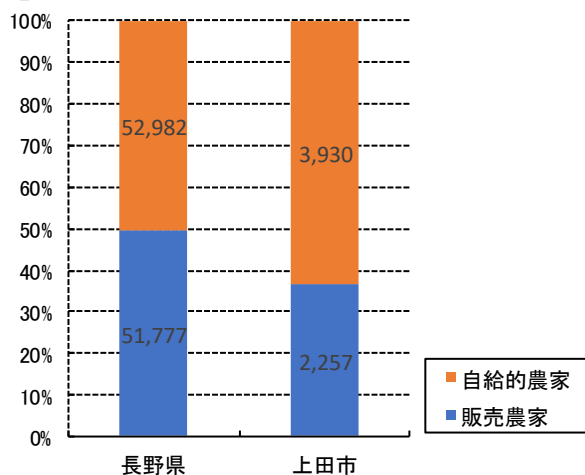
3-1-2 農業の安定的な生産体制の整備と産地化の推進

生産活動を促進するための環境づくりや、多様な担い手の確保を通し、安定的な生産体制の整備を行います。また、新しい農業に挑戦する経営体の育成と産地化を推進します。

現状と課題

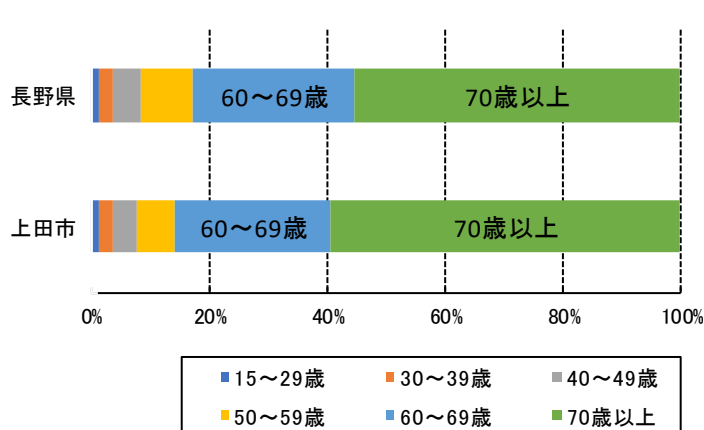
- ・経営規模が小さい農家が多く、自給的農家*の割合は県平均を上回っています。また、基幹的農業従事者*に占める高齢者（60歳以上）の割合も高めです。
- ・農業経営の安定、所得の向上を図るため、農家自らの考えや工夫による6次産業化*に取り組むなど、付加価値を創出する事業展開が求められています。
- ・農業・農村の維持・保全のため、地域全体で担い手への農地の集積を進める必要があります。
- ・農業従事者の高齢化や遊休農地の増加が進む中、新規就農者や異業種連携を通し多様な担い手の創出が不可欠です。
- ・農業従事者の減少が続く中、担い手への農地集積を進め、生産性を上げ、所得向上につなげる取組が求められています。

【自給的農家の割合（平成27年農林業センサス*）】



出典：農林水産省「農林業センサス」(平成27年)

【基幹的農業従事者の年齢構成（平成27年農林業センサス）】



出典：農林水産省「農林業センサス」(平成27年)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
遊休農地の再生面積（累計）	60ha (平成30年度)	74ha
6次産業化認定事業所数	3事業所 (平成30年度)	6事業所

各主体に期待される主な役割分担

市民・地域	・地域協働による農地や水路などの生産基盤及び農村環境の保全に努めます。
農業者・JA など	・6次産業化を進める中で中心的役割を担います。 ・農地の集積について調整します。 ・新規就農者の確保・育成に努めます。
商・工業者	・農業者と連携して新商品の開発と販路開拓に努めます。
行政	・生産活動を促進するための環境づくりや担い手の確保を通し、安定的な生産体制の整備を行います。 ・高収益が見込まれる新品種などの導入を図り、産地化への取組を支援します。 ・新規就農者の確保及び育成支援を進めます。

施策の方向性・展開

基本施策１ 生産活動を促進するための環境づくりと安定的な生産体制を整備します

① 生産活動を促進するための環境づくり

- ・農林業の基盤となる幹線道路や集落間道路の整備を進めます。
- ・用排水路、農道、ため池、ほ場などの農業基盤施設の計画的な長寿命化・防災減災対策を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・地域住民自らが農地・農業用水や地域環境を守り、多面的機能を発揮する取組を支援します。
- ・「人・農地プラン」で把握した農地や担い手情報の一元管理と、ワンストップ相談体制の構築により、農地集積や遊休農地化の防止に努め、地域営農と農村環境を維持します。
- ・農業・農村の環境を維持していくうえで、欠かすことのできない自給的農家などの小規模な農家に対し、各地域における営農活性化活動を支援します。

② 安定的な農業経営と担い手の確保

- ・担い手への農地利用集積を図るため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農業用機械導入に対する支援及びスマート農業に対する施策の検討を進めます。
- ・生産性の向上を目指し、「人・農地プラン」における地域の話合いを通し、担い手などへの農地集積を進め、規模拡大を目指す認定農業者*や、地域農業の多様な担い手の確保を図ります。
- ・関係機関が連携して新規就農者（Ｕ・Ｉ・Ｊターン*）の相談・受入れ体制や営農支援を充実し、将来の農業を支える多様な農業者の育成に努めます。
- ・農福連携などの異業種交流を通して担い手の確保を進めます。
- ・地域営農活性化委員会や女性農業者などによる地域活動を通して農業者間の連携を深め、地域農業の活性化を図ります。

基本施策２ 新しい農業に挑戦する経営体の育成と産地化を推進します

① ６次産業化など産業連携の推進と販路開拓

- ・６次産業化や農商工連携*の取組を支援します。
- ・農産物加工品の新商品開発に向け、民間有識者などをコーディネーターとして活用し、庁内横断的な組織体制のもと、農林水産業と商工業との産業間連携を進めます。
- ・物産展などの開催やふるさと寄附金のお礼の品への活用を通して、販路開拓に取り組む農業者を支援します。

② 産地化の推進と魅力ある農産物の生産拡大

- ・ワイン用・生食用のぶどうやりんごなど、上田市の気候風土に適した農産物や高収益が見込まれる新品種の産地形成を重点的に進めます。
- ・“環境に優しい”“安全・安心”などをキーワードとして、消費者に好まれる付加価値の高い農産物の生産とブランド化を支援し、農業者の経営の安定を図ります。

基本施策３ 水産資源の保全と活用を図ります

① 水産資源の保全

- ・関連団体と協力して、アユ、ウグイなどの水産資源の保全・活用を進めます。

（参考）関連する個別計画

上田市 ６次産業化等に関する戦略

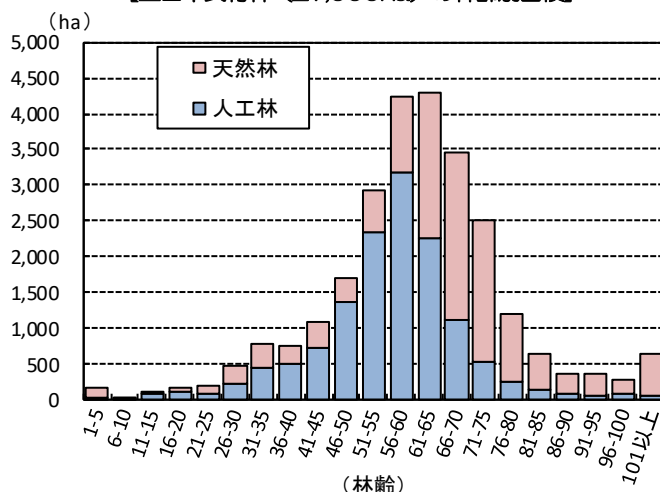
3-1-3 森林の適切な経営管理と地域産木材の利用推進

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理や再生産可能な森林資源の循環利用、林業の活性化を推進します。

現状と課題

- ・上田市の総面積の7割を占める森林は、山地災害の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材などの生産といった多面的機能の発揮を通じて市民生活にさまざまな恩恵をもたらしています。
- ・しかし、木材需要の減少などによる木材価格の低迷、松くい虫被害の拡大や森林への竹林の侵入などにより、森林所有者の森林への関心が薄れ、林業活動も停滞し、森林の荒廃が進んでいます。
- ・一方、先人達が膨大な人手と時間をかけて造成した人工林の多く（民有林のうち人工林の74%）が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えています。
- ・森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、地域産木材の積極的な利用などにより森林の「伐って、使って、植える」という循環利用の形を再構築し、森林の適切な経営管理と林業の活性化を進めることが求められています。

【上田市民有林（27,000ha）の林齢別面積】



出典：長野県森林計画資料（令和元年9月1日現在の森林簿）

【林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて】



出典：令和元年版森林・林業白書

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
森林経営計画など対象森林面積*	11,665ha (平成30年度)	12,200ha [目標値 100ha/年]
森林認証林*の素材生産量	6,600m ³ /年 (平成30年度)	7,300m ³ /年

各主体に期待される主な役割分担

市民・地域	・自らが所有する森林の経営管理に努めます。 ・地域の里山整備活動などに参加します。 ・住宅建築や日々の暮らしの中で地域産木材を積極的に利用します。
森林組合など林業事業者	・森林所有者からの受託経営を進め、適切な森林の整備に努めます。 ・地域産木材の安定的な供給に努めます。
行政	・森林所有者や林業事業者が行う森林整備を支援します。 ・公共施設などへの地域産木材の利活用を進めます。 ・市有林、財産区有林の適切な整備や木材の安定供給を進めます。

施策の方向性・展開

基本施策1 森林の適切な経営管理を進めるための環境づくりを支援します

① 森林経営管理制度による新たな森林管理

- ・森林経営管理法に基づき、森林所有者に適切な経営管理を促すとともに、所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林について、伐採などを実施するための経営管理権の集積を進めます。
- ・経営管理権を取得した森林のうち林業経営に適した森林については、意欲と能力ある林業経営者に委ね（経営管理権の設定）、効率的・安定的な林業経営、森林資源の循環利用の実現を支援します。
- ・林業経営者に委ねることができない森林においては、公的な管理により間伐などを行い、管理コストの低い自然林に近い森林に誘導し、山地災害防止などの森林の多面的機能の維持増進を図ります。

② 安定的な林業経営の支援と多様な担い手の確保・育成

- ・森林所有者などによる間伐や植栽などの実施、高性能林業機械の導入などを支援します。
- ・自伐型経営を目指す林業者や里山整備に協力する市民などを対象とした安全講習などの開催、林業従事者の確保・育成に向けたさまざまな取組を支援します。
- ・植樹などの森林整備体験、木工体験活動などの実施や支援を行い、市民による森林づくりや林業・地域産木材に対する理解・協力などを推進します。

基本施策2 森林の病虫獣害対策や公有林の適切な経営管理を実施します

① 松くい虫被害対策

- ・水土保全上必要な松林やマツタケ発生林など、森林資源として重要な松林を保全するために、伐倒駆除、樹幹注入などに取り組み、被害の防止を図ります。
- ・松くい虫被害の激害地については、被害木などの伐倒除去や抵抗性アカマツ苗の植樹などに取り組み、里山の景観形成や保全を図ります。

② 野生鳥獣被害対策

- ・間伐などによる里山整備により、人と鳥獣が棲み分けできる環境づくりを進めます。
- ・森林資源や農産物を野生鳥獣から守るため、狩猟免許取得者の確保・育成支援及び先端技術の導入により、捕獲体制の充実を図るとともに、市民協働による侵入防止柵などの設置を促進します。
- ・捕獲個体のジビエなどへの有効利用を進めます。

③ 公有林の適切な経営管理

- ・環境・経済・社会の3分野から持続可能な経営を行っている森林として認証（国際森林認証/SGEC）されている市有林や財産区有林については、以下の基本方針による適切な経営管理により、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。
 - ① 恒久的な森林として守り・育て、地域の環境保全、安全・安心に努めます。
 - ② 地域の模範となる森林管理により、林業再生、地域振興に寄与します。
 - ③ 地域資源の循環利用に役立てます。
 - ④ 地域の教育・環境学習・憩いの場として活用します。

基本施策3 再生産可能な木材の利用を推進します

① 地域産木材の利用促進

- ・地域産木材（信州カラマツ、SGEC 認証材など）の利用促進を地域内外に積極的にPRします。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共施設などへの地域産木材の利用を推進します。
- ・木材利用に関する公的な支援制度を市民などに普及し、住宅などへの地域産木材利用を促進します。
- ・友好提携（姉妹）都市などと連携し、都市部での上田市産木材の利用拡大を図ります。

（参考）関連する個別計画

上田市森林整備計画、上田市鳥獣被害防止計画

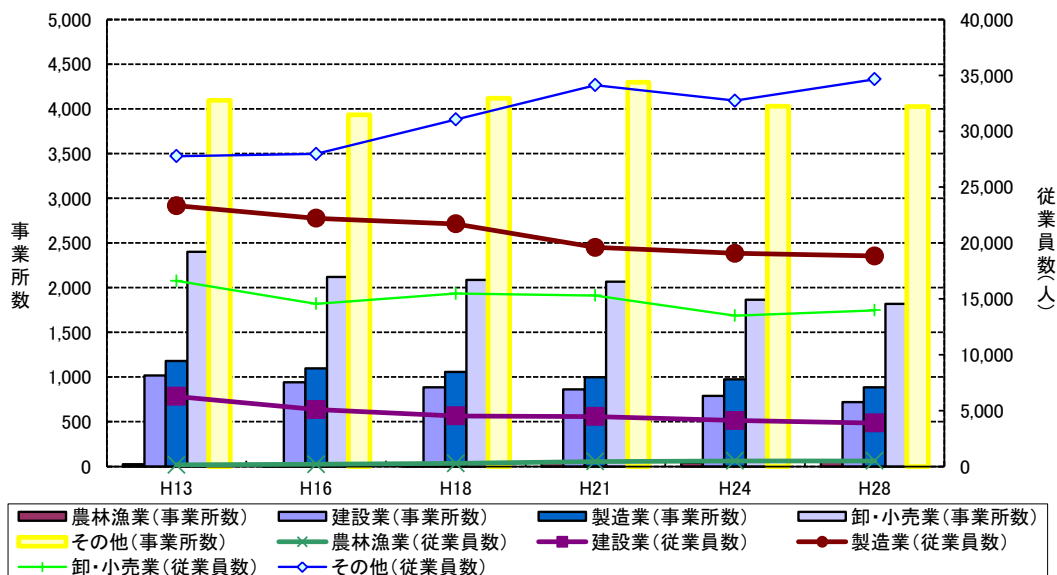
3-2-1 新しい産業の創出と中小企業者の経営力強化

創業支援の充実や同業種・異業種連携などを通して社会ニーズに即した新たな産業の創出を図ります。また、商工団体などとの連携を密にすることで、中小企業者の経営力強化に取り組みます。

現状と課題

- ・急速な少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口（15歳～64歳）の減少により、労働人口の減少や生産性の低下が懸念されます。また、創業よりも廃業が多く、事業所数が減少しています。
- ・意欲ある起業家を大都市圏などから呼び込み市内での起業・創業を促進するとともに、シニア世代の知識と経験の活用により地場産業の振興を図ることで、新たな雇用の場を創出することが重要です。
- ・企業の新たな事業展開に向けては、AI・IoTなどの最先端技術の活用や、産業支援機関、大学、金融機関などとの連携を深めることが重要です。
- ・少子高齢化などの社会構造の変化やライフスタイルの変化に伴い、時間や場所にとらわれない働き方など、さまざまな課題（ニーズ）を解決する新たなビジネスに取り組む事業者への支援が必要です。

【事業所・従業員数の推移】



出典：総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
中小企業や地場産業の育成、支援に対する市民満足度	12% (令和元年度)	17%
起業・創業件数	48件 (平成30年度)	45件

各主体に期待される主な役割分担

中小企業者	・自らの技術やノウハウなどを生かし、経営・製品開発などの強化に努めます。
中小企業関係団体	・中小企業者への相談・経営指導を通し、中小企業者の経営力強化を図ります。
商工団体・産業支援機関	・商工団体、各支援機関の得意分野とネットワークを活用し、また創業支援事業者同士の連携を図ることで、創業支援や企業誘致を推進します。
金融機関など	・相談・融資を通し、中小企業者の経営改善・向上を図ります。
行政	・商工団体などと連携をし、中小企業者の経営力強化を図ります。 ・若年層の働く場の創出を図ります。

基本施策１ 起業・創業の促進に取り組みます

- ① 創業支援に取り組む団体などへの支援とネットワークの構築
 - ・産業支援機関や商工団体との創業支援に向けたプラットフォームの充実を図り、各機関の特徴を生かした起業・創業の取組を支援します。
 - ・地方で創業したい人や若者、女性などが起業しやすい環境を整備するとともに、新規創業や経営革新にチャレンジする人たちを支援します。
- ② 同業種・異業種連携の推進
 - ・産業支援機関や商工団体、大学、金融機関との連携を深め、同業種、異業種連携による新たな事業展開への支援を行います。

基本施策２ 地域や社会のニーズに即した新たな産業の創出を支援します

- ① 社会の変化に即した産業の育成・支援
 - ・テレワークやワーケーションを推進し、ヒトを呼び込み、新たなビジネスを生み出す取組を支援します。
 - ・生産性の向上や、ブランド力の強化による高付加価値化など、企業の経営革新をサポートします。
- ② 地域課題を解決する産業の創出・支援
 - ・買物弱者や交通弱者などの地域課題を解決するために、ＡＩ、ＩｏＴなどの最先端技術と地域企業の技術を融合させ、新たなサービス・産業の創出を支援します。
- ③ 地域資源を活用した産業の創出・支援
 - ・消費者の健康意識の高まりや癒しを求めるニーズに対応し、別所温泉や丸子温泉郷のブランド力を高める取組を推進します。
 - ・日本酒やワイン、味噌など発酵のまちとしてのブランド力を高めます。
 - ・蚕都として繁栄した歴史や農民美術発祥の地としての特色を踏まえ、同業者組合や関係団体などとの連携により市内の伝統的工芸品である上田紬や農民美術の振興を図ります。
 - ・地域未来投資促進法に基づき、地域の強みを生かしながら、ものづくり分野や観光・まちづくり分野など、将来成長が期待される分野に挑戦する事業者を支援します。

基本施策３ 商工団体などとの連携により中小企業者の経営力強化を図ります

- ① 事業所訪問などによる企業ニーズを踏まえた支援の充実
 - ・上田市中心小企業・小規模企業振興条例に基づき、社会情勢や企業ニーズを的確にとらえ、上田市商工業振興プランの見直しを図りながら、商工業振興施策を計画的に推進します。
 - ・事業所訪問や経営実態調査により地域経済の実情についてきめ細やかな情報収集を行い、企業の円滑かつ着実な事業運営と持続的発展を支援します。
 - ・ホームページやメールマガジン、事業所訪問などを通して企業ニーズに即した商工業支援施策を情報発信します。
 - ・中小企業者の円滑な資金調達を支援する市制度融資を充実し、企業経営を金融面からサポートします。
- ② 商工団体などとの連携による支援内容の充実
 - ・商工会議所や商工会が連携して実施する販路拡大などの取組を支援し、新たな市場・顧客の開拓を促進します。
 - ・商工会議所や商工会、中小企業団体中央会が行う経営指導や講習会などの取組を支援し、中小企業の経営力の向上と事業継続力の強化を図ります。
 - ・事業者の高齢化などによる廃業や伝承技術の喪失を防ぐために、商工会議所や商工会、長野県事業引継ぎセンターなどと連携して、事業承継を支援します。

(参考) 関連する個別計画

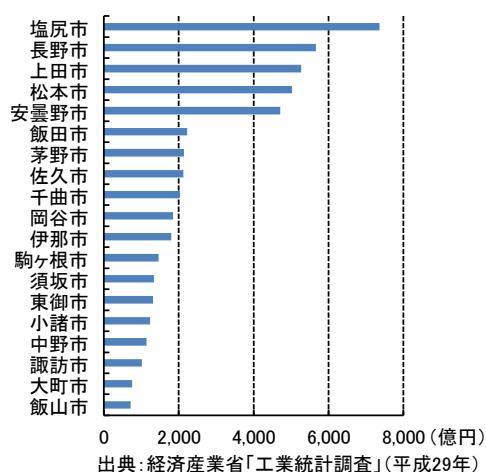
3-2-2 地域経済を牽引する工業(ものづくり産業)の振興

新分野への進出支援や産学官金の連携などを通し、上田市の基幹産業である製造業の振興を図るとともに、地域の特性や民間インフラを活用した企業誘致の取組を推進します。

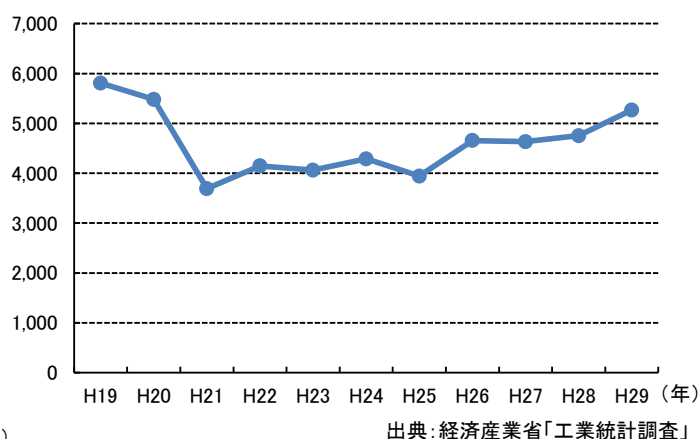
現状と課題

- ・製造業の事業所数と従業員数は市内産業の中で大きな割合を占めており、市の経済を牽引する基幹産業といえますが、かつては県内トップであった製造品出荷額などは平成21年度に大きく減少し、その後増加傾向にあるものの、以前の水準までには至っていない状況です。
- ・製造業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化による国内外の競争激化が続いています。また、後継者不足などから廃業せざるを得ない事業者も多い状況にあります。
- ・新分野への進出や自社ブランドの確立など、企業の競争力強化のために、信州大学繊維学部内に設置した「上田市産学官連携支援施設」(AREC)*での大学と企業の共同研究に加え、金融機関との連携や東信州のスケールメリットを生かした広域連携による取組の推進が必要です。
- ・安定した受注・売上確保のためには、市場開拓や販路拡大の取組が求められています。
- ・工場などの企業誘致は、直接的な雇用・税収の増加のほか、人口増加や地域産業の活性化が期待できることから、産学官金連携の強みを生かし、ものづくり産業の高度化に寄与する効果的な誘致戦略を展開していく必要があります。

【製造品出荷額等の県内順位(平成29年度)】



【上田市の製造品出荷額等の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
製造品出荷額等	4,753 億円 (平成28年)	5,300 億円
新技術開発支援事業・新産業創出グループ支援事業件数	6 件 (平成30年度)	10 件

各主体に期待される主な役割分担

事業者	・各種支援策などを活用し、新分野への進出や自社ブランド確立へ挑戦します。
産業支援機関	・新分野や自社ブランド確立へ挑戦する企業を支援します。
学校・大学など	・新製品開発や新分野進出に向けて大学が開発した技術や材料などを提供します。
行政	・新分野への進出支援や産学官金の連携などを図ります。 ・地域の特性や民間インフラを活用した企業誘致の取組を推進します。

基本施策１ 次世代に向けた工業の活性化の取組を進めます

- ① 産学官金や広域連携による地域産業の発展に対する支援
 - ・上田市産学官連携支援施設（AREC）を中核に、信州大学繊維学部、金融機関などとの連携を強化し、中小企業者が持続・発展していくために支援を行います。
 - ・東信州次世代産業振興協議会による圏域 10 市町村、産業支援機関と連携し、次世代産業創出に向けた取組を支援します。
 - ・企業間のネットワークを促進する AREC・Fii プラザ*や上田地域広域圏内の工業振興会の活動を支援します。
- ② 新分野や自社ブランド確立へ挑戦する企業に対する支援
 - ・新技術や新製品の開発に取り組む意欲ある中小企業者に対して技術講習会などの情報提供や企業マッチングなどを支援します。
 - ・新分野や自社ブランドの製品化に向けた技術の実用化の取組や中小企業者などのグループが連携して共同で行う新産業創出に向けた調査研究活動に対して助成を行います。
 - ・東信州次世代イノベーションセンターを中心に、モビリティ・ウェルネス・アグリビジネス分野の次世代産業創出に向けた、開発プロジェクトを推進します。
 - ・市内産業の高度化に寄与する ICT 分野など、首都圏などの大企業との共同開発や市内製造業とのマッチングを支援し、新たな製品や産業創出を図ります。
- ③ 販路開拓に取り組む企業に対する支援
 - ・産学官金連携による産業展を通して、上田地域の企業の独自製品や技術の PR、企業間交流、セミナーの開催、情報交換などを促進します。
 - ・自社の製品・技術の PR や販路開拓に取り組む中小企業者に対してビジネスマッチングの情報を提供し、国内外の工業展や見本市などへの出展に対し助成します。
 - ・商工団体や J E T R O*（日本貿易振興機構）などの専門機関を通し、中小企業者の海外展開を支援します。
- ④ ものづくり産業の生産性向上に向けた支援
 - ・AI・IoT など最先端技術の導入を促し、製造業の業務の効率化と生産性の向上に向けた取組を支援します。
 - ・最先端技術の導入に向けたセミナーの開催や実装を見据えたモデル事例の研究・普及により、生産現場の AI・IoT 化を促進します。
 - ・AI・IoT などの最先端技術を活用できる人材の育成を支援します。

基本施策２ 企業誘致・留置によるものづくり産業の活性化を図ります

- ① ものづくり産業の誘致と創業促進
 - ・産学官金連携の先進性やものづくり技術の集積、首都圏からの好アクセス、晴天率の高さなど、上田市の優位性をアピールし、企業誘致を図ります。
 - ・工場などの移転を検討している事業者に対して企業立地に必要な情報提供を行うなど、ものづくり産業の誘致・留置を図ります。
 - ・事業規模縮小や再編によって生じた市内の空き工場などをデータベース化し、既存の工業インフラの利活用を促進します。
 - ・ものづくり関連事業の創業を検討している事業者に必要な情報を提供することにより、当市での企業立地・創業を促進します。
 - ・上田地域定住自立圏の構成市町村と連携し、圏域全体で企業誘致・留置に取り組みます。

（参考）関連する個別計画

上田市商工業振興プラン、東信州次世代イノベーションプラン、上田地域基本計画

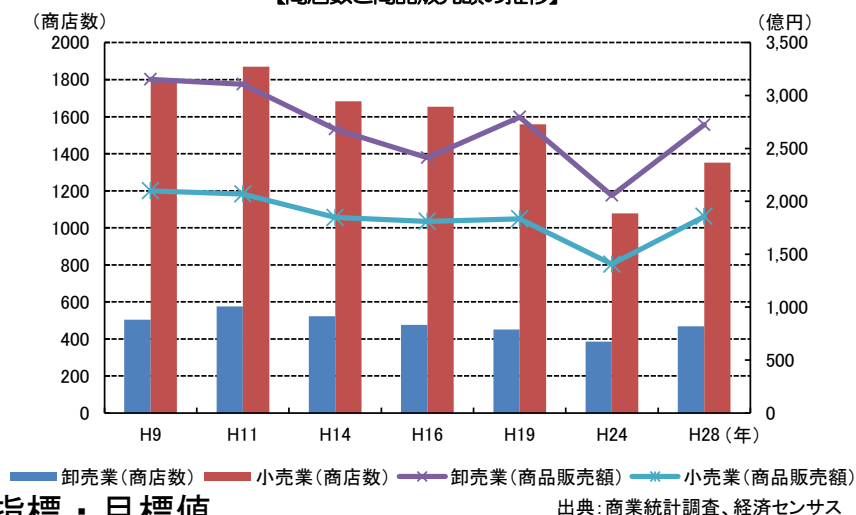
3-2-3 賑わいと活力ある商業の振興

商店街など各関係団体との連携を強化し、主体的な取組を支援することにより、中心市街地の活性化と賑わいの創出に努めます。また、物産展開催や農商工連携の取組により、特産品のブランド力を高めます。

現状と課題

- ・中心市街地は、居住人口の増加に対して歩行者通行量の減少が続いています。居住者と商店街・商店との交流を活発にし、良好なコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として商店街の活性化を図っていく必要があります。
- ・商店街の魅力を向上させるため、地域の特性・ニーズを把握し、空き店舗の利活用や創意工夫を凝らした商店街の主体的な取組を促すとともに、既存店舗の持続的発展や新規出店者への支援が必要です。
- ・中心市街地の活性化のために、商店街が市民団体などと連携して取り組む事業を奨励・支援するとともに、商店街が、それぞれの拠点を生かした特色あるまちづくりにより「強み」を伸ばし、まちなか回遊を促す必要があります。
- ・中心市街地のまちなか回遊を促すためには、商店街と大型店が連携を図るとともに、個々の商店における魅力向上を図っていく必要があります。
- ・特色ある商品のブランド力を高め、新たな市場を開拓するために、物産展などによる販路開拓や農商工連携の取組を支援する必要があります。

【商店数と商品販売額の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
商業・商店街の活性化に対する市民満足度	12.5% (令和元年度)	15.0%
中心市街地の歩行者通行量 (上田市中心市街地活性化基本計画)	22,483 人/日 (平成 30 年度)	23,000 人/日
中心商店街の空き店舗数 (上田市中心市街地活性化基本計画)	31 件 (平成 30 年度)	25 件

各主体に期待される主な役割分担

市民	・中心市街地や地域を支える商店の利用に努めます。
商店	・個店の特色を生かした商品販売やサービス提供などに努めます。
商店街	・個店と連携し、商店街の魅力アップを図ります。
商工団体	・中小企業者に対する相談や経営指導により、経営力を向上させます。
行政	・商店街など、各関係団体との連携を強化し、効果的な支援を行います。 ・特産品の販路拡大や活用を通し、特産品の振興を図り、ブランド力を高めます。

施策の方向性・展開

基本施策１ 商店街などと連携し、中心市街地の活性化に向けて取り組みます

① 中心市街地活性化に向けた取組

- ・ 中心市街地活性化に関する施策を体系的にまとめ、商店街や事業者の活動を支援します。
- ・ 商工会議所が行う共通駐車券事業や歩行者通行量調査事業などの取組を支援します。
- ・ 居住者と商店・商店街との絆を深め、良好なコミュニティの形成を目指そうとする商店経営者グループの取組を支援します。

② 賑わいのある商店街づくりによる活性化

- ・ 商店街振興組合などが行う空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営や、まちなか空き店舗バンクを活用したテナント誘致を支援します。
- ・ 商店街と市民団体、民間事業者、まちなかキャンパスうえだとの連携によるまちなかの魅力を発信する講座やまち歩きを支援します。
- ・ 商店街振興組合などが集客のために継続して実施するイベント事業を支援します。
- ・ キャッシュレス化や事業のＩＴ化など、サービスの生産性向上を図ります。

③ 中心市街地への回遊の促進

- ・ 商店街などが行う中心市街地でのウォーキングイベントなどの事業や、専門的・個性的な品揃えなど魅力アップを図る商店の取組を支援します。
- ・ 池波正太郎真田太平記館の企画展やサロントーク、文化講座の充実を図るとともに、SNSを活用した効果的な情報発信により、ファンを増やし、まちなかへの来街者数の増加を図ります。
- ・ 商店街などとの取組を通し、上田城や柳町を訪れる観光客の商店街への回遊を促します。

基本施策２ 地域資源を生かした商業の振興に対する取組を進めます

① 身近な商業の活性化の支援

- ・ 地域の商工振興団体が実施する地域の特色を生かした地域住民との交流事業を支援し、地域の身近な買物の場の確保と商店の活性化を図ります。
- ・ 商店街の装飾街路灯などの施設の整備・維持管理を支援し、地域のにぎわいづくりを図ります。

基本施策３ 特産品などの地域ブランドの開発・販路開拓と産業間連携を促進します

① 販路開拓の支援

- ・ 姉妹都市物産展や市内観光物産展で展示・販売の機会を設けるなど、特色ある商品の販路開拓や地域ブランド化を支援します。

② 農商工連携などの産業間連携の促進

- ・ 新たな特産品や新商品開発のために、商工団体や産業支援機関などと連携して、農業や商工業などの産業の垣根を超えた意欲的な取組を支援します。

（参考）関連する個別計画

上田市商工業振興プラン

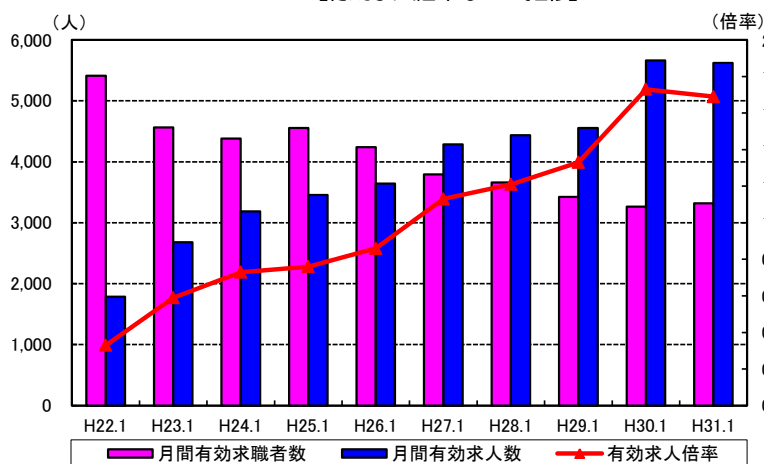
3-2-4 安心して働ける環境づくりと就業支援

関係機関と連携した求職者への就業支援や潜在的な労働力の掘り起こしなどにより、さまざまな産業分野が必要とする人材の育成・確保を進めるとともに、労働環境の整備を進め、安心して働ける環境を整備します。

現状と課題

- ・地域の雇用情勢が堅調に推移する中、あらゆる分野で人手不足が課題となっています。上田公共職業安定所など関係機関と連携しながら、地域企業の人材確保、求職者への就業支援を進める必要があります。
- ・ニートやひきこもりなど、さまざまな事情により就職することが困難又は就職しても定着することが困難な若者が増えています。若者が働くことを通して社会的に自立し、自信をもって夢や目標に向かって動き出せる環境づくりが必要です。
- ・働くことを希望するすべての人がやりがいを感じ、能力を発揮し活躍できる労働環境を整えることが必要です。
- ・地域産業の継続発展には次代を担う人材の確保と育成、将来を見据えたキャリア教育が重要です。
- ・「働き方改革」など雇用環境の変化や労働に対する価値観が多様化する中、勤労者がゆとりや豊かさを実感できるよう、職場環境の整備や福利厚生事業の充実を図る必要があります。
- ・日本人の労働力不足から、今後外国籍労働者の受入れ増加が見込まれます。適正な労働条件の確保や企業の受入れ体制の整備を行うため、登録支援機関や日本語学校など関係機関との連携を進める必要があります。
- ・就職氷河期世代には、不本意な非正規雇用など、雇用の不安定・低賃金などの問題が発生しています。経済的自立を促すためにも安定かつ良質な雇用の確保を図る必要があります。
- ・多くの若者が大学進学などを機に県外に流出しています。一方、市内の高等教育機関には多くの市外出身学生が学んでいます。学生のUIターン就職と上田で学ぶ学生の地域定着を促進する必要があります。

【有効求人倍率などの推移】



出典：ハローワーク上田「業務月報」

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
上田勤労者互助会会員数	3,498人 (平成30年度)	3,650人
就業機会の提供に満足している人の割合	14.9% (令和元年度)	25.0%
ハローワーク上田管内新規高校卒業生の地域企業就職率	6.6% (平成31年3月)	7.5%
「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証市内企業数	7事業所 (令和元年度)	20事業所

各主体に期待される主な役割分担

事業者	・事業展開に応じた雇用拡大に努めます。 ・若者の早期離職を防止するため、インターンシップなどによる職業理解の機会を積極的に活用するとともに、雇用後は人材育成に努め、職場に定着できる環境づくりに努めます。 ・「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」の実現など、働きやすい労働環境の整備に努めます。 ・退職金共済への加入など、労働者の福利厚生の向上に努めます。
公共職業安定所などの 就業支援機関	・女性、障がい者や高齢者、自立を目指す若者など、さまざまな人に就業の機会を確保するよう努めます。 ・就業に結びつく職業訓練の場を提供します。 ・移住希望者に対する就業、住まい、生活、子育てなどの情報をワンストップにより提供する体制を整えます。
行政	・関係機関との連携を強化し、地域における求職者への就業支援を進めます。 ・ニートやひきこもり、就職氷河期世代の自立及び生活安定に向けた、伴走型支援を行います。 ・労働環境の整備を進め、安心して働ける環境を整備します。 ・雇用状況の変化、新たな課題に的確に対応した雇用対策に取り組みます。
学校・大学など	・子どもたちにもものづくり産業に対する興味・関心を高めます。

施策の方向性・展開

基本施策 1 地域における求職者への就業支援を進めます

① 就業支援機能の充実・強化

- ・商工団体や医療・福祉団体、関係機関と就業支援に向けた情報共有を図るとともに効果的な施策の検討・立案・実施を行います。
- ・上田職業安定協会やNPO法人などの民間の就業支援関連団体を支援するとともに、各機関と連携しながら求職者支援に取り組みます。
- ・上田市就労サポートセンターの相談体制を充実強化し、伴走型の就業支援と円滑な雇用マッチングを進めます。

② 学卒者など若者の市内就職促進

- ・学生が市内企業に就職する契機となるよう、事業所見学会・説明会やインターンシップ（就業体験）、企業若手社員との交流を進めます。
- ・学生や保護者が市内企業の魅力や概要、採用情報を得られるよう、各種情報をきめ細かに発信します。
- ・学生のUIターン就職を促進するため、大学などの就職窓口と連携した就活イベントの開催、保護者を対象としたセミナーを開催します。
- ・従来からの日本型雇用慣習や企業の採用形態の変化、学生の就職活動の多様化に柔軟に対応します。
- ・経済的負担の大きい奨学金の返還支援を産業界と連携して取り組むことで、学生の市内企業就職を促進します。

③ 一人ひとりがやりがいを感じながら働ける環境づくり

- ・女性の市内企業就職促進を図るとともに、女性が働き続けられる職場づくりに向けた啓発活動を進めます。また、結婚や子育て、介護などの理由により離職した人の再就職を関係機関と連携し支援します。
- ・特別支援学校生徒の職場実習や障がい者雇用への理解を企業に働きかけることで、障がい者法定雇用率達成企業を増やすとともに、障がいのある人が働きやすい職場環境を整えます。
- ・シルバー人材センターと連携し、就業を希望する高齢者の求職支援を行うとともに、セミナーなどの開催を通し定年退職後のキャリア設計を支援します。
- ・就職氷河期世代など不本意な非正規雇用や長期無業状態にある方の、経済的自立に向けた支援を行います。
- ・退職後の再就職や副業を希望する高度なスキルを持つ人材と、地域企業とのマッチングを進めます。
- ・特定技能制度など外国人労働者とかかわる市内登録支援機関や日本語学校との情報共有及び連携を行い、外国人労働者及び雇用企業を支援します。

④ ニート、ひきこもりなどの状況から自立に向かう若者への支援

- ・「若者サポートステーション・シナノ」や「まいさぼ上田」などの関係機関とのネットワーク強化、庁内支援プラットフォーム構築を通し、ニートやひきこもりなど、自立や就職に悩みを抱える若者の自立に向けた伴走型支援を行います。
- ・農業体験などの中間就労を通して、自立に向かう若者の社会経験や自己有用感を高め、就業に向けた環境づくりを進めます。

基本施策２ 地域産業を支える人材育成に取り組みます

① 職業能力開発と人材育成

- ・職業訓練や職業能力開発に向けた研修へ助成することで、ものづくり技術・技能の継承、中小企業の人材育成を図ります。
- ・AI・IoTなどの活用による生産性の向上を図るため、新たな技術を活用できる専門人材の育成を支援します。
- ・東信州次世代産業振興協議会を構成する10市町村と連携した、人材確保及び人材育成事業に取り組みます。
- ・「上田地域高等職業訓練センター」の持つ機能の充実を図り、地域産業の担い手を育成・確保します。
- ・未就業者の人材不足分野や成長期待分野への就職促進に向け、市内高等教育機関と連携したりカレント教育の普及、推進に努めます。

基本施策３ 安心して働くことができる環境整備に取り組みます

① 労働者の生活の安定と福利厚生の充実

- ・住宅建設資金や生活資金融資への支援、退職金共済制度への加入支援を行うことで、労働者の生活安定に努めます。
- ・勤労者互助会や労働福祉団体への支援を行うことで、労働者の福祉向上を図ります。
- ・労働福祉施設については、利用促進に努めるとともに、施設の現況及び利用状況を踏まえ、今後のあり方について検討します。

② 仕事と家庭が両立できる職場環境づくり

- ・働き方改革、仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた、広報・啓発活動に努めるとともに、国・県と連携した相談窓口を設置します。
- ・コワーキングスペースの活用や先進的に取り組む企業と連携し、時間にとらわれない多様な働き方を促進します。

基本施策４ 産業への興味や関心を高め、次世代への雇用につなげます

① 産業に触れる機会の提供

- ・子どもたちが地域産業への興味関心を持てるよう、企業や産業支援機関、学校などが連携し工場見学の機会を提供します。
- ・ものづくり教室や夏休み親子会社見学会、企業人による小中学校出前授業の開催など、産学官が連携して次代を支えるものづくりの人材育成に努めます。

② キャリア教育の推進

- ・キャリア教育推進委員会による中学生職場体験学習など、小中学校が行うキャリア教育を充実させます。
- ・信州上田学など産学官金が連携した郷学郷就の取組を通し、子どもたちに地域への誇りと愛着、将来この地域で働きたいと思う心を養成します。

（参考）関連する個別計画

上田市商工業振興プラン、第３次上田市男女共同参画計画、第８期高齢者福祉総合計画、第２次上田市子ども・子育て支援事業計画、第３次上田市地域福祉計画、第３次上田市障がい者基本計画、第３期上田市教育支援プラン

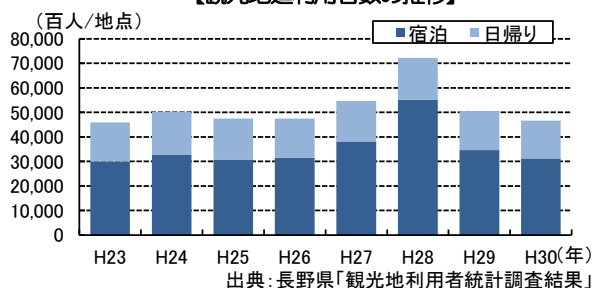
3-3-1 おもてなしで迎える観光の振興

真田氏や映画ロケ地、食文化など上田ならではの魅力を戦略的に情報発信し、観光客数の増加を目指すとともに、外国人観光客誘致に向けた受入れ態勢の整備を推進します。また、上田市観光マスタープランを策定し、それに基づき民間事業者と連携し観光資源の有効活用を図ることで「稼げる観光地づくり」を推進します。

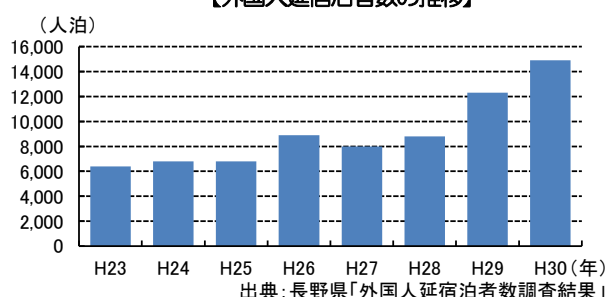
現状と課題

- 観光庁による観光立国推進基本計画や、県によるしあわせ信州創造プランの指針において観光客数や観光消費額などの目標値が掲げられている中、上田市においても観光客数の増加のみならず観光消費額の増加を図る必要があります。
- 観光客による宿泊費や土産物代などの直接的な消費支出の増加は、雇用を増大させ、ほかの産業にも波及効果をもたらすことから、地域経済を活性化する重要な要素の1つです。
- 人口減少・少子高齢化の進行と旅行ニーズの多様化により、国内の旅行需要は減少傾向にある一方で、国や県を中心としたインバウンド事業の推進により外国人観光客が増加しています。
- 市民ボランティア団体など「市民力」を活用したおもてなしや、ロケーション撮影の支援を行うフィルムコミッション活動などで、幅広い関係者の連携が重要です。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした大幅な外国人観光客の増加をチャンスととらえ、行政と市民が一丸となり、インバウンドの推進に向け受入れ態勢などを整備・充実していくことが必要です。
- 温泉、高原、スポーツなど、エリアごとの特徴ある観光資源の積極的活用が重要です。

【観光地延利用者数の推移】



【外国人延宿泊者数の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
上田市 観光地延利用者数	466万人 (平成30年度)	600万人
上田市 観光消費額	128億円 (平成30年度)	166億円
上田市 外国人宿泊者数	14,932人 (平成30年度)	50,000人

各主体に期待される主な役割分担

市民	- 観光客の受入れに対する理解・協力を努めます。 - 観光客へおもてなしの心をもって接します。
事業者・関係団体	- 民間活力による情報発信を行うほか、各事業者・団体が連携を図り効果的なPR活動を進めます。 - 外国人観光客も含め、観光客の受入れ態勢の充実を進めます。 - 新商品・サービスの造成を図ります。 - 行政への観光情報の提供を行います。
各種イベント実行委員会*	市民参画による主体的な組織でイベントを企画立案・実行します。
(一社) 信州上田観光協会	行政との連携により上田地域において、(一社) 信州上田観光協会が中心となり「稼げる観光地づくり」を推進します。
行政	- 上田ならではの魅力を戦略的に情報発信し、観光客数の増加を目指します。 - 外国人観光客誘致に向けた受入れ環境の充実を事業者と連携して推進します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 上田市のファンづくりと知名度アップに取り組みます

① 上田市の知名度向上に向けたPR

- ・「上田城千本桜まつり」をはじめ四季折々の魅力あるイベントを開催し、さらなる知名度の向上を図り、観光客の誘客を進めます。
- ・ホームページやSNSなど多様な情報発信媒体や信州上田観光大使など強い発信力を持つインフルエンサーを有効に活用し、効果的に上田の情報をタイムリーに提供します。

② 「おもてなし」による上田市のファンづくり

- ・上田市のファンづくりに向け、市民、地域、行政、事業者が観光客を「おもてなしの心」を持って迎える態勢づくりを推進します。
- ・循環バス・上田電鉄別所線などの公共交通、レンタサイクルや観光タクシーでの観光地めぐりや食事や買い物が楽しめるおもてなしの態勢を整え、観光客の回遊性を高めます。

基本施策２ 上田の特色ある地域資源の活用を図ります

① 歴史的資源を活用した観光施策の取組

- ・「真田氏」ゆかりの観光素材に加え、文化施設（博物館、美術館、資料館など）、寺社などの文化遺産、製糸業関連の近代化産業遺産、地域の偉人・先人などの歴史的・文化的資源を組み合わせた観光PRによる誘客促進を進めます。

② 多様な観光資源の活用と滞在型観光の推進

- ・別所温泉や丸子温泉郷（鹿教湯温泉、大塩温泉、霊泉寺温泉）をはじめとする市内温泉地の魅力をPRするとともに、地域おこし企業人の知見や人脈を活用し、地域の空き家、空き店舗を利用したサテライトオフィスの利活用など、新たな視点からの活性化策を検討します。また、柳町、梶子ヴィンヤードなどの多様な観光資源の魅力をPRします。
- ・菅平高原や美ヶ原高原などではスキー、スカイランニング、トレイルラン、登山、トレッキング、スポーツ合宿・高地トレーニングなど、多様な観光誘客を図ります。
- ・フィルムコミッション活動として映画などのロケーション撮影の支援とともに、作品に因んだ参加型イベントとしてロケツーリズムやアニメツーリズムによる観光誘客、また、民間事業者とも連携した新商品・サービスの開発を推進します。
- ・民間事業者と連携し、稲倉の棚田や農村地域での体験型メニューを組み入れた滞在型観光商品の造成を促進します。
- ・まちあるきルートの開発や隠れた観光素材の発掘を進め、市内各エリアを結びつけた観光を促進します。

③ 上田ならではの「食」の活用

- ・農商工観連携による特色ある土産品の開発や「美味（おい）だれやきとり」といったご当地グルメ、信州蕎麦、おやきなどの郷土料理、松茸、山菜、川魚など季節の食べ物を活用します。
- ・地酒、味噌、ワインなど発酵文化を素材として活用します。

基本施策３ 広域観光を推進します

① 周辺エリア資源を生かした広域観光の推進

- ・上田駅を中心に周辺市町村と連携し、広域周遊観光コンテンツの開発や広域プロモーションに取り組みハブ機能の強化を図ります。
- ・各地域の魅力ある観光資源の情報を集約した観光案内所として、新幹線上田駅観光案内所のさらなる利便性や回遊性の向上に向けIoTの活用を検討します。

② 都市間連携による観光振興

- ・真田街道推進機構、信州シルクロード連携協議会、千曲川ワインバレー特区、北陸新幹線停車駅都市観光推進会議、しなの鉄道沿線観光協議会などとの広域連携を推進します。
- ・東日本連携センター「まるまるひがしにほん」、銀座NAGANOを活用し、首都圏に対して広域周遊の観光コンテンツの開発及びプロモーションを実施し、より一層の観光誘客を図ります。
- ・信州まつもと空港を玄関口として、国内外からの観光客の周遊促進を図るため、上田-松本間直行バスの継続運行に取り組みます。

基本施策4 外国人観光客の誘客に向けた施策の推進

① 情報発信と受入れ態勢の充実

- ・外国人観光客向けのホームページの充実、パンフレットの多言語化など観光情報の充実を進めます。
- ・関連事業者と連携して外国語での案内看板の整備、手荷物預かり所の設置、公衆無線 LAN の整備促進など受入れ環境の整備・充実を図ります。
- ・インバウンド先進地である軽井沢町、松本市、長野市との広域連携により、当市へ呼び込む仕掛けづくりを進めます。
- ・アジア圏並びに欧米豪（オーストラリア）をターゲットとしたインバウンドの推進を図ります。
- ・官民連携によるインバウンド推進組織を中心に、地域全体の受入れ態勢のレベルアップを図ります。

基本施策5 「稼げる観光地づくり」の推進

① 上田市観光マスタープランに基づく戦略的な観光振興

- ・上田市の観光施策のビジョン及び方向性を明確に設定するため、地域おこし企業人の知見、発想、アイデアなどを積極的に活用し「上田市観光マスタープラン」を策定します。
- ・「稼げる観光地づくり」に向け、（一社）信州上田観光協会の体制強化を図り、観光関連事業者との連携による観光誘客及び観光消費の拡大を図るとともに、観光協会が中心になり、多様な業種間の連携強化を図ります。
- ・信州上田観光協会専任スタッフの雇用など体制強化を促進し、観光情勢及び地域の実情を把握し、施策に柔軟に反映できる専門スタッフの育成を図ります。
- ・観光案内の拠点施設として、さらなる利便性の向上に向け、観光会館と周辺の民間施設及び公共施設の一体的な利活用を検討していきます。

○ 指標・目標値一覧 第3編 産業・経済【誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
3-1-1 地産地消の推進と都市農村交流による活性化	学校給食での地元（上小地域）農産物の使用量の割合（重量ベース）	40.1% (平成30年度)	41.0%
	上田市地産地消推進の店 認定件数（累計）	75件 (平成30年度)	80件
3-1-2 農業の安定的な生産体制の整備と産地化の推進	遊休農地の再生面積（累計）	60ha (平成30年度)	74ha
	【戦略】6次産業化認定事業所数	3事業所 (平成30年度)	6事業所
3-1-3 森林の適切な経営管理と地域産木材の利用推進	森林経営計画など対象森林面積	11,665ha (平成30年度)	12,200ha [目標値 100ha/年]
	森林認証林の素材生産量	6,600m³/年 (平成30年度)	7,300m³/年
3-2-1 新しい産業の創出と中小企業者の経営力強化	中小企業や地場産業の育成、支援に対する市民満足度	12% (令和元年度)	17%
	起業・創業件数	48件 (平成30年度)	45件
3-2-2 地域経済を牽引する工業（ものづくり産業）の振興	【戦略】製造品出荷額等	4,753億円 (平成28年)	5,300億円
	新技術開発支援事業・新産業創出グループ支援事業件数	6件 (平成30年度)	10件
3-2-3 賑わいと活力ある商業の振興	商業・商店街の活性化に対する市民満足度	12.5% (令和元年度)	15.0%
	中心市街地の歩行者通行量 (上田市中心市街地活性化基本計画)	22,483人/日 (平成30年度)	23,000人/日
	中心商店街の空き店舗数 (上田市中心市街地活性化基本計画)	31件 (平成30年度)	25件
3-2-4 安心して働ける環境づくりと就業支援	上田勤労者互助会会員数	3,498人 (平成30年度)	3,650人
	就業機会の提供に満足している人の割合	14.9% (令和元年度)	25.0%
	ハローワーク上田管内新規高校卒業生の地域企業就職率	6.6% (平成31年3月)	7.5%
	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証市内企業数	7事業所 (令和元年度)	20事業所
3-3-1 おもてなしで迎える観光の振興	【戦略】上田市 観光地延利用者数	466万人 (平成30年度)	600万人
	【戦略】上田市 観光消費額	128億円 (平成30年度)	166億円
	【戦略】上田市 外国人宿泊者数	14,932人 (平成30年度)	50,000人

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

■ 第3編と関連性の高い「上田市総合戦略」の数値目標・重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く

上田市総合戦略 における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
基本目標 1:就業 機会の拡大と多 様性を創出する (※数値目標)	従業者数(全業種)	71,860 人 (平成 28 年)	73,000 人
	産業が元気なまちになっていると感じる 市民の割合	12.8% (令和元年)	20%
基本目標 3:人口 の社会増を伸ばす (※数値目標)	社会移動(転入者数－転出者数)	△68 人 (令和元年)	213 人
1-① 地域経済 雇用を牽引する ものづくり産業 の振興	製造品出荷額等に対する製造業の粗付加価値額の 割合	41.7% (平成 29 年)	45%
1-② 人材育 成・雇用マッチン グの拡充	高校卒業就業者に占める市内就職者の割合	53.5% (平成 31 年度)	65%
	市内 4 大学等卒業者のうち上田市での就職割合	17.50% (平成 31)	19.0%
1-③ 若者等の 多様な働き方の 支援	若者(39 歳以下)による創業件数	27 件 (平成 30 年度)	35 件
	女性の創業件数	16 件 (平成 30 年度)	25 件
	創業比率	4.32% (平成 26～28 年)	4.70% (R5～R7)
1-④ 農林業の 稼ぐ力の創出	農業産出額	828,000 万円 (平成 29 年)	830,000 万円
	市外からの新規就農者数	5 件 (平成 30 年度)	30 件
1-⑤ 多様な産 業の集積促進	工場等用地取得及び設置事業助成企業数	3 件 (令和元年)	15 件
3-③ 移住・二 地域居住を促進 する施策の推進	民間事業者による就業体験等への参加者数	20 人 (平成 30 年度)	30 人
4-⑤ 地域主体 のまちづくりを 進める地域内分 権推進	上田・松本都市連携による輸送人員目標	2,967 人 (平成 30 年度)	4,500 人

第4編 健康・福祉

ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり

第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり

- 4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業の推進
- 4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり
- 4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり

第2章 支え助け合う地域社会をつくる

- 4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実
- 4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化
- 4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進

第3章 子どもが健やかに育ち、子育ての喜び・楽しさが感じられるまちづくり

- 4-3-1 出産・子育てしやすい環境の実現
- 4-3-2 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実

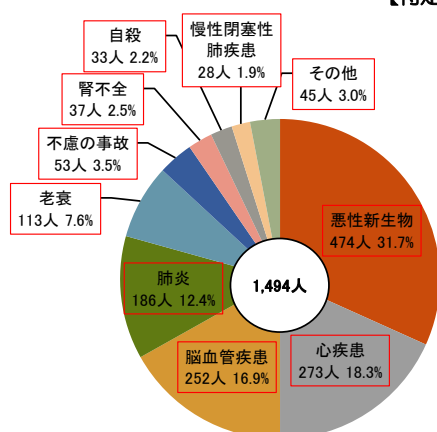
4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業の推進

糖尿病などの生活習慣病を予防する取組のほか、こころや歯の健康づくりを推進することで、誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健幸都市を目指します。

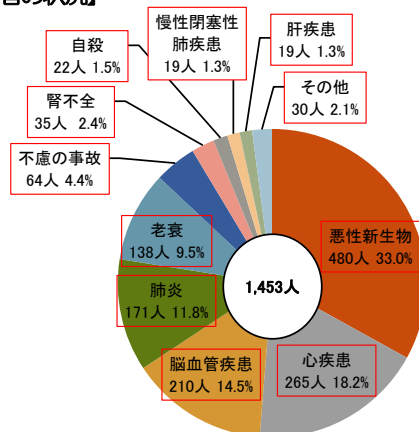
現状と課題

- ・超高齢社会、一人暮らし世帯が増加する社会を迎え、一人ひとりが健康で過ごすことが地域社会においても重要であることから、地域ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。
- ・高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病治療者が増加しています。重症化すると脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症を引き起こします。生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質を維持するためには、定期的な健（検）診受診と運動の習慣化や食生活などの見直しが重要です。
- ・心の健康を守るためには、各年代の実態に応じた健康教育や相談体制の充実が必要です。また、周囲の異変に気付き必要時適切な専門機関の相談へつなげることができる人材育成や、互いに見守り支え合う地域づくりも大切です。
- ・歯周病は、糖尿病や循環器疾患、低出生体重児とも関連性があるため、子どもの頃から歯の健康に関する意識を高め、適切な口腔ケアの基礎をつくるのが大切です。
- ・新たに定期接種化される予防接種に対し、接種時期の周知と接種率の向上を図る必要があります。

【特定死因別死亡者の状況】



出典：長野県「長野県衛生年報」（平成24年度）



出典：長野県「長野県衛生年報」（平成28年度）

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標（令和7年度）
特定保健指導実施率	76.6% (平成29年度)	82.0%
健康づくり活動に対する市民満足度	44.5% (令和元年度)	60%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・健診などにより疾病の予防に努めるほか、自分に合った運動を無理なく取り入れます。 ・こころの健康づくりや病気についての正しい知識を身につけます。 ・歯周病検診などを受診し、歯の健康に努めます。 ・感染症に対する予防の正しい知識を身につけるほか、各種予防接種を接種します。
自治会	・健康教室参加を住民へ働きかけ、住民の健康保持のための環境づくりを図ります。
行政	・誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健幸都市を目指します。

基本施策 1 健康寿命の延伸のため、生活習慣病対策と身体機能維持の事業を推進します

① 健康への自己管理意識の啓発と支援体制の充実

- ・各種がん検診、特定健康診査（以後、「特定健診」という。）の必要性を啓発し、より細やかな受診勧奨や受診機会の拡大などの仕組みづくりにより、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病発症・重症化予防に向け、丁寧な保健指導を行います。
- ・生活習慣病発症予防には若年期からの健診受診が重要なため、30 歳代健診の定着化を図ります。
- ・市民が日々の健康管理面での悩みや疑問を気軽に相談できるよう、保健師など専門職による健康管理のための相談事業を充実します。健康推進委員の活動を通し、地域に根ざした健康づくりの取組を支援します。
- ・市民の健康状態のデータを分析することにより、健康課題を的確に把握し、健康管理のための施策に反映します。
- ・楽しみながら健康づくりが続けられるポイント制度の充実や利便性の向上を図り、各種健（検）診の受診と健康づくり事業への参加を促進します。

② 運動の習慣化と食育の推進による効果的な健康づくり事業の推進

- ・各保健センターや公民館などにおいて、体組成*測定や体力測定を実施し、身体機能の維持や運動の習慣化を図ります。
- ・保険者、企業などと連携し、「働きざかり世代」や「子育て世代」への運動の習慣化を啓発するほか、身体機能低下を予防する事業を実施します。
- ・科学的根拠に基づく運動プログラムを活用し、より効果的な運動を実践することにより、運動習慣の定着化を図る事業を展開します。
- ・生きる上での基本であり、知育、徳育、及び体育の基礎となる食育の重要性についてより市民に見える形で発信するとともに、「家庭」「学校・保育所など」「地域」の分野別にそれぞれの役割や取組を明確にし、食への理解を深め、生活習慣病予防や健全な食生活の実践を進めます。

③ 糖尿病発症予防と重症化予防への取組の推進

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、効果的な保健指導を行うとともに、県や医療機関と連携した取組を進めます。

④ ウォーキングによる交流や健康づくりの推進

- ・ウォーキングマップを作成した団体や地域の公民館などと連携し、各地域のウォーキングイベントの定期的な開催を支援します。
- ・ウォーキングに関するさまざまな情報をホームページ、スマートフォンのアプリ、SNS などにより、手軽に情報交換できる仕組みを整えます。
- ・自治会単位の住民説明会や健康教室を開催し、上田市の健康課題を市民と共有することにより、地域での健康づくりを推進します。

基本施策 2 こころの健康を保ち、自分らしい社会生活を送るため精神保健事業を充実します

① 正しい知識の啓発とサポート体制の構築

- ・こころの健康づくりや病気について、講演会や健康教育などで正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ・行政や関係機関、民間団体などが連携し、情報の共有を図り、悩みや不調を抱えた時に適切に相談に結びつくよう、こころの相談体制の充実を図ります。
- ・身近な人のこころの不調やサインに気づき、専門機関につなぐことができる人材の養成を行い、互いに見守り支え合う環境づくりを推進します。

基本施策3 生涯自分の歯でおいしく食べることを目標に、歯科保健事業を充実します

① 歯や口腔の健康づくりに関する知識の啓発と健康教育

- ・歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発、オーラルフレイル*について周知していくとともに、歯周病検診、歯科指導を充実します。
- ・妊娠期、乳幼児期から歯科検診や教室などを実施するとともに、保育園、幼稚園、学校などと連携して歯科保健を推進します。

基本施策4 感染症に対する予防対策を推進します

① 感染症対策の強化

- ・関係機関と連携して予防接種の接種機会を確保するとともに、接種勧奨などにより接種率の向上を図ります。
- ・季節性のインフルエンザやノロウイルスなどによる食中毒などの感染症に対し、日常の予防対策などの正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ・新型インフルエンザなどの強毒性の感染症による健康被害と社会的影響を最小限にとどめるために、発生後の住民予防接種体制を医師会と連携し構築するとともに、感染症に対する正しい知識の普及・啓発やマスクなどの備蓄品の確保に努めます。

(参考) 関連する個別計画

第三次上田市民健康づくり計画、第2次上田市食育推進計画、第1期上田市自殺対策計画

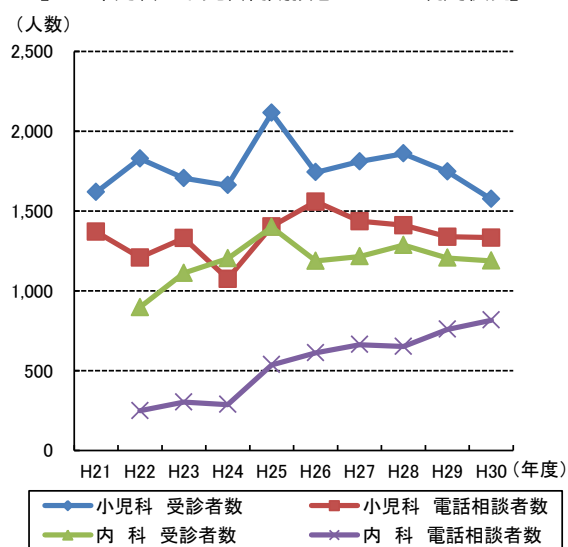
4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり

医療従事者を確保し医療体制の充実を図ることで、安心して医療が受けられる環境づくりを進めます。

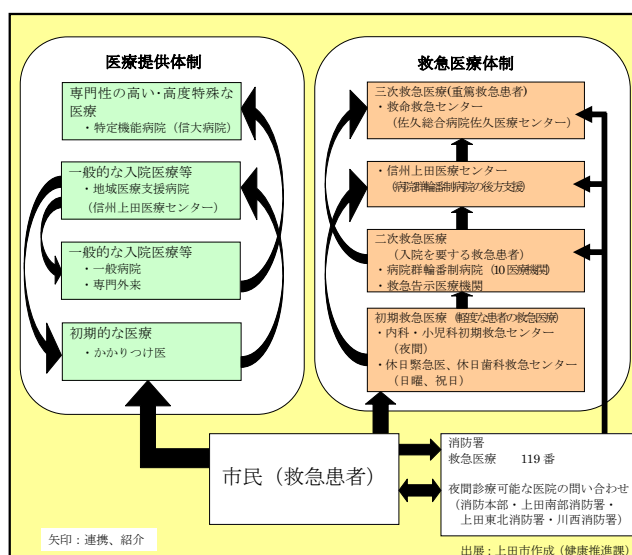
現状と課題

- 平成 25 年度で「上小医療圏地域医療再生計画」が、30 年度で上小医療圏地域医療再生計画の継続事業が終了しました。一定の成果が得られたものの、上小医療圏の医師、歯科医師、看護師は未だ全国及び長野県平均を下回っており、引き続き医療従事者の確保や救急医療体制の整備など、地域医療を充実させていく必要があります。
- 地域の中核病院である信州上田医療センターでは、一般病院や診療所との役割分担と連携を図りながら、救急医療体制やがん診療体制など診療機能の充実を目指しています。
- 平成 26 年 4 月に信州上田医療センターの出産受入れが再開され、地域周産期母子医療センターとしての機能が整ってきました。引き続き、産婦人科医師や助産師の確保を図るなど、医療体制の充実が必要です。
- 長野県では平成 30 年 3 月に「第 2 期信州保健医療総合計画」を策定し、県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにしました。当該計画の中では、医療圏ごとの 2025 年度の病床数の必要量など推計値を示しています。（上小医療圏は 1,764 床）

【上田市内科・小児科初期救急センター利用状況】



【上小圏域の医療体制及び救急医療体制】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和 7 年度)
地域医療体制に対する市民満足度	32.5% (令和元年度)	50%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ かかりつけ医を持ち、医療機関の機能に応じた適切な受診をします。
医療機関	・ 医師や看護師、助産師を確保し、診療体制を充実します。 ・ 救急医療体制、周産期医療体制を担います。 ・ 病床の整備と在宅医療を実施します。
行政	・ 医療従事者確保を支援し、医療体制の充実を図ります。

基本施策 1 医療従事者の確保と信州上田医療センターの機能の充実を図ります

① 医師、看護師、助産師などの医療従事者の確保

- ・平成 25 年度までの「上小医療圏地域医療再生計画」、30 年度までの上小医療圏地域医療再生計画の継続事業を引き継ぎ、令和元年度以降も上田地域広域連合と連携して、医師の確保策など必要な事業を継続します。
- ・医師確保修学資金等貸与制度、上田地域広域連合が実施する信州上田医療センター初期研修医養成支援事業などにより、安定的な医師確保体制の整備と充実を図ります。
- ・信州上田医療センターの医師確保を支援し、がん診療体制の充実を図ります。
- ・助産師確保修学資金等貸与制度などにより、市立産婦人科病院の助産師確保を図ります。
- ・看護師及び准看護師の養成所である上田看護専門学校を支援し、地域の医療機関などに勤務する看護職の確保を図ります。

② 地域医療体制の周知

- ・地域医療の現状を広報などを通し市民にお知らせするとともに、かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能に応じて適切な受診をすること、夜間・休日などの医療機関の受診の仕方を市民に周知します。

基本施策 2 救急医療体制と周産期医療体制を充実します

① 救急医療体制の維持・充実

- ・上田市医師会、小県医師会、上田薬剤師会、信州大学医学部附属病院及び関係市町村と連携し、夜間に診療する上田市内科・小児科初期救急センターの運営を継続するとともに、同センターの利用方法を市民へ周知します。
- ・深夜の初期救急患者を受け入れている病院群輪番制病院、休日緊急医及び上田小県歯科医師会による休日歯科救急センターの運営を支援し、初期救急医療体制を確保します。
- ・上田地域広域連合と連携して病院群輪番制病院とその後方支援病院である信州上田医療センターが担う二次救急医療体制を充実します。

② 周産期医療体制の確立

- ・将来にわたって安定的な産科医療が提供できるよう、引き続き産科医の確保に努め、主にハイリスク分娩を担う信州上田医療センターと、正常分娩を担う市立産婦人科病院など産科医療機関の役割分担と連携を継続し、安全で安心な医療提供体制を確立します。
- ・市立産婦人科病院では、地域のニーズに合わせた不妊・不育症治療の提供について検討します。

基本施策 3 住み慣れた地域で安心して生活できる在宅医療を推進します

① 医療機能の分化・連携と在宅医療の推進

- ・国や県が推進する急性期又は慢性期など地域の実情に応じた病床機能の分化と連携を踏まえ、医師会などと連携し在宅医療の推進に取り組みます。

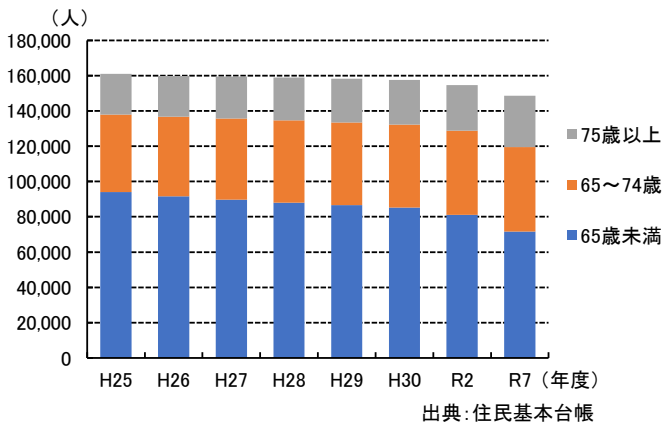
4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり

高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります。

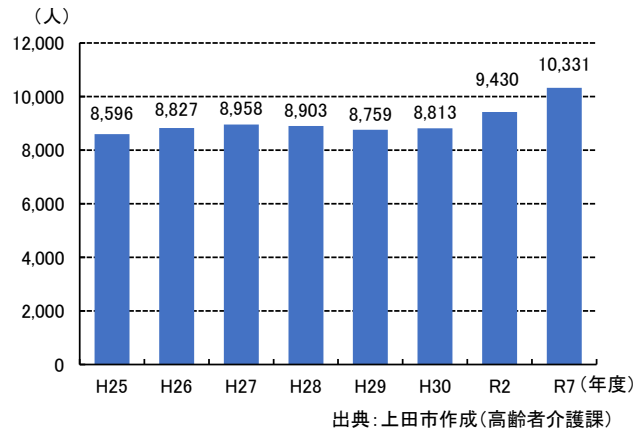
現状と課題

- 令和元年11月1日現在、上田市の高齢化率は30.01%に達し、さらに「団塊の世代」が75歳以上を迎える令和7年度に向かって、急速に高齢化が進むものと予想されます。
- 超高齢社会の進展に伴い、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、介護を必要とする者や認知症高齢者の増加が予想され、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。また、高齢者が健康に生活できるよう、保健事業との一体的な介護予防サービスを推進していく必要があります。
- 高齢者が生きがいを持ち、自己実現が図られるよう、その知識や経験を生かした社会参加を促進していく必要があります。
- 要支援・要介護状態となっても、必要なサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備として、施設整備及び介護人材確保対策を進めるとともに、サービスの質の向上を図る必要があります。

【高齢者数の推移】



【要介護（支援）認定者数の推移】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
認知症サポーター数	14,440 人 (令和元年度)	累計 23,500 人
高齢者地域サロン設立資金助成団体数	45 団体 (令和元年度)	100 団体
地域リハビリテーション実施箇所数	140 箇所 (令和元年度)	170 箇所

各主体に期待される主な役割分担

市民	・サービスを利用し、在宅生活を継続します。 ・自主的に生きがい、健康づくりに取り組みます。 ・地域関係者間の連携を高める地域ケア会議などへ参画し、地域課題の把握に努めます。 ・高齢者福祉のための各種取組に協力します。 ・苦情、相談に関する制度により、必要な相談をします。
事業者	・地域関係者間の連携を高める地域ケア会議などへ参画し、地域課題の把握に努めます。 ・高齢者福祉のための各種取組に協力します。 ・事業所を開設し良質なサービスを提供します。 ・研修会に参加し、質の向上を図ります。 ・苦情、相談に適切に対応します。
シルバー人材センター	・高齢者の就業機会の確保、調整を行います。
行政	・高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進します。 ・高齢者の生きがいづくり・社会参加の推進を図ります。 ・介護保険の適正・適切な運営を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策 1 必要なサービスが一体的に提供される仕組みづくりを推進します

① 在宅医療・介護連携の推進

- ・急性期医療から在宅医療・介護まで切れ目のないサービス提供が可能となるよう、医療と介護が連携する仕組みづくりを構築します。
- ・要介護高齢者が可能な限り在宅生活を続けられるよう、24 時間対応可能な在宅サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など）を提供する整備を進めます。

② 認知症施策の推進

- ・認知症に関する基本情報や予防の可能性のある取組、認知症と疑われる症状が発生した場合に医療や介護サービスそのほかの支援内容がわかる認知症ケアパスの普及・啓発を進めます。
- ・認知症について正しく理解し、認知症のかたとその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成を推進します。
- ・認知症初期集中支援チームを設置し、認知症になったかたやその家族の早期診断や早期対応に向けた支援を行います。

③ 権利擁護の推進

- ・上小圏域成年後見支援センターの運営により、判断能力が低下した高齢者の成年後見に関する総合的な支援を行います。
- ・高齢者の人権を守り安心して生活できるよう、高齢者の虐待防止及び高齢者の養護者への支援を推進します。

④ 生活支援・介護予防サービスの推進

- ・自立した生活を継続するため、フレイル*の予防・改善に向けた取組とともに、高齢者の保健事業と一体化した介護予防事業を推進します。
- ・地域関係者間の連携を高める地域ケア会議を開催することにより、地域課題を把握しながら介護予防・生活支援を推進します。
- ・軽度な支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられ、地域格差が生じないよう地域の実情に合った生活支援サービスを推進します。

⑤ 高齢者の居住の安定に係る施策の推進

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常的な相談、見守り体制を整備します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームなど「新たな住まいの確保」には、監督機関である県とも協力しながら、適正な運営や提供されるサービスの質の向上に向けた取組を行います。

基本施策2 いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります

① 生きがいづくり・社会参加の推進

- ・高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域において高齢者が集い、活動する場の運営などの地域づくり活動を支援します。
- ・高齢者が、自己の向上や仲間づくり、世代間交流を図り、豊かで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツを推進します。
- ・高齢者の知識や経験を生かし、その意欲や能力に応じた多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営を支援します。
- ・高齢者（老人）福祉センターの利用促進と高齢者の自主的な活動の活性化を図ります。
- ・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、交流促進を図るための新たな拠点施設の整備に努めます。

② 高齢者支援・介護者支援の推進

- ・高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、可能な限り自立して生活するため、身体や生活状況に応じた生活支援の充実を図ります。
- ・在宅の介護者の身体的、精神的かつ経済的な負担を軽減するため、介護者支援の充実を図ります。
- ・生活支援や介護者支援のさまざまなサービスについて、広報やホームページを活用し広く周知します。

基本施策3 安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営を図ります

① 介護保険サービスの基盤整備

- ・介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活圏域を単位に、地域密着型サービス事業所の整備を促進します。
- ・必要な介護人材の確保を図るため、関係機関と連携し介護人材の確保・定着対策に取り組めます。

② 介護サービスの信頼性の確保

- ・良質な介護保険サービスの提供が行われるよう、サービス事業者に対して研修や適切な情報提供を行うとともに、介護給付費の適正化とサービスの質の確保と向上を図ります。
- ・介護保険サービスの利用に支障が生じないように、介護保険利用料の軽減など低所得者に対する支援を進めます。
- ・県、国民健康保険団体連合会とも連携し、サービス利用者からの苦情・相談に適切に対応します。

（参考）関連する個別計画

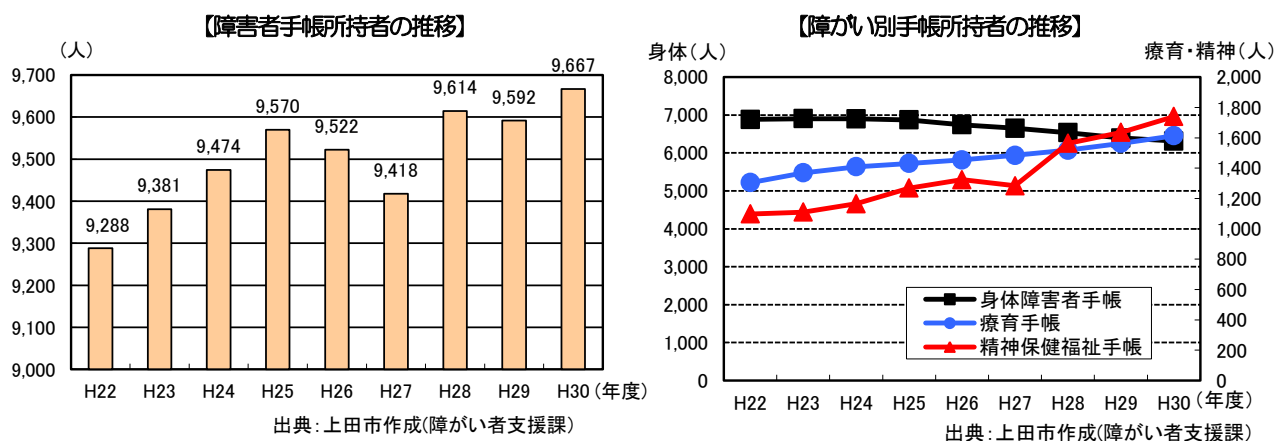
第8期上田市高齢者福祉総合計画

4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実

障がいに対する理解の促進、教育や就労などの支援充実により、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる社会を構築します。

現状と課題

- ・障がいのある人もない人も分け隔てられることのない社会を築くためには、個人や社会が障がいに対する一層の理解を深める必要があります。
- ・急激な高齢化の進展は、障がい者とその介助者にとっても切実な問題となっており、住み慣れた地域で自立して生活するための支援が必要となっています。
- ・障がいのある児童・生徒に対して、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。
- ・児童館・児童センターや放課後児童クラブでは、障がい特性に応じた施設の整備や体制の充実が必要です。
- ・就労によって自立し、いきいきと暮らしていけるように、雇用・就労支援の一層の充実を図り、障がい特性に応じた多様な就労環境を確保する必要があります。
- ・発達障がいには、できるだけ早期から子どもの年齢や成長に合わせた一貫した支援が必要です。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
地域定着支援台帳の整備数	150人 (平成30年度)	400人
福祉施設から一般就労への移行者数	24人 (平成30年度)	30人

各主体に期待される主な役割分担

市民	・ふれあい広場への参加などを通し、障がいの特性を知り、障がいの有無にかかわらず、ともに地域で暮らすことができるよう努めます。
福祉・医療・介護事業者	・ふれあい広場へ参加します。 ・医療的ケアが必要な児童などに対して関係機関のチームで支援を行います。 ・障がい者などが安心して地域で生活できるよう地域生活支援拠点などを充実させます。 ・障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
その他関係主体	・ぶれジョブ活動を行います(障がいのある児童・生徒とその家族)。 ・農福連携などにより、障がい者の就労環境などを整備します(民間事業者)。 ・市民後見人が活躍できるよう環境整備に努めます(成年後見支援センター)。 ・出前福祉体験事業を実施します(市内小・中学校)。
行政	・障がいに対する理解の促進を図ります。 ・障がい特性に応じた意思疎通などの手段の理解や利用の促進に努めます。 ・教育や就労などの支援を充実します。

施策の方向性・展開

基本施策 1 障がいへの理解の促進と普及・啓発を図ります

① 障がいに対する理解の促進と支援制度の普及・啓発

- ・ 出前講座や体験事業、障がい者と健常者との交流の場の確保などにより、障がいに対する理解を促進するとともに、関係条例を制定し障がい特性に応じた意思疎通などの施策を推進します。
- ・ 障がい者虐待防止に関する意識の普及・啓発活動を推進します。
- ・ 上小圏域成年後見支援センターを中心に成年後見制度の周知と市民後見人が活躍できる環境整備に努めます。

基本施策 2 住み慣れた地域で暮らすための支援を充実します

① 生活支援及び居住支援の充実

- ・ 上小圏域障害者総合支援センターを中心に身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築します。
- ・ 障がい者の地域生活を支援する機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。
- ・ 医療的ケアの必要な障がい者への支援を充実するとともに、障がい者の身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な支援を行います。
- ・ 住宅のバリアフリー化改修費の助成を行います。
- ・ 公共施設の改修・改築にあたっては、アクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設整備や案内表示の設置を進めます。

基本施策 3 障がい児への切れ目のない支援を図ります

① 乳幼児期からの早期の発見と支援

- ・ 新生児訪問や乳幼児健診・相談体制を充実し、子どもに病気や障がい疑われたり発見された場合の支援を充実します。
- ・ 子育ての困難さを受け止め、親子に寄り添う支援を充実します。

② 発達障がい児への支援の充実

- ・ 発達相談センター、保育課、学校教育課、上小圏域障害者総合支援センターなどの関係機関との連携により発達障がいのある子どもへの継続した支援を行います。また、支援を行ってきた子どもが成長し、社会生活を営む中で必要な場合は、相談や関係機関への情報提供を行います。
- ・ 発達特性に対する理解と対応について学ぶためのペアレントトレーニングや親子で参加できる教室などの充実を図ります。
- ・ 療育を必要とする子どもへの支援について児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実とともに、発達相談センター、保育園などにおける支援体制を推進します。

③ 学校や放課後における支援の充実

- ・ 教育支援委員会を設け、すべての子どもが持てる力を最大限に発揮できる学びの場に就学できるよう支援します。また、学習上のサポートなどを行う特別支援教育支援員を学校に配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。
- ・ ソーシャルスキルトレーニング*の充実や放課後における「ぶれジョブ活動*」の取組により、児童、生徒の能力を高め、将来の社会参加につなげます。
- ・ 児童館・児童センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどにおいて、障がい特性に応じた支援の検討や指導員の配置、施設などの整備の充実を図ります。

基本施策 4 障がい者の経済的自立を図ります

① 障がい特性に応じた多様な就労環境の確保と改善

- ・ 短時間労働や在宅就業など、障がい者の特性に応じた多様な働き方を選択できる環境の整備を支援するとともに、就労訓練やサポート体制を充実させ、就労後の職場定着を支援します。
- ・ 市役所における物品購入や役務提供について、障がい者就労施設などから優先的・積極的な調達を進めるとともに、農福連携などによる障がい者の雇用環境などを整備します。
- ・ 事業主に対し、障がい者雇用の法定雇用率の順守を啓発するとともに、障がいを理由とする差別的扱いの防止と職場内での障がい者への配慮を働きかけます。

(参考) 関連する個別計画

第3次上田市障がい者基本計画、第6期上田市障がい福祉計画、第2期上田市障がい児福祉計画

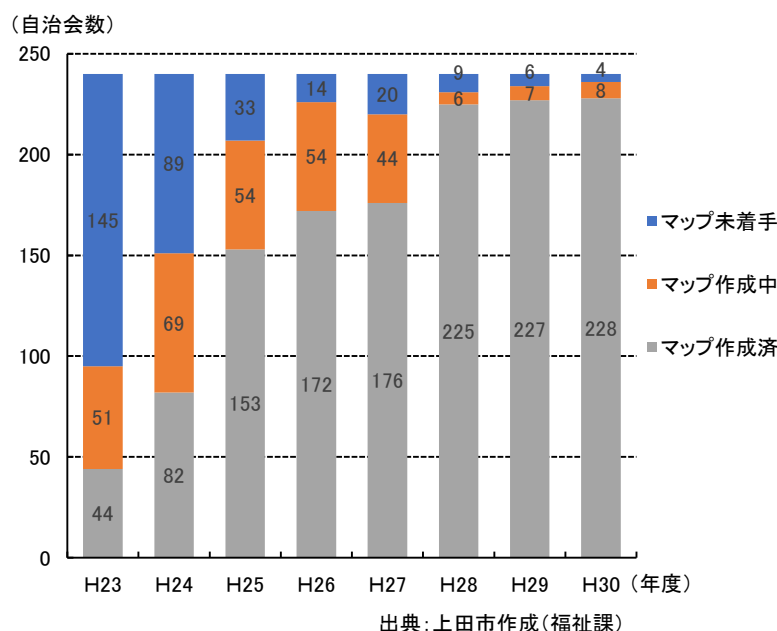
4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化

住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進し、住民自らが互いに支え合う地域づくりを行い、地域の福祉力を強化します。

現状と課題

- これまで家庭や地域が持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。
- 地域で支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、近隣や地域社会が一体となり計画的に地域福祉を推進していくことが重要です。
- 地域社会のふれあい、協力を大切にし、自助・共助・公助による支え合い・助け合いの相互扶助機能を住民が主体となり強化していく必要があります。
- すべての地域住民がパートナーシップという共通の認識を持つことが生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になります。住民はボランティア精神により地域福祉推進の当事者となる必要があります。

【災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組状況】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の情報更新自治会数	77自治会 (平成30年度)	241自治会 (全自治会)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・住民意識調査への協力など、地域福祉計画策定へ参画します。 ・住民支え合いマップ事業へ参画します。 ・各種地域福祉事業やボランティアへ参加します。
関係団体	・地域福祉の推進団体の拠点化に関する調査研究へ参画します。 ・各種地域福祉事業へ参加します。
行政	・住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。

基本施策１　ともに支え合い、健康でいきいきと生活できる地域社会の実現を目指します

① 地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

- ・高齢者や障がい者などに対する権利擁護の推進や要援護者の自立支援など住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。
- ・地域福祉計画の見直しにあたっては、地域住民、福祉関係事業者などの意見を反映させ、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合を図ります。
- ・社会福祉協議会との連携により自治会単位で行う地域ふれあい事業に対して、継続して支援を行い、住民同士の支え合い、人と地域のつながりを重点とした住民参加による地域づくりを促進します。
- ・地域福祉の推進団体の総合的な拠点化を調査研究し、交流性の高い拠点の整備に努めます。

基本施策２　地域社会の相互扶助機能を強化します

① 住民支え合いマップの活用による地域福祉のネットワークづくり

- ・自治会、社会福祉協議会、市との協働により災害時要援護者登録制度に基づく住民支え合いマップを作成し、データの更新、活用による制度の定着化を図ります。
- ・日常時においても住民支え合いマップを友愛訪問*や防災訓練などに活用することで、要援護者支援とともに小地域福祉*のネットワークづくりを進めます。
- ・先進的な取組事例を紹介する「地域福祉推進フォーラム」や地域福祉推進の人材育成を目的とする「地域福祉推進リーダー養成講座」を住民、社会福祉協議会と協働で継続的にを行い、地域福祉の意義や推進方法を住民にPRし実践に役立てます。

基本施策３　住民自らの力により地域福祉の推進を図ります

① ボランティアの育成と参加の拡大

- ・ボランティアに関する情報提供や啓発活動により、市民誰もがボランティア活動に関心を持ち参加できる環境づくりを進め、ネットワークの拡大を図ります。
- ・ボランティアコーディネーター機能を強化し、ボランティア活動の需要と供給の調整を図り、住民自ら地域福祉を推進できるよう取り組みます。
- ・災害時に災害ボランティアが適切に活動できるよう、社会福祉協議会と連携して事前登録制度について広く市民に周知するとともに、災害ボランティアコーディネーター養成研修への参加を社会福祉協議会職員だけでなくNPO職員などへも周知し、推進します。

(参考) 関連する個別計画

第３次上田市地域福祉計画

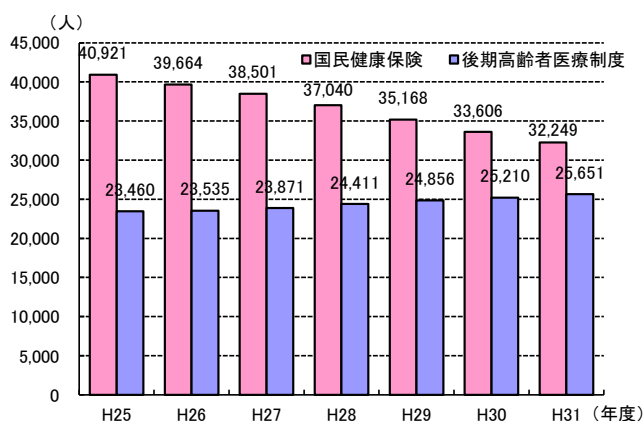
4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進

持続可能な社会保障制度の堅持に向け、社会保障制度改革に的確に対応していきます。また生活困窮者が自立して生活できるよう、支援制度を維持し活用を図ります。

現状と課題

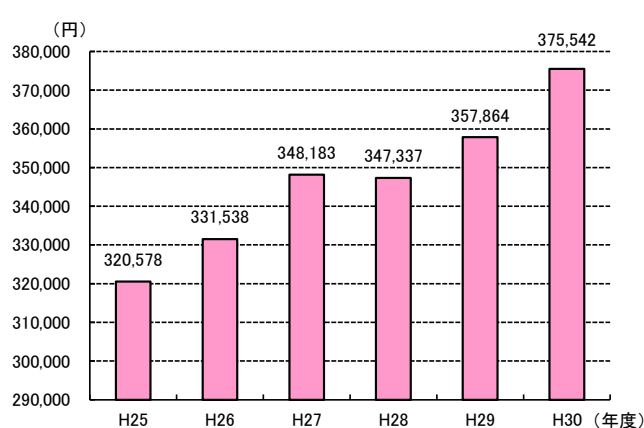
- ・団塊世代すべてが後期高齢者に移行する令和7年に向け、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防を一体的に実施する必要があります。
- ・国民皆保険の根幹を担う国民健康保険事業は、高齢の被保険者の割合が高いなど構造的な課題がある中、医療費は増加しており、その適正化と健全運営が求められています。
- ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度による支援の充実に加え、将来的に生活に困窮する恐れのあるひきこもり状態にある方への支援を充実・強化する必要があります。
- ・福祉医療制度については、ひとり親家庭や障がい者が増加傾向にある中で、子育て家庭、ひとり親家庭や障がい者の負担を軽減し、安心して暮らせるよう、制度の充実と維持を図っていく必要があります。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度 被保険者数の推移】



出典：国保実態調査(各年度9月末)、長野県後期高齢者医療制度広域連合発表
「市町村別被保険者数一覧(各年度9月末)」

【国民健康保険 一人あたりの医療費の推移】



出典：国民健康保険事業年報

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
国民健康保険特定健康診査受診率(対象者：40歳～74歳)	39.3% (平成30年度)	60.0%
国民健康保険税収納率(現年度)	93.9% (平成30年度)	94.5%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・特定健診の受診に努めます。
自治会・民生委員・福祉関係団体	・各主体が連携し、生活困窮者の早期発見、支援を行います。
社会福祉協議会	・支援制度などの情報提供を行います。 ・生活困窮者の早期発見、支援を行います。
ハローワーク	・生活困窮者の就労支援を行います。
行政	・持続可能な社会保障制度の堅持に向け、社会保障制度改革に的確に対応していきます。 ・生活困窮者が自立して生活できるよう、支援制度の活用・充実を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策１ 持続可能な制度に向けた社会保障制度改革に的確に対応し、適正な運用に努めます

① 国民健康保険事業の充実

- ・安心して医療が受けられる体制を維持するため、国が進める医療制度改革に的確に対応します。
- ・国民健康保険税の負担のあり方を検討するとともに収納環境を整え、国民健康保険事業を健全に運営します。
- ・特定健診・特定保健指導*などの保健事業を充実し、被保険者の健康の保持と増進を図り、医療費の適正化、国保財政の健全化を推進します。

② 後期高齢者医療制度、国民年金制度の充実

- ・保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知・啓発と適正な運用を図るとともに、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防を一体的に実施することで健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。
- ・市民の適切な年金受給権を確保するため、日本年金機構など関係機関と連携・協力し、制度の普及・啓発を図ります。

基本施策２ 生活困窮者が自立した生活ができるよう、支援制度を総合的に活用します

① 生活保護制度による最低生活の保障と自立の助長

- ・社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用により、支援が必要な方を確実に保護します。
- ・生活保護の自立支援プログラムにより、被保護者の自立を支援します。

② 生活困窮者の自立支援

- ・生活に不安を抱えているかたの相談窓口を設置し、生活困窮者の自立を効果的に支援します。
- ・離職した就労者が住居を喪失することがないように、法に基づき住居や就労機会の確保に取り組みます。
- ・自立相談支援事業*により策定された自立支援計画が実効性のあるものとなるよう、地域包括支援センター、上小圏域障害者総合支援センター、若者サポートステーションなどとの連携を図ります。
- ・行政による母子相談、高齢者相談、ひきこもり相談において生活困窮者を早期に把握し、対象者を円滑に自立相談支援事業者につなげます。
- ・社会福祉協議会、NPO団体、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア組織などとの連携により、生活困窮者が地域で孤立せず自立した生活ができるよう、また、孤立により生活困窮とならない地域のつながりを強化します。

③ ひきこもり状態にあるかたへの支援の強化

- ・ひきこもりの実態を把握し、原因の分析や対応方法の検討を行います。
- ・相談窓口の周知を図るとともに、生活相談、母子相談、高齢者相談などの各相談窓口で得られた情報に基づき関係課や関係機関が連携し、支援を行う体制を整備します。
- ・精神疾患や発達障がいなどを原因とするひきこもり状態にあるかたに専門知識を活用して継続的に対応できる体制を整備します。

基本施策３ 子育て家庭や障がい者などの医療費負担を軽減します

① 福祉医療制度の充実と持続的な運用

- ・福祉医療制度の充実と持続的で安定した運用により、子育て家庭、ひとり親家庭、障がい者などへの医療費の負担軽減を図ります。

(参考) 関連する個別計画

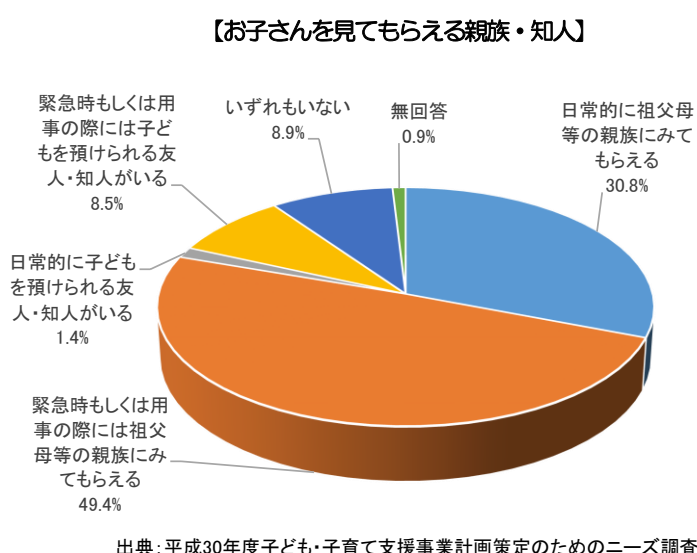
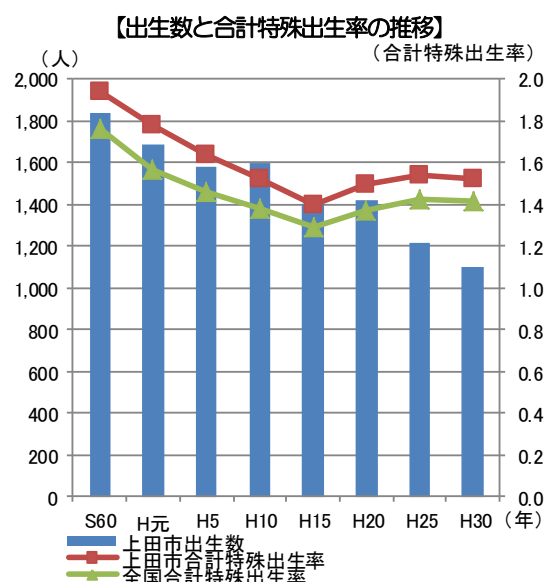
上田市国民健康保険 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画

4-3-1 出産・子育てしやすい環境の実現

妊娠・出産から学童期まで、子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援の充実により、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会を実現します。

現状と課題

- ・少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、地域における相互の助け合いや支え合いを強化するとともに、妊娠・出産から学童期までの切れ目のない、きめ細やかな支援が求められています。
- ・思春期から妊娠・出産についての正しい知識を身に付け、子どもの成長に合わせて適なかかわりができるよう、健康教育や相談、フォロー体制の強化が必要となっています。
- ・平成30年度に実施した子育て支援のニーズ調査によると、日頃、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人が「いない」世帯の割合は8.9%でした。また、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無では、「いずれもない」の世帯の割合は7.3%でした。こうした傾向は、比較的上田市で居住する年数が短い方にあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- ・就学前の児童を持つ家庭で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設を整備してほしい」という要望が多くあり、既存の施設を含めた利用方法や施設整備を検討する必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
乳幼児健診(3歳児健診)の受診率	98.3% (平成28年度)	100%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、行動します。 ・子育てボランティアなどに参加し、子どもを育む地域コミュニティづくりに参画します。
地域	・子育て家庭の親や子どもの孤立化を防止するため、地域全体で子育てを応援します。
その他関係主体	・赤ちゃんステーションを設置します(事業者)。 ・子育てを支援する団体やサークルなどの活動を支援します。
行政	・子育てと仕事の両立など、きめ細やかな子育て支援施策を充実します。 ・結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。

基本施策1 すべての子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実します

① 妊娠・出産をめぐる知識の普及・啓発と相談の実施

- ・関係機関と連携して、命を育むことの大切さや望ましい妊娠の時期など、思春期の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ・妊娠に対する正しい知識を習得し、妊娠期からの生活習慣病の予防や、母体・胎児への影響を考えた健康管理ができるよう、両親学級などの健康教育や保健指導の充実を図ります。
- ・母子ともに健康で安全な出産を迎えるため、妊娠後早めの医療受診と妊婦健診・妊婦歯科検診を受診することの重要性について啓発します。
- ・妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援による孤立化の防止と、医療機関などとの連携による産後うつ等の早期支援を図ります。

② 個々に応じて健康に成長するための知識の普及・啓発とサポート体制の充実

- ・乳幼児健診などで子どもの心身の成長や月齢を踏まえ、発達に応じたかかわり方ができるよう、また、望ましい生活習慣形成に向けての健康教育、保健指導を実施します。
- ・保護者の子育てに対する不安や、子どもの発達など各種相談の充実を図ります。
- ・医療、保健、福祉など関係機関との連携体制を強化し、病気や障がいなどが発見された子どもをスムーズに支援します。
- ・乳幼児健診の未受診者に対し、個々の事情に応じた受診の働きかけや関係機関との連携による支援を行います。

基本施策2 安心して子育てできる環境整備を地域全体で整えます

① 子育ての相談体制や情報提供の充実

- ・子育て支援に関する情報を一元的に把握し、情報提供や相談などを行うため、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。
- ・関係機関と連携し、子育て支援にかかわる情報を収集・発信するとともに、AIやIoTなどの新たな情報通信技術を活用し、相談体制の強化や情報提供の充実を図ります。

② 子どもを育む地域コミュニティづくり

- ・親子が気軽に集まって交流ができる「子育てひろば」で子育て講座、相談、情報提供などを行い地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・子育てボランティア、子育てサポーター、ファミリー・サポート・センター事業など、地域での活動に参加する人材の充実を図ります。
- ・学校、地域、保護者などとの連携を深め、ボランティアの協力を得ながら、地域で支え合う子育て支援を推進します。

③ 子育てしやすい環境整備

- ・赤ちゃんステーションなど、子ども連れの家庭に配慮した施設整備を進めます。
- ・親子が気軽に野外で安心して遊ぶことができる身近な公園の整備を進めます。
- ・子ども医療費給付事業など、子育て家庭への経済的支援を推進します。
- ・天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備を検討します。

(参考) 関連する個別計画

第三次上田市民健康づくり計画、第2次上田市子ども・子育て支援事業計画

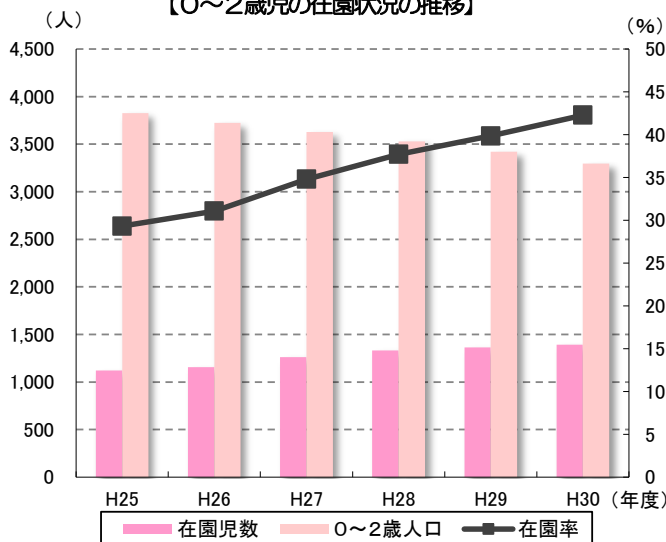
4-3-2 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実

幼児教育・保育のニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実と受け皿の確保を図り、すべての親が安心して子育てができ、子どもが元気にすくすくと育つまちづくりを推進します。

現状と課題

- ・幼児教育・保育の無償化や働く女性の増加により、3歳未満児の保育需要が拡大することが見込まれ、保育士の確保が重要課題となっています。
- ・就労形態の多様化により、保育時間の長時間化や一時保育などの保育サービスの充実が求められています。
- ・公立保育施設の老朽化が進んでいる中で、将来的な人口減少社会や地域の特性を踏まえた計画的な施設整備を行う必要があります。
- ・平成30年度に実施した子育て支援のニーズ調査によると、子育てに関して日頃悩んでいることでは「育児やしつけに関すること」がもっとも多く、乳幼児期から子どもの発達や対応について相談ができたり、発達段階に応じた支援が必要です。
- ・増加傾向にある児童虐待の防止に取り組むとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭などの支援が必要な家庭や子ども、妊産婦などを対象に相談全般から家庭の実情把握、関係機関との調整など、継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点機能の強化が必要となっています。
- ・平成29年に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭の割合が11.1%、周辺家庭の割合が13.7%でした。子どもたちの成育環境を整備するとともに、保護者への生活の支援、就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要となっています。
- ・保護者の就労形態の多様化や共働き家庭の増加など、働きながら子育てをする環境の整備、男性も女性も仕事と生活が調和できる社会（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、働き方の改革を日常的に取り組む必要があります。特に母親一人が育児を担う（ワンオペ育児）ことのないよう、父親の子育てへの参加を推進することが必要です。
- ・非婚化・晩婚化が少子化の要因の一つになっていることから、若者の結婚の希望をかなえる視点が大切です。

【0～2歳児の在園状況の推移】

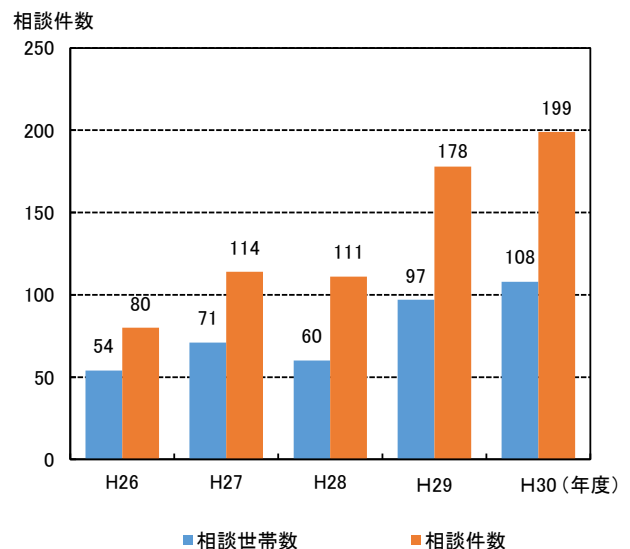


※0～2歳人口:3月1日の住民基本台帳の人口

※在園児数:3月1日現在の3歳未満児の在園児数

出典:上田市作成(保育課)

【児童虐待相談の推移】



■相談世帯数

■相談件数

出典:上田市作成(子育て・子育て支援課)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
一時預かり保育実施園の拡充箇所	21箇所 (令和元年度)	22箇所

各主体に期待される主な役割分担

市民	・児童虐待の発見や気になる家庭情報などを連絡します。 ・育児休業などの取得に努めるほか、出産・育児後の職場復帰に向け、研修会、学習会に参加します。 ・父親の育児参加に努めます。
事業者	・育児休業制度などの利用を促進し、職場復帰の支援体制を整えます。 ・長時間労働の抑制など働き方の見直しに努めます。
その他関係主体	・児童虐待の兆候を連絡するとともに、子育て家庭の見守りや関係主体の役割に応じた相談・支援を行います（学校・保育園など）。
行政	・幼児教育、保育の受け皿を確保し、質の向上に努めます。 ・病気療養中又は病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児保育センターの利用促進を図ります。 ・児童虐待防止や発達に関する講演会の開催により、子育てに必要な情報を発信します。 ・児童虐待の早期発見・早期対応を行い、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。 ・支援が必要な家庭に対して、保健師や助産師などがその自宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。 ・働く女性が安心して子どもを預けられる保育環境を構築します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 幼児教育・保育のニーズに応える子育て支援の充実を図ります

- ① 幼児教育・保育のニーズに応える子育て支援策の推進
 - ・幼児教育・保育のニーズに応え、量と質の確保に努めます。
 - ・「第２次上田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時預かり保育実施園の拡充や、延長保育、休日保育など保護者ニーズに応える保育サービスの充実を図ります。
 - ・病気療養中又は病気回復期にある子どもが集団保育や保護者による保育が困難な場合に、上田市病児保育センターの利用を促進し、子育て世代の子育て及び就労支援を図ります。
- ② 多子世帯に対する保育料の軽減による経済的な支援
 - ・幼児教育・保育の無償化の取組に加え、多子世帯などに対する経済的支援など、さらなる軽減策を検討します。
- ③ 保育所の安心・安全な環境づくりと計画的な施設整備の実施
 - ・施設の安心・安全な環境づくりに努めます。
 - ・多様化する保育ニーズに対応するため、未満児室の拡大や一時預かり保育室の設置など、施設の充実を図ります。
 - ・施設の新設や建替えを実施する際は、統廃合や周辺施設との複合化、集約化を検討するとともに、私立保育園・幼稚園なども含めて保育需要を把握し、バランスのとれた配置に努めます。

基本施策２ きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

- ① 発達や育ちが気になる子どもへの支援
 - ・支援ノート「つなぐ」を発行し、関係機関での情報共有を図り、相談や支援体制を充実します。
 - ・発達障がいについての講演会を開催し、保護者や周囲の方の発達障がいに対する正しい理解・対応の周知に努めます。
- ② 児童虐待防止と社会的養護体制の充実
 - ・関係機関との連携強化や市民に対する啓発活動を行い、虐待の発生を未然に防止します。
 - ・「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応を行い、子どもの保護、自立支援に至るまで、関係機関と連携した切れ目のない総合的な支援を行う体制の強化・充実を図ります。
 - ・子どもへの適切な養育が行われるために、支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師などが訪問して助言・指導を行います。

③ ひとり親家庭などへの自立支援の充実

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立、児童の福祉増進を図るため、経済的支援・生活支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際の支援を行います。

④ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの貧困対策の推進を図るため、生活困窮世帯の子どもや保護者に対して、家庭の課題に対応した相談・支援を行い生活の安定を図ります。

基本施策3 男女ともに子育てと仕事を両立できる環境を整えます

① 働きながら子育てできる環境整備の推進

- ・乳幼児保育、延長・休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など多様なニーズに合わせた保育サービスなどの充実、利便性の向上を図ります。
- ・児童館・児童センター、放課後児童クラブを計画的に整備し、受入れ態勢を充実します。
- ・育児休業などの制度普及を企業などに働きかけます。
- ・企業向けにワーク・ライフ・バランス、働き方改革推進に向けた啓発活動を行うことで、出産・育児に関する休暇制度を普及させるなど、子育てしやすく、働きやすい職場環境を整備します。また、結婚・子育てなどで離職した人の再就職を関係機関と連携して支援します。

② 父親の子育てへの参加の促進

- ・父親の仲間づくりや子どもとのかかわり方の実践を通して子育てへの参加意識を啓発し、家事・育児参加の促進を図ります。

基本施策4 結婚を希望する若者を支援します

① 民間団体と連携した結婚支援の実施

- ・民間団体との連携による取組を推進します。
- ・結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。

(参考) 関連する個別計画

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画、上田市保育施設整備計画

○ 指標・目標値一覧 第4編 健康・福祉【ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
4-1-1 健幸都市を 目指した健康づくり 事業の推進	【戦略】特定保健指導実施率	76.6% (平成 29 年度)	82.0%
	健康づくり活動に対する市民満足度	44.5% (令和元年度)	60%
4-1-2 安心して医 療が受けられる環境 づくり	【戦略】地域医療体制に対する市民満足度	32.5% (令和元年度)	50%
4-1-3 高齢者がい きいきと安心して暮 らせる仕組みづくり	認知症サポーター数	14,440 人 (令和元年度)	累計 23,500 人
	高齢者地域サロン設立資金助成団体数	45 団体 (令和元年度)	100 団体
	地域リハビリテーション実施箇所数	140 箇所 (令和元年度)	170 箇所
4-2-1 共生社会の 実現を目指す障がい 者支援の充実	地域定着支援台帳の整備数	150 人 (平成 30 年度)	400 人
	福祉施設から一般就労への移行者数	24 人 (平成 30 年度)	30 人
4-2-2 住民自らで 支える地域福祉力の 充実・強化	災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の情報更新 自治会数	77 自治会 (平成 30 年度)	241 自治会 (全自治会)
4-2-3 社会保障制 度の適正な運用によ る福祉の増進	国民健康保険特定健康診査受診率（対象者：40 歳～74 歳）	39.3% (平成 30 年度)	60.0%
	国民健康保険税収納率（現年度）	93.9% (平成 30 年度)	94.5%
4-3-1 出産・子育 てしやすい環境の実 現	乳幼児健診（3 歳児健診）の受診率	98.3% (平成 28 年度)	100%
4-3-2 多様なニ ーズに応えるきめ細 やかな子育て支援の充 実	一時預かり保育実施園の拡充箇所	21 箇所 (令和元年度)	22 箇所

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

■ 第4編と関連性の高い「上田市総合戦略」の数値目標・重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く

上田市総合戦略 における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
基本目標 2：人口の 自然減に歯止めをか ける（※数値目標）	合計特殊出生率	1.52 (平成30年)	1.61
基本目標 4：安心 して暮らし続けら れる地域をつくる (※数値目標)	健康寿命	男性：78.92歳 女性：83.19歳 (平成22年)	男性：延伸 女性：延伸
2-① 結婚につ ながる出会いの 応援	団体が取り扱う成婚者数	10組 (平成30年度)	15組
	結婚希望者登録者数	3,111人 (平成30年度)	8,500人
2-② きめ細 やかな出産・子育て 支援推進	一時預かり保育実施園箇所数	21箇所 (令和元年度)	22箇所
4-① 安心の医 療サービスが受 けられる環境づ くり	上小医療圏域外への救急搬送率	11.5% (平成31年4月～ 令和元年12月)	12.0%
4-② 健康寿命 を延伸する施策 の推進	健康で長生きし豊かな人生が送れる 環境が整っていると感じる市民の割合	38.9% (令和元年)	47%

第5編 教育

生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

第1章 次代を担う人づくり

- 5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進
- 5-1-2 高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上

第2章 新しい時代を拓く生涯学習環境の整備

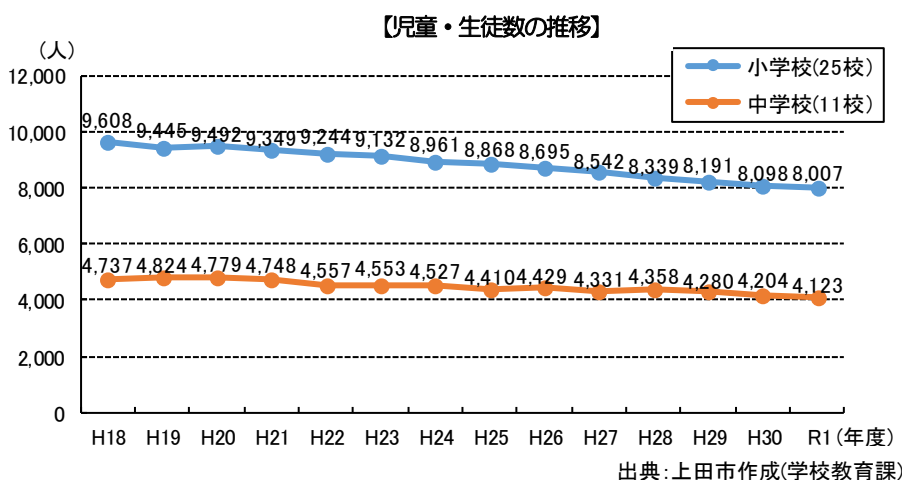
- 5-2-1 生涯学習の推進と学習環境の整備
- 5-2-2 生涯スポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備

5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進

子どもたちの学びの環境を充実し、教員・学校の教育活動や家庭・地域の教育力の充実に向けた支援を推進します。

現状と課題

- 人口減少やグローバル化、人口知能などの技術革新により急速に社会が変化する中、子どもたちが自らの力で未来を切り拓くため、「自ら学び、考え、行動する力」を身につけることが重要です。
- 学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を充実させ、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・対応を図り、すべての児童生徒が安心して登校し学校生活を送ることができるよう取り組む必要があります。
- 障がいのある児童生徒が、持てる力を十分に発揮できるよう、個に応じた支援を充実していく必要があります。
- 核家族化や少子化の進展などにより子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、「地域の子どもは地域で育てる」地域ぐるみの教育が必要です。
- 少子化が進行する中、多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、将来にわたり持続可能な小中学校の施設整備を進める必要があります。
- 地域の実情や特性に配慮しながら、学校の適正規模・適正配置を含めた、今後の上田市における望ましい教育の方向性としての、「小中学校のあり方」の検討を進める必要があります。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
特色ある学校教育の取組に対する市民満足度	23.1% (令和元年度)	30%
地域に関かれた学校づくりに対する市民満足度	34.8% (令和元年度)	50%

各主体に期待される主な役割分担

家庭	・子どもの基本的な生活習慣づくりや家庭学習習慣の定着など家庭教育を充実します。
学校	・学力の向上、家庭や地域との連携を密にした学校運営を推進します。
地域	・児童・生徒の育成に地域ぐるみで取り組みます。
事業者	・児童・生徒の職業観の養成、将来の自立に向けた職場体験の受入れを推進します。
行政	・各主体と連携・協力しながら、地域ぐるみの教育環境の整備を目指します。

基本施策 1 確かな学力や生きる力を育む教育を推進します

- ① 少人数学級、習熟度別授業、小中が連携した授業の推進
 - ・小中学校 30 人規模学級編制*や少人数学習集団編成*などによるきめ細やかな指導を行います。
 - ・小学校では、理解度や習熟度にばらつきの多い教科において、少人数指導教員の配置や習熟度別授業を取り入れ、児童の理解度や習熟度の向上を図ります。
 - ・中学校教員が小学校へ出向いて授業を行うことで、中学進学不安解消と学習意欲の向上を図ります。
- ② 社会の変化に対応した幅広い教育の推進
 - ・グローバル化が急速に進展する中、小中高大が連携した取組、外国語指導助手（ALT）を交えた実践的な英語授業などにより、豊かな国際感覚や外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
 - ・国際的視野に立った異文化理解を深めるため、中学生の海外交流事業を実施します。
 - ・小中学校の情報環境を整え、教員の効果的な情報機器の活用や授業改善を支援します。
 - ・児童・生徒の職場体験学習などのキャリア教育*を推進し、将来への夢を育み、確かな職業観を持ち、地域の産業に対する関心を高めます。
 - ・環境学習を推進し、児童・生徒の豊かな感性や環境を大切にする心を育みます。
- ③ 学力検査・調査を活用した実態把握と授業改善
 - ・学力検査などの結果を分析し、教員の指導力向上と授業改善に生かします。
 - ・授業がわかり、楽しくなるよう、児童・生徒が自ら計画を立て、授業と関連づけた家庭学習を行う習慣づくりを進めます。

基本施策 2 きめ細やかな個に応じた指導を行い、すべての子どもの学びを支援します

- ① 幼保小中の連携によるスムーズな成長支援
 - ・「幼保・小」及び「小・中」の連携強化を図り、「小1 プロブレム*」、「中1 ギャップ*」を解消し連続した子どもの発達を切れ目なく支えます。
- ② いじめ・不登校などの問題に悩む児童・生徒への支援
 - ・各学校のいじめなど対策支援チームや不登校対策指導委員会を中心に、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。
 - ・学校へ心の教室相談員*を配置し、スクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*を派遣するとともに、家庭、学校、教育相談所、ふれあい教室が連携し、児童生徒に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。
 - ・児童生徒への対応が適切になされるよう、カウンセリングマインド研修*を行うなど、教職員が学ぶ機会を充実します。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒への支援
 - ・インクルーシブ教育*システムの構築を目指し、教職員の共通理解を深める取組を推進します。
 - ・障がいのある児童・生徒が生活上、学習上の困難を克服し、持てる力を高めるソーシャルスキルトレーニングの充実を図ります。
 - ・支援ノート「つなぐ」を活用するとともに、発達相談センター、教育相談所、特別支援教育コーディネーター*連絡会の連携を強化し、乳幼児から学童、青年期まで成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。

④ 外国籍児童・生徒への適応支援

- ・集中日本語教室「虹のかけはし」において、バイリンガル*の指導員により、日本の生活習慣や基礎的な日本語の指導と併せ、一人ひとりの児童の状況に応じた学習指導を行い、早期適応のための支援の充実を図ります。
- ・外国籍児童生徒支援員や日本語教育指導員を小中学校に派遣し、外国籍の児童生徒に対する学習指導、配付文書の翻訳、保護者相談など、必要に応じた支援を行います。

⑤ 人権教育の実施

- ・子どもたちが「自分や他人の大切さを認めること」、「人に優しい行動・態度をとること」ができるよう、人権尊重精神を育みます。

⑥ 食育の推進と地産地消の学校給食の充実

- ・学校給食を通して、郷土の食材や伝統ある食文化を学ぶとともに、家庭での望ましい食習慣が身につくよう働きかけます。

基本施策3 学校、家庭、地域が連携し子どもの教育にかかわる体制を構築します

① 地域に信頼され、地域とともにある学校づくり

- ・保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校ごとの創意工夫による特色ある学校づくりを行います。
- ・地域の教育力を活用して、学校の実情に合わせたコミュニティ・スクール*の指定や土曜日の教育活動*の導入を検討し、子どもたちに多様な学習や体験の機会を提供します。
- ・学校評価や授業評価を実施し、各学校が改善の取組や目指す目標を設定し、ホームページなどで公表します。

② 学校・家庭・地域の連携の強化

- ・学校支援にかかわるコーディネーターやボランティアの発掘・育成を図り、学校のニーズに応じ、地域ぐるみの支援を進めます。
- ・子どもが放課後や週末に安心して過ごせる居場所づくりを進めるために、地域住民との交流やさまざまな学習・体験の機会を設けます。
- ・スマートフォンなどの情報端末やインターネットを利用した犯罪と、ネット依存の危機から青少年を守るため、児童・生徒、保護者に対する情報モラルの啓発を行います。
- ・地域住民、少年補導委員、関係団体の協力を得て、街頭での見守りや声かけ活動を推進します。
- ・教育の原点である家庭教育を支援し、人とのふれあいや思いやりの心を大切にする人間形成の基礎を培います。
- ・地域の実情に合わせて地域安全対策会議や教育推進会議などの協力を得ながら、子どもたちの安全安心に対する活動を推進します。

③ ふるさとに愛着を持つ人間性豊かな子どもの育成

- ・地域の自然や文化に触れ、自然との共生や歴史などを学ぶ機会を増やします。
- ・育成会や分館の活動を支援し、子どもたちが体験活動や世代間交流に参加する機会を設け、生きる力や地域への関心を高める取組を推進します。

基本施策4 時代に対応した安全で安心な小中学校施設・設備の整備を進めます

① 計画的な小中学校施設整備の推進

- ・建物の経過年数や老朽化の度合いを総合的に勘案し、個別施設計画（長寿命化計画）などに基づく施設整備を進めます。
- ・教員住宅は、民間住宅の状況を勘案し、地域の実情を踏まえた上で順次縮小し、管理経費の削減を図ります。

② 学校の適正規模・適正配置の検討

- ・令和2年度に策定した、上田市における望ましい教育の方向性を示す、小中学校のあり方に関する基本方針を踏まえ、学校の適正規模・適正配置に向けた検討を進めます。

③ 学校給食施設の計画的な整備

- ・「今後の学校給食運営方針」（H27 策定、H31 改訂）に基づき、学校給食施設の計画的な整備を進め、施設の衛生管理の徹底を図るとともに、食物アレルギーへの対応に取り組み、安全で安心できるおいしい学校給食を安定的に提供します。また、児童生徒はもとより、市民への食育の普及・推進に資する施設として活用を図ります。

（参考）関連する個別計画

第3期上田市教育支援プラン、第2次上田市子ども・子育て支援事業計画、第二次上田市生涯学習基本構想、上田市人権施策基本方針

5-1-2 高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上

公立大学法人長野大学を中心に、市内に所在する大学など高等教育機関との連携による学園都市づくりを推進します。

現状と課題

- ・地方創生の取組において、地方への人の流れをつくる地方大学などの活性化、地域連携による経済・生活圏の形成の視点が掲げられています。
- ・平成30年度の県内の大学進学者（高校出身者）が、他県の大学へ進学している率は82.9%で、多くの若者が県外に進学している状況です。
- ・市内には、5つの大学などや複数の専修学校があり、多くの学生が学び、生活する「学生のまち」の特色があります。
- ・大学などの専門知識や学生の若い力を地域の活性化に役立てるとともに、学生が卒業後も地域を支える人材として活躍してもらうことが重要です。
- ・平成29年4月に公立大学に移行した長野大学には、一層の地域貢献とともに、時代や社会情勢に応じた改革の実行が求められています。
- ・地域への愛着と誇りを育む地域づくり・人づくりに向け、幼児教育から大学教育までの課程をはじめ、ライフステージに応じた「地域の学び」の浸透を図ることが必要です。

【市内4年制大学の学生数及び出身別割合（令和元年5月現在）】

名称	学生総数 (人)	内訳(出身別)					
		市内		県内(上田市外)		県外	
		(人)	割合	(人)	割合	(人)	割合
信州大学 繊維学部	1,238	39	3.2%	181	14.6%	1,018	82.2%
長野大学	1,457	135	9.3%	556	38.2%	766	52.6%

出典:上田市作成(学園都市推進室)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
長野大学の一般入試志願倍率	9.1倍 (平成31年度)	5倍以上 (平成29年度策定の 中期計画目標値)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・大学などの公開講座に積極的に参加し、学びの成果を地域づくりに生かします。
学生	・地域づくり活動などに参加し、市民との交流や連携を深めます。
大学など	・多くの学生が集まるよう学校の魅力を高めます。 ・知的資源を地域課題の解決や地域の活性化に生かします。
行政	・大学などの魅力を高めるための支援をします。 ・大学などの連携を促進し、地域づくりに生かします。 ・地域の魅力を高め、愛着を持ち、地域課題に対して解決に向けた行動ができる「シビックプライド」の醸成を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策１ 大学など高等教育機関との連携による学園都市づくりを進めます

① キャンパスと地域をともに元気にする支援と連携

- ・高等教育に積極的にかかわり、地元をはじめ多くの学生が集まる魅力ある「学園都市づくり」に取り組めます。
- ・幼保小中連携に加え、小中高大連携など、子どもたちの育成や地域の活性化に向けた新たな連携の仕組みづくりや取組を進めます。

② 知の拠点を生かすまちづくりの推進

- ・大学発ベンチャー*の創出や学生の柔軟な感性・活力を生かす地域づくり活動への支援など、地域課題解決につながる取組を支援します。
- ・大学などの公開講座情報を広く周知するとともに、「信州上田学*」による連携講座などを開催し、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した地域づくり・人づくりにつながる生涯学習プログラムの充実を図ります。

基本施策２ 長野大学の大学改革や教育・研究の充実を促進します

① 長野大学の魅力向上

- ・公立化した長野大学に対して、運営費交付金の交付とともに、学部学科再編等に伴う施設整備など、教育・研究の充実に向け連携して取り組めます。

(参考) 関連する個別計画

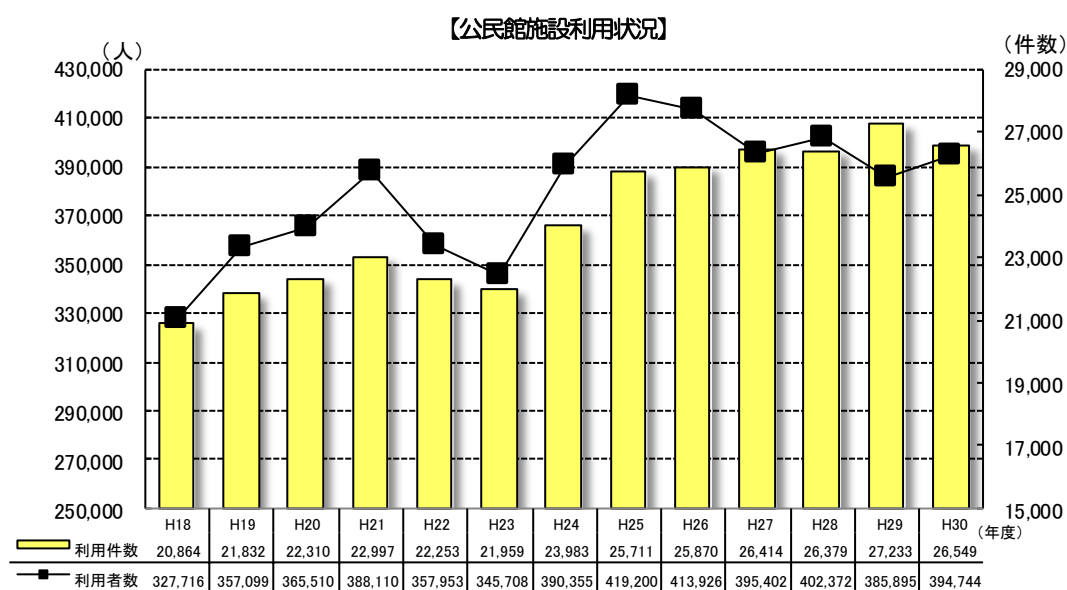
公立大学法人長野大学中期目標

5-2-1 生涯学習の推進と学習環境の整備

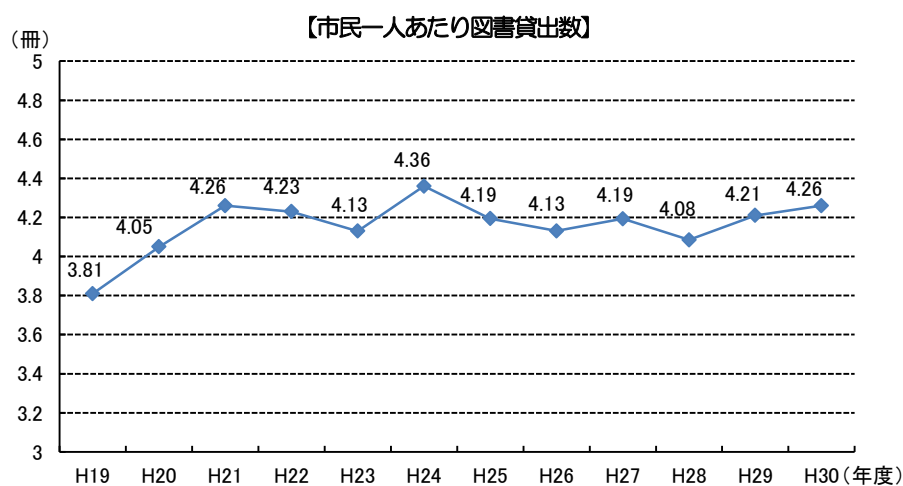
市民一人ひとりのニーズに応じた学習の機会と環境を充実し、誰もが生涯にわたって学び成長することができる地域をつくります。

現状と課題

- ・市民の多様化・高度化するニーズに対応した生涯学習*の機会を提供していくことが求められています。
- ・誰もが学びやすい環境づくりに向けて、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設の整備が必要となっています。
- ・社会教育*の振興を通して住民自治に寄与する公民館では、地域住民の主体的な学習活動を積極的に支援していく必要があり、市民一人ひとりが学んだ成果を地域のまちづくり活動やボランティア活動に生かしていけるような環境づくりが求められています。



出典：上田市作成(市内公民館)



出典：上田市作成(市内図書館)

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
公民館施設利用件数	26,500 件 (平成 30 年度)	27,000 件
生涯学習環境が整っていると感じる市民の割合	35.0% (令和元年度)	42%

各主体に期待される主な役割分担

市民	・学んだ知識や技能を地域のまちづくりに生かします。
生涯学習団体など	・自ら学び、また市民へ学習機会を提供します。
大学など	・研究成果などを市民の学習や地域づくりに生かします。
行政	・学習環境の整備を進め、市民主体の学習活動を支援します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 誰もが生涯にわたって学び成長できるよう、生涯学習の振興を図ります

① 生涯学習機会の充実

- ・第二次上田市生涯学習基本構想に基づき、生涯学習の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、時代の変化に応じ定期的に見直しを行います。
- ・公民館、図書館及び博物館などにおける講座やプログラムの充実、生涯学習団体*の育成や支援、大学などとの連携を通して多様な学習機会を提供します。
- ・社会教育施設利用団体及び地域づくり団体などへの学習情報提供や活動の支援を通して、学びを通じた仲間づくりや多世代の交流を促進します。
- ・生きがいづくり及びまちづくりにつながる生涯学習の場の提供を通して、まちづくり活動に資する人材の育成に努めます。
- ・市民団体や住民自治組織などと連携し、学んだ知識や技能を活用する機会や発表する機会の拡大を図ります。
- ・地域住民の主体的な学習活動を支援するため、地域の魅力発見の取組や地域課題を学習する機会を充実させ、市民のまちづくり活動の実践につなげていきます。

② 生涯学習環境の整備

- ・老朽化などが進む社会教育施設の計画的な整備と管理運営や職員体制の検討を進めます。
- ・策定した第二次上田市図書館基本構想に基づく図書館のあり方、配置などに関する図書館の施設整備を行うとともに、市民協働を含めた新たな図書館運営を目指します。
- ・図書のリＣタグ化*を進め、市民サービスの向上を図ります。
- ・子ども読書活動推進計画に基づき、ボランティアと連携した読み聞かせ活動や子どもの読書活動を充実します。
- ・専門的な知識、技能、経験を持つ人材などの情報を、地域づくりや学校の活動に提供します。
- ・上田市や教育委員会、大学などで開催する各種講座などの生涯学習情報をさまざまな方法で市民に提供します。

(参考) 関連する個別計画

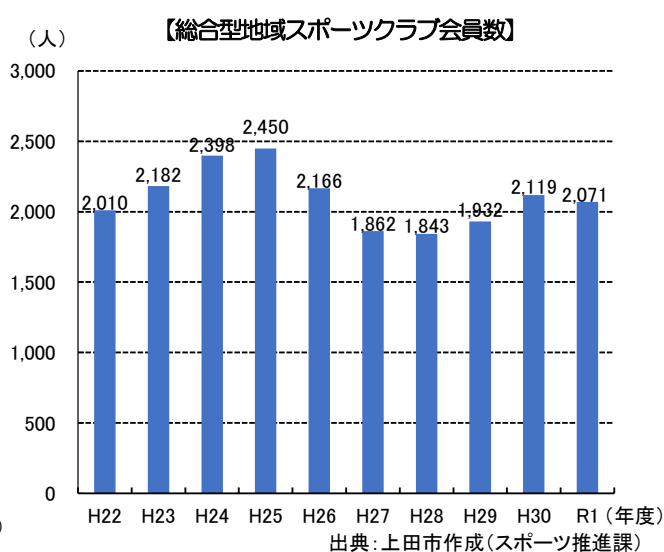
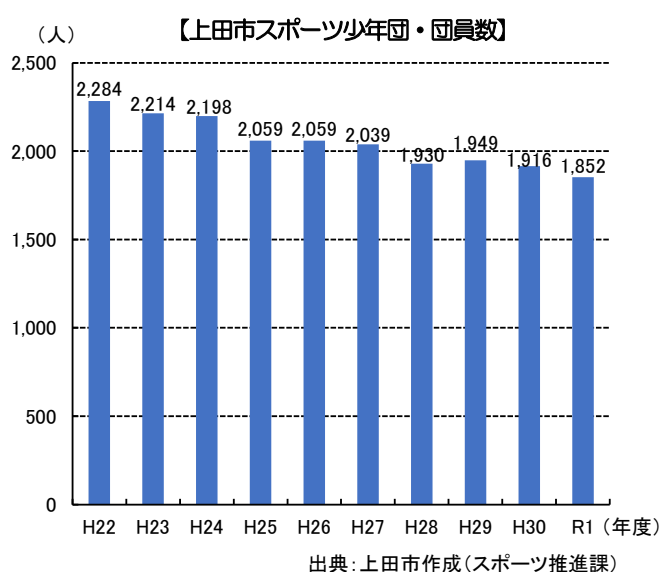
第二次上田市生涯学習基本構想、第二次上田市図書館基本構想

5-2-2 生涯スポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備

「第二次上田市スポーツ推進計画」に基づき、体力向上や健康づくりの機会を拡大するとともにスポーツ環境の整備を促進し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

現状と課題

- ・ライフスタイルが変化し、健康づくりへの関心が高まる中、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もがいつまでも気軽にスポーツに親しめるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・多様なスポーツ・レクリエーションや競技スポーツ振興を図るため、上田市スポーツ施設整備計画に基づき、計画的な施設整備を進める必要があります。
- ・高地トレーニング・スポーツ合宿の適地として、菅平高原を国内外に積極的にPRし、ブランド力を強化させるとともに、各種大会などを誘致することで交流人口を増加させることが重要です。
- ・上田市から世界の舞台や国内の大規模大会などで活躍する選手が育つことを視野に入れ、優れた競技者を発掘し、応援する体制づくりが重要です。



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
総合型地域スポーツクラブ*会員数	2,071人 (令和元年度)	2,200人
スポーツ環境が整っていると感じている市民の割合	(令和2年度実施予定のスポーツに関するアンケート結果により基準設定を行う。)	(令和2年度実施予定のスポーツに関するアンケート結果により目標設定を行う。)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・スポーツ活動やイベントに積極的に参加します。
スポーツ団体・事業者など	・市民がスポーツに親しめる機会を提供します。 ・「みる」スポーツの機会増加を図ります。 ・指導者の育成や派遣を行います。 ・世代間交流や地域交流を広げます。
行政	・気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。 ・競技スポーツの振興を図ります。

施策の方向性・展開

基本施策１ 体力向上・健康づくりの機会拡大を図ります

① スポーツ環境の充実

- ・「上田市スポーツ施設整備計画」に基づく施設整備を進めます。
- ・スポーツ施設の休場日利用や体育館などの学校体育施設の開放を進め、身近なスポーツ施設を地域の実情に応じて効率的に活用します。

② 生涯スポーツ活動の推進

- ・上田市体育協会*などのスポーツ団体や企業との連携協働のもと、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催、「みる」スポーツの機会を提供し、生涯スポーツへの参加機会の拡大を図ります。
- ・市民の健康づくりを推進する協働のパートナーとして、誰もが気軽に参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の加入者の増加を図るため、活動を広く周知する啓発活動、指導者の育成、クラブ間連携、各クラブの自立などを支援します。
- ・スポーツ少年団活動などへの支援を通してスポーツやレクリエーションの場を提供し、子どもたちの健全育成を図ります。

基本施策２ 競技スポーツの強化に取り組めます

① 指導体制の充実と競技者育成

- ・スポーツ団体などと連携のもと、有望な人材の発掘や練習環境の整備など、障がいのある方も含め、競技者を育てる環境づくりを推進します。
- ・スポーツ指導者の資質向上のための研修会などを開催し、指導体制の充実を図ります。
- ・全国大会などに出場する選手・団体に対し、奨励金を支給し支援します。

基本施策３ 地域特性を生かしたプロスポーツ競技などの誘致や交流促進を図ります

① プロスポーツ競技などの誘致及び交流の促進

- ・プロスポーツ競技の市内開催と菅平高原や温泉地などの地域特性を生かしたスポーツ大会・合宿などの誘致を進めます。
- ・日本で開催される国際大会時のトレーニング地としても、各国ナショナルチームの事前合宿の誘致を進めます。
- ・子どもたちがプロスポーツ選手やオリンピックメダリストなどのトップアスリートから直接指導を受ける機会を設けるなど、将来の夢を描くことができる取組を推進します。

(参考) 関連する個別計画

第二次上田市スポーツ推進計画、上田市スポーツ施設整備基本構想・整備計画

○ 指標・目標値一覧 第5編 教育【生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進	【戦略】特色ある学校教育の取組に対する市民満足度	23.1% (令和元年度)	30%
	【戦略】地域に開かれた学校づくりに対する市民満足度	34.8% (令和元年度)	50%
5-1-2 高等教育機関との連携による地域の魅力や活力の向上	長野大学の一般入試志願倍率	9.1 倍 (平成 31 年度)	5 倍以上 (平成 29 年度策定の 中期計画目標値)
5-2-1 生涯学習の推進と学習環境の整備	公民館施設利用件数	26,500 件 (平成 30 年度)	27,000 件
	生涯学習環境が整っていると感じる市民の割合	35.0% (令和元年度)	42%
5-2-2 生涯スポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブ*会員数	2,071 人 (令和元年度)	2,200 人
	スポーツ環境が整っていると感じている市民の割合	(令和 2 年度実施予定 のスポーツに関する アンケート結果によ り基準設定を行う。)	(令和 2 年度実施予定 のスポーツに関する アンケート結果によ り目標設定を行う。)

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

第6編 文化・交流・連携

文化を育み、交流と連携で風格漂う 魅力あるまちづくり

第1章 多彩な文化芸術の継承と創造

6-1-1 文化遺産の継承と活用

6-1-2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり

6-2-1 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり

6-2-2 交流・連携促進による地域の活性化

6-1-1 文化遺産の継承と活用

地域の歴史・文化を知る機会を創出し、歴史的・文化的遺産の活用と継承に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 文化財は将来の地域文化の向上発展の基礎となる貴重な財産であるため、これらを適切に保護して次世代へ引き継ぐ必要があります。
- 文化財の保存にあたっては、行政と所有者だけでなく、地域、企業、NPO法人などが参画し、協働のもと次世代に継承する体制が重要です。
- さまざまな主体が文化財にかかわる気運を高めるためには、文化財を積極的に公開し、地域の歴史文化を正しく知り、触れる機会を創出することが必要です。
- 文化財を適切に保存する一方で、まちづくりや観光の資源として有効に活用していく必要があります。

【指定文化財一覧】

(R01.12.1現在)

種 類	有 形 文 化 財								無 形 文化財	民俗文化財		記 念 物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸等	書跡	古文書	歴史資料	考古資料	芸能	有形	無形	史跡	名勝	天 然 記念物	
国 宝	1														1
国指定	6		4	1		1	1			1		3		3	20
国重美		1			2										3
国登録	11														11
国選択											3				3
県指定	10	2	4	3				2				4		3	28
県選択											1				1
市指定	38	9	22	19	3	19	4	7	4	14	14	45	7	30	235
計	66	12	30	23	5	20	5	9	4	15	18	52	7	36	302

出典：上田市作成（生涯学習・文化財課）

（国指定：国指定文化財 国重美：国認定重要美術品 国登録：国登録有形文化財 国選択：国選択無形民俗文化財 県指定：長野県指定文化財 県選択：長野県選択無形民俗文化財 市指定：上田市指定文化財）

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
市の歴史や文化財に愛着や誇りを感じる市民の割合	61.2% (令和元年度)	66%
歴史や文化を大切にしたい上田らしさを感じる市民の割合	51.0% (令和元年度)	55%

各主体に期待される主な役割分担

市民	- 文化財保護活動に参画します。 - 歴史的・文化的遺産の基礎資料を提供します。 - 伝統行事などに参加し、文化財を学習活動の場として活用します。
文化財所有者	文化財を適切に管理します。
学校	地域の歴史・文化などに関する教育を行います。
自治会	伝統行事や体験学習などに参加しやすい環境づくりを行います。
事業者	文化財保護活動を支援します。
行政	- 地域の歴史・文化を知る機会を創出します。 - 歴史的・文化的遺産の継承と活用の取組を推進します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 地域の歴史的・文化的な遺産を継承します

① 地域の歴史と文化を知る機会の創出

- ・市誌編さん時の史資料の公開、新たに策定した「上田市歴史文化基本構想」及び先人を顕彰する先人パネルなどを活用し、博物館、公民館、図書館などでの学ぶ機会の提供を通して、市民の学習・研究活動を促進します。
- ・学校教育において、地域の歴史・文化・自然、優れた業績を残した先人などを教材とする学習を充実します。
- ・市民が伝統行事などに参加しやすい環境づくりを進めます。

② 市民協働による文化財の保存

- ・地域の歴史的・文化的遺産などに関する基礎資料の収集、調査、記録保存を行い、文化財指定などを通して適切に保全管理します。
- ・文化財所有者が行う修理及び無形民俗文化財などの後継者育成事業をはじめ、市民や企業などが自主的に行う文化財保護活動を支援します。

基本施策２ 地域の歴史的・文化的遺産の活用を進めます

① 市民協働による歴史的・文化的遺産の活用

- ・文化財を市民の学習活動や文化活動の場として積極的に活用できるよう整備します。
- ・地域の特色ある文化遺産を、まちづくりや観光資源として活用する取組を促進するとともに、所有者や地域の方が主体的に取り組む文化財活用事業を支援します。

② 基本構想を指針とする文化遺産の継承と活用に関する施策の展開

- ・「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」に基づき総合的かつ計画的に文化遺産の継承と活用を推進します。
- ・「上田市歴史文化基本構想」に基づき、「上田市文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財を総合的に保存・活用する取組を推進します。

（参考）関連する個別計画

第二次上田文化芸術振興に関する基本構想、上田市歴史文化基本構想

6-1-2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

「育成」を基本理念として、市民による地域に根ざした文化芸術活動を支援し、サントミューゼを核とする「文化の薫る創造都市」の実現を目指します。

現状と課題

- 文化・芸術はまちづくりの重要な要素であり、新しい時代に向けた文化振興施策を総合的に展開していく必要があります。
- 子どもへの教育効果や経済波及効果など、まちの活力の源泉となる効果を多面的に引き出す事業展開が求められています。
- サントミューゼを拠点として、市民がさまざまな文化・芸術に触れ、自らが参加し、文化芸術活動の主体者となるよう支援していく必要があります。
- 文化・芸術を通して、「人」、「文化」、「まち」が育まれる魅力あるまちづくりを目指すために、特に次世代を担う子どもたちを対象とする育成事業に取り組むことが重要です。
- 安定した財源を確保し、より質の高い芸術鑑賞の場を創り出していくためには、民間の企業や団体とのさまざまな連携が必要となっています。

◇バレエワークショップ



◇市民参加による演劇事業

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
文化・芸術に触れ、参加する機会に恵まれていると感じる市民の割合	43.5% (令和元年度)	45%

各主体に期待される主な役割分担

市民	- コンサート観賞や体験型講座に参加します。 - 文化芸術活動に取り組み、成果を発表します。 - 自らが企画運営に携わり鑑賞事業などを開催します。 - 市民サポーターやアーツスタッフなどとして、各種事業へ参画します。
幼稚園・保育園・学校など	子どもアトリエプログラムや芸術家ふれあい事業などへ参加します。
地域・商店街	文化芸術事業の受入れや企画をします。
事業者など	企業メセナ*などにより文化芸術事業を支援します。
行政	「育成」を基本理念に市民による文化芸術活動を支援します。 - 魅力ある「鑑賞事業」「創造育成事業」「市民協働・情報発信事業」を展開します。

施策の方向性・展開

基本施策１ 「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」に基づき文化施策を推進します

① 基本構想を指針とする文化振興施策の展開

- ・「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」に基づき、総合的かつ計画的に文化振興を推進します。

基本施策２ 文化芸術活動などを支える団体や人材を育成します

① 青少年の文化芸術活動の充実

- ・文化・芸術を体験できる環境を整えるとともに、子どもたちによる文化・芸術の振興と継承を目指す関係団体の活動を支援します。
- ・学校と連携を図り、質の高い文化・芸術を鑑賞する機会を創出するとともに、体験・学習の機会を充実します。
- ・特色ある文化芸術活動や地域行事への参加促進を図ります。

② 市民による地域に根ざした文化活動や新たな創造への支援

- ・広域連携による文化芸術活動を支援し、広域的な文化交流を推進します。
- ・市民の文化活動の場として、既存の文化施設のほか、街かどや文化財などを活用し、地域の活性化につなげます。
- ・文化芸術活動に取り組む団体の自主性を尊重し、地域に根ざした文化活動を支援します。

基本施策３ サントミューゼを核とした文化の薫る創造都市の実現を目指します

① 文化創造都市としての「創造育成」事業の推進

- ・子どもと芸術家のふれあい事業、子どもアトリエの創作プログラム、お絵かきひろばの活用などにより、子どもたちの自由な発想、感性、創造力を育みます。
- ・公民館などを会場に、地域ふれあいコンサートを開催し、身近に芸術を感じる機会を提供します。
- ・市民が参加し自ら創造する体験型講座、創造公演を実施するとともに、絵画、木彫、版画、写真などの講座を開催し、愛好者の育成と拡大を図ります。
- ・商店街などとの連携を図り、市民も参加できるイベントを実施し、市民交流を深め、まちなかの賑わいを創出します。

② 市民とともに歩む施設を目指す「市民協働」事業の推進

- ・サントミューゼ運営への市民サポーターの充実を図るとともに、実行委員会の一員として参加できる事業を展開します。
- ・ホール、舞台、美術館に関する基礎知識や専門知識を習得する講座を開催し、地域と芸術をつなぐ人材を育成します。
- ・市民自らが音楽、美術、芸能など、多方面の文化芸術活動の成果を発表できる場を提供・支援します。

③ 魅力ある「鑑賞」事業の推進

- ・企業との共催や企業メセナの受入れに積極的に取り組み、より質の高い鑑賞事業を提供します。
- ・アンケートなどを実施し、魅力ある鑑賞事業や美術展覧会を展開します。
- ・郷土作家の顕彰と作品展示によって郷土愛を育みます。

（参考）関連する個別計画

第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想

6-2-1 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり

上田市の持つ「人・食・文化・産業・情報」などの多様な魅力を向上させ、市内外にその魅力を発信していくことで定住人口や交流人口とあわせ、上田市に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、「来たい・また来たい・住みたい・住み続けたい都市」の実現に向けた取組を推進します。

現状と課題

- ・少子化、高齢化及び人口減少などの社会経済状況の変化への対応と、激化する地域間競争に優位に立つため、平成30年に策定した「上田市シティプロモーション推進指針」に基づき、まちの多様な魅力を市内外に戦略的、効果的に発信していく必要があります。
- ・観光消費の拡大は、幅広い分野に経済効果をもたらすため、真田氏をはじめ上田の豊かな歴史に育まれた多彩な観光資源を活用した「稼げる観光地づくり」が必要となります。
- ・移住・定住を促進するため、仕事、生活、教育及び健康など多分野にわたって上田の「暮らしやすさ」をアピールしていく必要があります。
- ・若年層が移住を検討する上での懸念要素としていわれる就業について必要な支援策を講じるなど、移住者を呼び込むための関連施策を全庁的に展開する必要があります。
- ・市民が郷土への愛着と誇り（シビックプライド）を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思ってもらえるよう、内向的なシティプロモーションを展開していく必要があります。

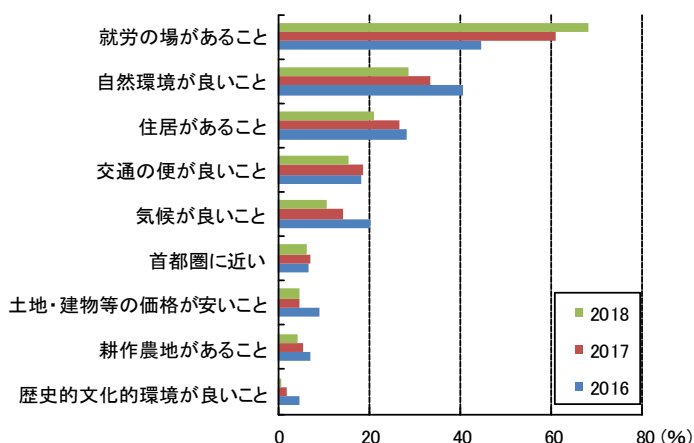
移住者に「選ばれる地域」とは

- ・就労の場があること
- ・自然環境が良いこと
- ・住居があること
- ・交通の便が良いこと

以上の4点を課題としてとらえている移住者が多い傾向にある。

とりわけ、施策として対応が可能な就労と住居に関する課題解決が重要であるといえる。

【移住地選択の条件（優先順位）】



出典：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター2018年アンケート結果

達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
空き家情報バンクを利用した移住・定住者の数	39人 (平成30年度)	250人 (25人/年 10年間)
空き家情報バンク成約件数	15件 (平成30年度)	120件 (12件/年 10年間)

各主体に期待される主な役割分担

市民	・上田市の良さ・魅力を積極的にPRします。 ・移住・定住者の受入れ態勢を整備します。
事業者	・上田の豊かな歴史に育まれた多彩な観光資源を活用した旅行商品や関連商品の開発を行います。 ・移住・定住促進に向け、宅建関係事業者の受入れ態勢の維持・強化に取り組みます。

施策の方向性・展開

基本施策１ 「来たい・また来たい・住みたい・住み続けたい都市」の実現を目指します

① シティプロモーション戦略に基づく多様な魅力の発信

- ・「上田の魅力発信・選ばれる都市づくり」の推進に向け、「上田市シティプロモーション推進指針」に基づき、市民の郷土への愛着と誇り（シビックプライド）を醸成しながら、官民一体となったプロモーションを展開していきます。
- ・庁内に「推進本部」を設置し、「人・食・文化・産業・情報」などのさまざまな上田の魅力を戦略的、効果的に発信するシティプロモーションに取り組み、受け手となる人たちとの良好な関係を創造しながら地域外の人々とのさまざまなつながりを構築します。
- ・若者の多様な意見を生かす魅力的なまちづくりを進め、若者の定住を促進します。

② 上田の「歴史と魅力」を生かしたまちづくりの推進

- ・上田が持つ多彩な観光資源を全国に情報発信することで、国内外からの観光誘客を推進し、幅広い分野に経済効果を波及させていきます。
- ・真田氏ゆかりの歴史や文化に関する生涯学習の機運醸成を図ります。

基本施策２ 移住に向けたシティプロモーションを推進します

① 移住希望者への情報発信

- ・移住希望者の多様なニーズを把握した上で、大都市圏で行う移住相談会で情報を提供します。
- ・仕事、生活、教育及び健康などの上田市での暮らしにかかわる情報をパンフレットやホームページ、PR映像などの媒体により発信します。
- ・空き家を提供したい人と空き家を利用したい人に対して相互の情報を収集及び発信する「空き家情報バンク制度」を活用し、定住人口の増加と空き家解消による地域の活性化を促進します。
- ・地域コミュニティへの橋渡しなどの支援を行う先輩移住者や地元住民・団体のサポート体制を充実し、移住希望者に向け助言していきます。
- ・就農を希望する移住者に、ＪＡなどの関係機関を通して農地に関する情報を提供するとともに、営農技術支援を含めた相談や受入れ体制を充実します。

② 移住へと導く関連施策の展開

- ・移住希望者を対象に、市内の住宅物件の見学や生活体験ツアーを実施します。
- ・移住・定住コーディネーターを設置し、仕事や住居の確保、子育てなどさまざまな課題をサポートする相談体制を充実し、移住に係る負担を軽減します。
- ・クラインガルテンなど一定期間上田市に住んで生活体験をすることができる施設の整備やプログラムを実施します。
- ・若年層や働き手世代をターゲットとして、ＵＩＪターン希望者に働く場の紹介やスキルアップ研修など就労支援策を実施します。
- ・地域おこし協力隊員*として都市地域から受け入れ、農業や観光、住民の生活支援など地域の活動に協力してもらいながら、定住・定着を推進します。

（参考）関連する個別計画

上田市シティプロモーション推進指針

6-2-2 交流・連携促進による地域の活性化

広域的な市町村連携や姉妹都市などとの交流を促進し、地域の魅力や活力を高めます。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化を見据えた自治体経営として、各市町村が持つ機能や魅力を生かしあい、相乗効果を高めていく、新たな広域連携の重要性が高まっています。
- 上田地域定住自立圏の中心市として、生活圏をともにする構成市町村との連携を密接に図りながら、圏域をリードし、全体の発展を目指していく必要があります。

【上田地域定住自立圏（圏域7市町村）】



達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
上田地域定住自立圏 取組事業数	61 事業 (平成30年度)	65 事業

各主体に期待される主な役割分担

市民	観光や文化などの地域資源を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、関係自治体をはじめ、各都市間の交流や連携を深めます。
事業者	地域の活性化、地域経済の振興につながる取組に協力します。
行政	地域力強化に向けた広域連携を促進します。

施策の方向性・展開

基本施策1 広域連携により地域力を強化します

① 長野、松本、上田トライアングル都市連携の推進

- 長野市、松本市との連携を推進し、共通課題への対応や地域活性化に向けた施策を展開します。

② 上田地域定住自立圏及び広域行政の推進

- 上田地域定住自立圏*の構成市町村と連携を密に「第2次上田地域定住自立圏共生ビジョン」に掲げる連携事業を着実に進め、適宜見直ししながら、行政経営の効率化を図り、安心して暮らし続けられる魅力あふれる圏域を形成します。
- 上田地域広域連合の構成市町村（上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町）とともに、循環型社会の構築、地域医療、観光振興など、広域における課題解決や地域の活性化を図ります。

③ 国内外の姉妹都市などとの交流

- ・国内外の各都市との交流の歴史を踏まえながら、地域資源を生かす魅力あるまちづくりに向け、市民レベルのさらなる交流促進や行政間、各種団体との新たな連携策を展開します。

④ 新たな価値を創る広域連携・交流促進

- ・地域資源を生かす関連自治体との連携強化を深め、観光や文化面での交流を促進します。
- ・スマートウェルネスシティ構想*の実現を目指す全国の自治体と連携し、健幸都市うえだのまちづくりを進めます。
- ・教育再生首長会議*を構成する全国の自治体との連携を図り、子どもたちのより良い教育環境づくりを進めます。

【国内外の姉妹都市などの一覧】

呼称	都市名		提携年月日（提携時市町村）
友好交流都市	寧波市	中華人民共和国浙江省	平成 7年 2月 9日（旧上田市）
友好都市	ブルームフィールド市郡	アメリカ合衆国コロラド州	平成13年 5月24日（旧丸子町）
姉妹都市	ダボス町	スイス連邦グラウビュンデン州	昭和51年 3月25日（旧真田町）
姉妹都市	鎌倉市	神奈川県	昭和54年11月 5日（旧上田市）
姉妹都市	上越市	新潟県	昭和54年11月 5日（旧上田市）
姉妹都市	豊岡市	兵庫県	昭和54年11月 5日（旧上田市）
姉妹都市	九度山町	和歌山県	昭和52年 5月 4日（旧真田町）
友好都市	練馬区	東京都	平成 6年12月 1日（旧武石村）

（参考）関連する個別計画

第2次上田地域定住自立圏共生ビジョン

○ 指標・目標値一覧 第6編 文化・交流・連携【文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり】

編章節	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
6-1-1 文化遺産の継承と活用	市の歴史や文化財に愛着や誇りを感じる市民の割合	61.2% (令和元年度)	66%
	歴史や文化を大切にしたい上田らしさを感じる市民の割合	51.0% (令和元年度)	55%
6-1-2 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	文化芸術に触れ、参加する機会に恵まれていると感じる市民の割合	43.5% (令和元年度)	45%
6-2-1 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり	【戦略】空き家情報バンクを利用した移住・定住者の数	39人 (平成30年度)	250人 (25人/年 10年間)
	【戦略】空き家情報バンク成約件数	15件 (平成30年度)	120件 (12件/年 10年間)
6-2-2 交流・連携促進による地域の活性化	【戦略】上田地域定住自立圏 取組事業数	61事業 (平成30年度)	65事業

(注)【戦略】は、「上田市総合戦略」でも設定している重要業績評価指標(KPI)

■ 第6編と関連性の高い「上田市総合戦略」の数値目標・重要業績評価指標(KPI)

※前掲の【戦略】を除く

上田市総合戦略 における 関連施策	指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
基本目標 3：人口の社会増を伸ばす (※数値目標)	社会移動（転入者数－転出者数）	△68人 (令和元年)	213人
3-② 移住相談、受入れ体制のワンストップ化促進	移住相談件数	117件 (令和元年度)	150件
4-④ 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	地域おこし協力隊員の定着率	100% (令和元年度)	100%